

令和4年度版

秋田の子ども・若者



あきた家族ふれあいサンサンデー
シンボルマーク

**秋田県あきた未来創造部
次世代・女性活躍支援課**

は　じ　め　に

子ども・若者は、これからの秋田の発展を支えるかけがえのない存在であり、すべての子ども・若者が夢や理想を抱きながら、自立した人間として健やかに成長することは、すべての県民の願いです。

令和4年度における県内の不登校児童生徒数、いじめの認知件数は共に過去最多となり、新型コロナウイルス感染症の拡大により長期化した学校休業や外出の自粛等で、一部の子ども達が学校生活において友人との交友関係をうまく築けなかったことが要因の一つと考えられ、学習機会や学校行事等とともに、人や社会との交流機会を失ったことで、心と体の発達の過程にある子ども・若者へ与えた影響が懸念されております。

全ての子ども・若者が周囲の人々から見守られ、人とのつながりの中で不安等を払拭して成長していけるよう、社会全体で子どもたちの様子に目を配り、学校や地域と連携を図りながら、将来の夢や希望、郷土愛を育む施策に取り組むことが大切です。

こうした時代の変化やこれまでの取組の成果・課題を踏まえ、子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにしていくための指針として、令和3年3月に「第3次あきた子ども・若者プラン」を策定しました。今後はこのプランを基本として、「子どもや若者を尊重し、すべての世代が支え合いながら共に生きる社会」の構築に向けた環境づくりを進めてまいります。

このたび、これら施策の実施状況等を取りまとめた「令和4年度版 秋田の子ども・若者」を作成しました。

多くの県民の皆様にご活用いただき、秋田の子ども・若者の育成・支援の一助となれば幸いです。

令和5年12月

秋田県あきた未来創造部
次世代・女性活躍支援課
課長 六澤 恵理子

目 次

第 1 部 あきた子ども・若者プランに基づく施策の実施状況

1	第 3 次あきた子ども・若者プラン	1
2	第 3 次あきた子ども・若者プランの取組状況要約版	3
3	第 3 次あきた子ども・若者プランの取組状況	6

第 2 部 子ども・若者を取り巻く状況

第 1 章	子ども・若者人口	
1	秋田県子ども・若者人口（0～39歳）の現状と推移	25
2	秋田県の市町村別 5 歳階級別人口（0～39歳）	26
第 2 章	子ども・若者の教育	
1	学校教育について	28
2	児童・生徒数の推移	29
3	中学校・高等学校卒業後の進路状況	30
第 3 章	子ども・若者の健康と安全	
1	発育状態について	31
2	交通事故、自殺について	33
3	非行少年等の概要	35
4	環境浄化の取組について	38
第 4 章	子ども・若者の労働	
1	子ども・若者の就業状況	40
2	若年層の給与額	41
3	新規学卒者の初任給	42

第 3 部 子ども・若者行政関係資料

1	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	
(1)	条例制定の経緯・特色	43
	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	47
	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則	63
(2)	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく 推奨図書等一覧	67
2	相談機関一覧	80
3	県内の主な青少年団体の概要	87
4	市町村青少年行政主管課一覧	89
5	青少年育成県・市町村民会議一覧	90

第1部 あきた子ども・若者プランに基づく施策の実施状況

1 第3次あきた子ども・若者プラン

(1) プラン策定の趣旨

県では、県民総参加による青少年健全育成運動を進めるための指針として、昭和47年に「秋田県青少年育成総合基本計画」を策定し、以後、社会経済情勢の変化を踏まえ、平成18年の第9次計画まで見直しを行ってきた。

国では、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成22年7月に策定された「子ども・若者ビジョン」を、平成28年2月に見直し、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。

本県においても、平成23年3月に策定された「あきた子ども・若者プラン」及び平成28年3月に策定された「第2次あきた子ども・若者プラン」における取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえつつ、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むための取組を推進するため、「第3次あきた子ども・若者プラン」を令和3年3月に策定した。

(2) プランの位置づけ

プランは、子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけられるものであり、今後の県の子ども・若者育成支援の基本的な指針となるものである。

また、このプランは、県政運営の指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」及び「新秋田元気創造プラン」、人口減少の克服と秋田の創生の実現を目指す「第2期あきた未来総合戦略」、子ども・子育て支援の総合的な推進について定めた「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」などの個別計画との整合性を図りつつ、方向を整理している。

(3) プランの対象となる子ども・若者の範囲

子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とするが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も少なくないことから、これらの若者もプランの対象とする。

(4) プランの推進期間

本プランの推進期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間である。

<第3次あきた子ども・若者プランについて>

プラン策定の趣旨

- 青少年健全育成運動を進めるための指針として「秋田県青少年育成総合基本計画」を策定し、第9次計画まで見直し
- 国が平成28年2月に見直した「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえつつ、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むための取組を推進するため「第3次あきた子ども・若者プラン」を策定

プランの性格と推進期間

- 県の子ども・若者育成支援の基本的な指針
- 対象とする「子ども・若者」は0歳～30歳代
- 推進期間は令和3～6年度の4年間
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけ

プランの推進体制

- 「秋田県青少年健全育成審議会」等に施策の推進状況を報告し、意見を聴きながら推進
- 県の関係各課が市町村や民間との連携を強めながら、一体となった取組を推進

目指す社会

子ども・若者を尊重し、全ての世代が支え合いながら共に生きる社会

政策展開に当たっての基本的な視点

- 1 社会を構成する担い手として子ども・若者を位置づける
子ども・若者と大人がお互いを尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共に生きていく。
- 2 子ども・若者の置かれている状態に応じて支援する
一人ひとりの置かれた状況、発達段階、性別等に応じたきめ細かな支援を行う。
- 3 多様な主体による取組とネットワーク化を促進する
社会を構成する多様な主体の連携を推進していくとともに各主体が情報を共有しながらネットワーク化を図る。

基本目標

- ①子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり
- ②困難を有する子ども・若者の支援
- ③秋田の未来を切り拓く子ども・若者への支援

子ども・若者の成長に応じた施策を展開

乳幼児期（生まれる前～5歳）

- 施策1 安心して出産できる環境の整備**
母子保健対策や周産期医療体制の充実など、安心して出産できる環境づくりを促進
- 施策2 子育てやその支援の充実**
就学前の保育の受け皿を充実、父親の育児参画や企業の仕事と子育ての両立支援を促進
- 施策3 要保護児童に対する支援**
児童虐待防止に向けて早期発見・早期対応の取組強化、「里親制度」の普及と啓発
- 施策4 支援を必要とする親へのサポート**
ひとり親家庭への生活・就業支援やDV対策を推進

結婚・出産

青年期（おおむね18歳～）

- 施策1 職業能力開発・就労等の支援**
就業のための能力開発への支援や、就職マッチング機会の拡大等による県内定着・回帰を促進
- 施策2 多様な学びの場の確保**
県民の多様で高度な学習ニーズに対応するため、体系的かつ総合的な学習機会を提供
- 施策3 地域の活力を担う若者の支援**
若者による地域活性化の取組を促進、地域で主体的に行動する若者を育成・支援
- 施策4 出会いと結婚・子育て等への支援**
若者の出会い・結婚を支援、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進
- 施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援**
ニートやひきこもり状態にある若者の自立に向けたサポートを強化

学童期（6歳～12歳）

- 施策1 心身の健康づくりの推進**
スポーツを通じた体力の向上や人格形成など、心身両面の健康づくりに向けた取組を充実
- 施策2 家庭や地域の教育力の向上**
家庭教育支援体制の充実や、放課後児童クラブ等における子どもの居場所づくりを促進
- 施策3 安全・安心な環境の確保**
安全・安心な地域づくりを促進、インターネットセーフティを推進
- 施策4 要保護児童に対する支援**
障害のある子どもの状況に応じた支援・指導、児童虐待の防止対策や児童ポルノ等の犯罪対策を推進

思春期（13歳～おおむね18歳）

- 施策1 心身の健康づくりの推進**
体力づくり・スポーツ活動や心の健康づくり・自殺予防の取組を推進
- 施策2 個性と創造力を育む教育の推進**
少人数学習やICTを活用した学習を推進、男女共同参画等について考える教育を充実
- 施策3 ふるさとへの愛着の醸成、国際的視野の育成**
ふるさとと触れ合う機会を充実、国際理解・国際交流を促進
- 施策4 社会参加・参画機会の拡大**
地域社会の一員であることの自覚を高めるため、ボランティア活動の促進や文化活動を推進
- 施策5 社会への旅立ちの支援**
キャリア教育の推進や、進路指導・就職支援等の充実、教育に係る経済的負担を軽減
- 施策6 無業の若者・障害のある若者への支援**
無業の若者や障害のある若者に対し、進路相談や就労支援等を実施
- 施策7 若者を非行・事件から守る取組**
インターネット利用による犯罪被害等から子どもたちを守る取組を推進

義務教育期（6歳～15歳）

- 施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進**
子ども一人ひとりに確かな学力を定着させつつ、ふるさと教育や多様な体験活動を推進
- 施策2 小・中学校の連携の推進**
義務教育9年間を通じた、連続性のある教育活動を展開
- 施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進**
学校・家庭・地域社会が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進
- 施策4 いじめ防止と困難を有する子どもへの支援**
いじめ認知後の即時対応や不登校対策を推進

2 「第3次あきた子ども・若者プラン」の取組状況要約版

1 乳幼児期

指 標	単位	実績値 (H28~R3)						目標値		達成率	所 管 部 署	現 状 分 析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課 題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R6	備考						
① 妊娠・出産包括支援事業実施市町村数	市町村	—	—	2	3	6	10	25		40.0%	健康福祉部 保健・疾病対策課	産前・産後事業の支援拠点となる「子育て世代包括支援センター」が、令和2年度末をもって、全市町村に整備済みである。また、この事業の中の「産後ケア事業」については、令和元年の改正母子保健法により法的に定められ、令和6年度末までに各市町村が取り組むよう、努力義務とされている。 こうしたことから、実施市町村は徐々にではあるが、増えていくことが予想される。	産後ケア事業実施にあたっては、各地域の産科医療機関(空床利用)、助産師、デイサービス型実施施設等の社会資源が限られてくるため、全市町村実施に向けて、広域対応や人材確保等が必要になると思われる。 コロナ禍が続く場合、産科医療機関における利用者受入に制限が出てくると思われる。	市町村及び受託側(産科医療機関、助産師会、デイサービス型実施施設等)における課題整理、情報共有。 先行実施市町村の取組状況を、研修会等を通じて共有。	
② むし歯のない3歳児の割合	%	77.5	81.3	82.3	82.9	81.2	R5.3月 判明予定	90.0	R4	未判明	健康福祉部 健康づくり推進課	歯科専門職が少ない市町村支援のために、県で啓発資料を作成し配布しているほか、啓発資料の有効活用のための研修会を開催している。 むし歯のない3歳児の割合について、近年増加傾向にあるものの、コロナ禍における歯科保健指導の機会の減少や家庭で過ごす時間の増加による不規則な食習慣などの影響などにより、令和2年度は減少した。	コロナ禍における歯科保健指導の機会の創出と家庭での食習慣の改善が課題。	コロナ禍において対面での研修が困難な状況が続いていることから、オンラインを活用した研修の実施や、家庭での食習慣の改善を啓発するリーフレットや動画などの作成の必要がある。	目標値は令和4年度。 令和3年度実績値は令和5年3月に判明予定。
③ 翌年度4月1日時点の保育所等の待機児童数	人	41	37	65	22	10	7	0		—	教育庁 幼保推進課	各種施設整備事業補助金等を活用した受け皿の拡大などにより、待機児童数は減少しているが、近年、就学前教育・保育施設に入所する児童の割合が上昇しており、入所児童の9割超が保育施設(保育所・認定こども園等)に集中している。	より多くの保育士等の配置を必要とする3歳未満児において、保育需要(入所希望)が増加しており、一部の地域で必要な保育士等が確保できず待機児童が発生している。	待機児童数は年々減少しており、各事業の効果が取組成果として現れている。引き続き、待機児童数の減少に向けて、新規人材の確保及び職場環境整備、施設整備などの支援を行う。	
④ 児童虐待により死亡又は重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	1	1	1	0	0	0	0		100%	健康福祉部 地域・家庭福祉課	児童虐待防止に関する普及啓発や児童虐待の早期発見・早期介入により、重大化事案の未然防止につなげている。	市町村、学校、警察等との連携強化を継続する。	これまでの取組を継続し、引き続き発生防止に務める。	
⑤ 母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	14.4	14.4	16.2	17.1	18.2	18.8	20.0		94.0%	健康福祉部 地域・家庭福祉課	離婚時における養育費取り決め証書の作成費用助成や、ひとり親に対する就労支援(資格取得費用助成等)を行っており、徐々にではあるが効果がでているものと考ええる。	制度の周知が不足している。	ホームページやチラシ配布等による積極的な周知活動を展開し、制度活用を促していく。	
⑥ 里親等委託率	%	8.5	9.6	12.2	13.2	17.6	24.2	26.0		93.1%	健康福祉部 地域・家庭福祉課	近年は向上し、令和3年度は20%を超えた。里親制度の普及啓発による里親登録者の増が一因と考ええる。	引き続き、里親登録者の増に取り組みとともに、里親委託開始後の不調を防止することが必要となる。	里親養育包括支援(フォスタリング)機関や里親支援機関の担当者が中心となり、里親家庭に寄り添いながら支援していく。	

2 学童期

指 標	単位	実績値 (H28~R3)						目標値		達成率	所 管 部 署	現 状 分 析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課 題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R6	備考						
① 小6体力合計点(男女平均) ※国公立小学校	点	63.3	63.4	63.7	63.2	—	62.1	64.3		96.6%	教育庁 保健体育課	平成30年度までは実績値が少しずつ向上していたものの、令和3年度は男女ともに前回(令和元年度)の実績値を下回った。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、調査を実施しなかった。	男女ともに、50m走について、全国平均を下回っている状況が毎年継続している。 また、1週間の総運動時間については、男女ともに全国平均を上回っているものの、県平均値は前回調査(令和元年度)に比べて減少した。	運動が苦手な児童を含めた全ての児童が運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、体育学習の一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体育的活動を推進し、運動やスポーツとの多様な関わり方がもてる場や機会の確保に努める。	令和2年度は調査中止により実績値無し。
② 朝食の摂取率(毎日食べる)(小学5・6年生) ※公立小学校	%	90.8	90.5	90.0	88.9	—	88.7	92.0		96.4%	教育庁 保健体育課	「児童生徒のライフスタイル調査」によれば、実績値は年々下降している。小学校5・6年生の実績値については、全国的な調査の結果と比較しても低い状態にある。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、調査を実施しなかった。	「朝食を摂取しない理由」については、「食べる時間がない」及び「食欲がない」が全体の7割以上であり、児童生徒を含めた家庭における朝食の重要性の理解不足や、朝食を用意できない家庭環境等が要因と考えられる。	「朝食を毎日食べる」などの望ましい食習慣の形成は、基本的な生活習慣の確立がその基盤になることから、健康教育・食育に係る研修会でその啓発を図るとともに、保護者や地域と連携した取組を一層推進する。	令和2年度は調査中止により実績値無し。
③ 食育ボランティアが行う食育活動への参加人数	人	—	—	—	25,767	23,080	12,899	27,500		46.9%	健康福祉部 健康づくり推進課	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度、3年度ともに、活動回数が前年度に比べて減少したため、参加人数も減少した。 目標値には達していないものの、関係団体において、食生活改善指導や農作物栽培指導、料理教室を中心とした活動が行われている。	コロナ禍で従来の対面による食育活動の展開が難しい状況である。	コロナ禍で対面での食育活動の実施が困難な状況が続いているが、リーフレットの配布等、感染対策を講じながら、引き続き、関係団体による地域での食育活動を継続していく必要がある。	
④ 地場農産物の学校給食利用率(年間)	%	33.2	30.9	29.0	32.1	27.5	27.7	35.0		79.1%	教育庁 保健体育課	年度毎に業績値が下がっている。目標値を設定した当時には使用量の多かった「もやし」が、取扱業者の廃業に伴い取扱量が「0」になったことや、葉物野菜の収穫時期の悪天候による不作、納入農家の離農等による収穫量の減少などが利用率の低下の要因と考えられる。	限られた予算の中で食材を調達するにあたり、地場産農産物より安価な国産農産物等を利用することについては、現実的な対応であると捉えている。 また、年間を通して安定した供給量を確保するという点においても、地場産物のみで必要量をカバーすることは難しい。予算と必要量の確保の両面からの手立てが求められる。	活用率を市町村別に見ると、最も高い市町村で55.3%、地域別に見ると県北が38.9%である。活用率の高い市町村や地域の情報を収集し、研修会等でその啓発を図る。 一方、本調査の指標が「主要野菜15品目」の活用率であり、広く地場産物の活用を考えるならば、この15品目以外の地場産農産物も含めた品目の活用率を指標することを検討したい。	
⑤ 放課後児童クラブ待機児童数	人	177	79	63	51	51	R4.12月 判明予定	0		未判明	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	より多くの児童を受け入れできるよう施設整備を行う事業者を支援することで、平成28年度以降の待機児童数は減少傾向にあったが、令和元年度から令和2年度にかけては減少ならなかった。 待機児童は一部の市にのみ発生しており、新興住宅地の開発等による特定の放課後児童クラブへの利用希望や高学年の利用希望が増加したことで待機児童の発生に繋がっている。	整備を行うのは事業者である市町村または民間団体となるが、整備を行う場所の確保や整備後の施設を運営する支援員の確保が難しいといった点が課題として挙げられる。	県が実施する放課後児童支援員認定資格研修によって支援員の確保を継続するとともに、待機児童解消のための放課後児童クラブ整備を優先しながら財政的支援を継続する方針である。 また、市町村に対して、待機児童解消のための受け皿拡大等について働きかける。	令和3年度実績値は令和4年12月に判明予定。

2 「第3次あきた子ども・若者プラン」の取組状況要約版

3 義務教育期

指 標	単位	実績値 (H28~R3)						目標値		達成率	所 管 部 署	現 状 分 析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課 題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R6	備考						
① ネットトラブル被害児童生徒 ※公立小・中学校	%	3.5	3.5	3.5	3.2	4.1	3.9	3.5	89.7%	教育庁 義務教育課	携帯電話やスマートフォンの所持率が微増している中において、ネットトラブルの被害にあった児童生徒の割合はわずかに減少し、3.9%となった。各学校において、情報モラル教育を計画的に推進していることやフィルタリング等の利用に関する保護者等への啓発活動の効果によるものと考えられる。	使用時間や使用場所等の家庭内でのルール設定に関する保護者への支援や、ネット依存・トラブル等を抱える児童生徒に対する関係機関と連携した支援の充実が必要となっている。	ネットハローと健全利用啓発事業、青少年教育施設を活用したネット依存対策事業等の取組を充実させることにより、社会全体で児童生徒をインターネットによる有害情報やトラブルから守り、インターネットを健全に利用できるような引き続き取り組んでいく。		
② 千人当たりの不登校者数 ※国公立小・中学校	人	9.2	10.8	14.1	15.0	17.0	R4.10月 判明予定	13.0	未判明	教育庁 義務教育課	本県の千人当たりの不登校児童生徒数は、全国平均の20.5人は下回っているものの、前年度比で小学校が1.1人、中学校が3.4人増加した。小学校中学年から高学年への進級時、小6から中1への進学時に増加傾向にある。 増加の要因として、「無気力、不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「親子の関わり方」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が挙げられる。	一度不登校になると、復帰するまで時間を要するため、今後、不登校児童生徒への個別の対応を進めることと併せて、積極的な生徒指導に力を入れ、新たな不登校児童生徒を生まない未然防止の取組を一層進める必要がある。	学校訪問や研修会等を通して、学校に以下の指導を行う。 ・児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導を充実させること。 ・保護者との信頼関係を築き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉や医療等の関係機関と連携しながら児童生徒の支援にあたること。 ・学校が、児童生徒にとって楽しく、安心して通う居場所となるため、いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止や即時対応に心がけること。	令和3年度実績値は令和4年10月に判明予定。	
③ 認知したいじめの解消率 ※公立小・中学校	%	94.5	94.2	93.8	93.8	94.0	R4.10月 判明予定	95.0	未判明	教育庁 義務教育課	いじめの認知件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒間の物理的な距離が広がったことや、様々な活動が制限され直接対面でのやり取りする機会やきっかけが少なくなったことなどにより減少したと思われる。今後もいじめに関する校内研修等を通じて、いじめの定義やいじめを正確に漏れなく認知することの重要性についての理解を進め、遊びやふざけあいに見えるようなものであっても、その背景や児童生徒の感じる被害性に着目して調査に計上することが大事であると捉えている。	認知件数はわずかに減少したものの、子ども同士の何らかのトラブルはこの学校でも起こりうることであり、校内の全教職員がアンテナを高くし、組織的に漏れなくいじめを発見・認知し、早期解決や再発防止に向けて迅速に対応することが必要である。 そのために、全教職員が、学校いじめ防止基本方針を共通理解した上で児童生徒の指導にあたることや、学級活動や道徳科等において、いじめに関わる問題を積極的に取り上げたり、児童会・生徒会が主体的に行ういじめ防止の取組を推進したりするなど、いじめを許さない学校づくりについて引き続き取り組む必要がある。	いじめを認知した際は、「チーム学校」として組織的に対応して解決に努めるよう指導していく。 また、学校がいじめの事実関係を正確に究明し、いじめの当事者とその保護者に対して適切な指導や援助をすることや、いじめが解決したと判断せず、当該児童生徒の観察と必要な援助に努めることも継続的に指導していく。	令和3年度実績値は令和4年10月に判明予定。	
④ 基礎学力向上のための指数(設定通過率を超えた設問数の割合)	pt	79.0	81.5	77.8	75.4	74.9	72.7	75.0	96.9%	教育庁 義務教育課	少人数学習推進事業によるきめ細かな指導の充実や、全国学力・学習状況調査、県学習状況調査及び高校入試を一体として捉えた検証改善サイクルが各学校で確立され、学力向上に向けた授業改善の取組が浸透している結果と思われる。	平均通過率が設定通過率を大きく下回る設問については、指導方法に課題があるか、作成した問題やその通過率の設定に課題があるのかという両面から分析していく必要がある。	各教科において行っている学年ごとの調査結果の考察の精度を上げて、授業における指導の改善に資する具体を例示し、各学校に提供する。 また、学力向上支援Webで提供している単元評価問題等に、課題と思われる問題等を取り上げ、授業における指導の改善を支援する。さらには、指導主事の学校訪問等で、指導の改善に向けた具体について丁寧に指導助言を行う。		
⑤ 英検3級以上の相当の英語力を有する中学3年生の割合 ※国公立中学校	%	37.1	49.1	48.3	39.1	—	53.1	60.0	88.5%	教育庁 高校教育課	令和2年度は文部科学省による英語教育実施状況調査が中止となったため実績値なし。令和3年度と同調査では、これまでで最も高い実績値であった。 要因は、教員研修や学校訪問の際に、言語活動中心の授業を推進し4技能5領域をバランスよく育成するよう指導の改善を図ったことと、中学2年生から高校3年生までを対象に英検IBAを実施し、生徒の英語力を客観的に把握し指導に役立てたことが挙げられる。	実績値は上がったものの、目標値には到達していない。英検IBAの実施を通して外部試験受験への意欲を高める必要がある。 また、4技能5領域の中で、「話すこと【やり取り】」に課題が見られることから、授業において即興でやり取りする場面を増やしたり、パフォーマンス評価を計画的に実施したりする必要がある。	英検IBAの結果を分析するとともに、復習問題を活用し弱点の補強を促進する。 また、教員研修と学校訪問を通して、教員の指導力及び英語力の向上を図る。	令和2年度は調査中止により実績値無し。	
⑥ 市町村における統括コーディネーターの配置率(地域学校協働活動関係)	%	—	—	16.0	24.0	24.0	36.0	100.0	36.0%	教育庁 生涯学習課	各種研修会や市町村訪問等の機会を捉えて情報提供に努めたことと、地域住民が統括コーディネーターを担っている市町村は2増えて9市町村となった。しかし、依然多くの自治体(15市町村)では、行政職員がその任を担っている。	行政職員が統括コーディネーターを担っている場合は、定期的に人事異動があることから、地域連携を持続するための体制づくりが停滞してしまうことが懸念される。	引き続き、市町村関係者や学校教職員等を対象とした研修会や協議会を企画し、地域住民による統括コーディネーターの必要性や効果について学ぶ機会を設定する。 また、各教育事務所・出張所、県生涯学習センターと連携し、統括コーディネーター配置を粘り強く働き掛けていく。		
⑦ SOSの出し方に関する教育の実施校の割合 ※国公立小・中学校	%	—	—	2.6	8.5	17.5	30.7	40.0	76.8%	健康福祉部 保健・疾病対策課	毎年、実績値が上昇していたものの、令和3年度は、当初開催予定であった学校が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止したため、30.7%となった。	今年度に入り、新型コロナウイルス感染者数が日々過去最高を更新していることから、感染拡大を危惧する学校が、中止または延期をすることが見込まれ、令和3年度以上に実績値が厳しくなる恐れがある。	講師等の感染予防を徹底し、安心して受講できるよう各学校に説明するとともに、児童・生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する教育、更には困難やストレスへの対処方法を身につけるための教育であることの重要性を説明しながら実施していく。		

4 思春期

指 標	単位	実績値 (H28~R3)						目標値		達成率	所 管 部 署	現 状 分 析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課 題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R6	備考						
① 中3体力合計点(男女平均) ※国公立中学校	点	52.9	53.6	52.5	52.5	—	52.4	53.6	97.8%	教育庁 保健体育課	前回(令和元年度)の実績値とほとんど変化はないものの、平成29年度をピークに低下しており、この傾向は男女共通である。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、調査を中止した。	男女ともに50m走や持久走について、全国平均を下回る状況が続いている。また、女子生徒については運動習慣の二極化傾向が見られる。	運動が苦手な生徒を含めた全ての生徒が運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、保健体育学習の一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体育的活動を推進し、運動やスポーツとの多様な関わり方がもてる機会の確保に努める。	令和2年度は調査中止により実績値無し。	
② 高3体力合計点(男女平均) ※公私立高等学校	点	55.4	55.4	54.5	53.3	—	53.3	55.5	96.0%	教育庁 保健体育課	平成29年度以降、男女ともに体力合計点が年々低下しているが、特に令和3年度の男子の低下が目立つ状況である。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、調査を中止した。	男女ともに50m走や持久走について、全国平均を下回っている状況が続いている。また、女子生徒については1週間の総運動時間が全国平均を下回っている。	運動が苦手な生徒を含めた全ての生徒が運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、保健体育学習の一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体育的活動を推進し、運動やスポーツとの多様な関わり方がもてる機会の確保に努める。	令和2年度は調査中止により実績値無し。	
③ 男女共同参画の意識を高める副読本の活用率	%	83.3	86.1	83.9	81.3	77.3	77.7	85.0	91.4%	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	令和3年度は前年比微増となったが、区別で高等学校の活用率が68.2%と低くなったことにより、目標値を下回っている。	内容の最終改定が平成28年度であり、時間が経過していることも活用率が伸び悩む要因となっている。 令和3年度に従来の「少子化対策副読本」と「男女共同参画副読本」を統合し、小学校、中学校、高等学校それぞれの発達段階に合わせた新たな教育資料を作成した。	令和3年度にリニューアルした副読本の活用を各学校に働きかけていく。		
④ 高校生のインターンシップ参加率(年間) ※公立 全日制・定時制	%	60.6	61.2	64.9	64.6	—	33.6	66.0	50.9%	教育庁 高校教育課	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため中止となったものの、3年度は感染対策を講じながら2,185名が就業体験活動に取り組んだ。実施した学校は公立52校中39校である。 また、令和元年度と比べると実施校は13校減少しているものの、徐々に活動を再開する学校が増えている。	生徒の多様な希望に添った体験内容の充実とそのための受け入れ事業の確保と拡大を図る必要があるものの、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの実施の在り方についても検討する必要がある。 進学校ではインターンシップの代替として認められているボランティア活動に偏る傾向がある。	地域における感染拡大状況を見極めながら、各学校と事業所との間において、十分に連携が図れるように支援し、全ての県立高校の実施を働きかける。 また、職業観の形成に効果的なインターンシップ活動の意義について進学校にも理解を深めさせ、実施の体制を整えるよう促す。	令和2年度は活動中止により実績値無し。	
⑤ 高校生の県内就職率 ※公私立 全日制・定時制	%	65.0	66.9	65.3	67.8	72.6	R4.12月 判明予定	74.0	未判明	教育庁 高校教育課	令和3年度の実績値は未判明だが、高校教育課による進路状況調査(4年3月31日調査)において、県内就職率は75.4%(同調査昨年:72.5%)であり、前年度と比べて2.9ポイントの増となる見込みである。	高校生及び保護者の県内企業に対する理解が少しずつではあるが進んでおり、県内就職率が向上しているものの、その水準を維持できるか懸念される。	就職支援員等によるきめ細かな進路支援を引き続き行うとともに、関係機関との連携により、地元企業等の説明会などの充実を図り、生徒と保護者の理解を一層深め、県内就職の気運を高める。	令和3年度実績値は令和4年12月に判明予定。	
⑥ 特別支援学校高等部卒業生の就職率	%	31.4	37.8	37.8	35.5	37.2	39.4	40.0	98.5%	教育庁 特別支援教育課	実績値が向上し、目標値に近づいている。 就職希望者の多さと各校の努力に加え、就業促進に係る事業を行っていることが後押ししたと考える。	就職可能な職場を一層増やすことができるよう、事業所の障害者理解と職域・職場開拓が必要である。	事業所の障害者理解と職域・職場開拓を促進する取組を検討していく。		
⑦ SOSの出し方に関する教育の実施校の割合 ※公私立高等学校	%	—	—	5.8	9.6	16.7	3.8	50.0	7.6%	健康福祉部 保健・疾病対策課	令和2年度までは実績値が少しずつ上昇していたものの、令和3年度は、当初開催予定であった学校が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止したため、実績値が大幅に下ってしまった。	今年度に入り、新型コロナウイルス感染者数が日々過去最高を更新していることから、感染拡大を危惧する学校が、中止または延期をすることが見込まれ、令和3年度以上に実績値が厳しくなる恐れがある。	講師等の感染予防を徹底し、安心して受講できるよう各学校に説明するとともに、児童・生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する教育、更には困難やストレスへの対処方法を身につけるための教育であることの重要性を説明しながら実施していく。		

2 「第3次あきた子ども・若者プラン」の取組状況要約版

5 青年期

指 標	単 位	実績値 (H28~R3)						目標値		達成率	所 管 部 署	現 状 分 析 (事業の取組成果、指標の推移、達成状況や実績値の増減要因分析など)	課 題 (左記の現状分析を踏まえ目標達成に向けた課題など)	今後の対応方針 (目標達成のために強化・改善する取り組みなど)	特記事項
		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R6	備考						
① Aターン就職者数	人	952	1,128	1,134	1,058	1,120	1,183	1,300		91.0%	あきた未来創造部 移住・定住促進課	令和2年4月以降、本県の有効求人倍率は全国を上回る水準で推移しており、また、Aターン就職支援サイト「あきた就職ナビ」の有効登録者数も増加傾向にあることから、Aターン就職者数は、令和2年度、3年度と続けて前年度よりも増加した。	20~40歳代の若い世代の移住希望者の多くが企業への就職を希望しており、就職に関する相談対応の強化が求められている。	Aターンプラザ秋田での相談対応やAターンフェアの開催に加え、「あきた就職ナビ」の更なる活用を図るほか、企業とのマッチング機会と移住情報を一体的に提供する移住・交流フェアの開催などにより、Aターン就職のあっせんを行っていく。	
② 若者の文化活動等を支援する事業への申請数	件	6	6	11	13	8	12	18		66.7%	観光文化スポーツ部 文化振興課	新型コロナウイルス感染症の影響により、文化団体等による事業の中止等が相次ぎ、目標値を達成することができなかった。	多くの文化団体が活動の機会が失われていることに加え、伝統芸能や芸術文化活動の担い手の高齢化が進んでおり、若者が文化に触れる機会の確保や人材育成が求められている。	芸術文化活動への助成や若者の作品発表機会の充実等に加え、質の高い芸術鑑賞や技術指導などを通じ、芸術文化の向上を図るほか、伝統芸能に関心をもってもらう事業の実施等により、次代を担う若者の育成に取り組んでいく。	
③ 「あきた結婚支援センター」への成婚報告者数	件	211	176	159	162	103	129	245		52.7%	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	あきた結婚支援センターのAIマッチングシステムと結婚コーディネーター職員の支援等により、令和3年度の成婚報告者数は前年比25.2%増の129人となった。	婚活であることを前面に出す出会いイベントについて、ハードルが高く参加することに抵抗を感じる独身者もいる。対面での出会いイベントが減少している中であっても、出会いの機会を求める声がある。	趣味などを切り口として、友人を作る感覚で気軽に参加できる出会いの場を設ける。ウィズコロナに対応した対面イベントと、オンラインによるイベントを開催し、独身者に出会いの機会を提供する。	
④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定件数(従業員100人以下の企業)	社	262	287	361	454	518	559	600		93.2%	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	「あきた女性活躍・両立支援センター」の企業訪問による支援により、若年女性に魅力ある職場環境づくりに向けた計画策定企業は順調に増えている。	計画に掲げる取組内容が、長期的かつ継続的なものではなく、一時的な取組となっているケースが見受けられる。	引き続き、「あきた女性活躍・両立支援センター」の企業訪問を通じて、若年女性に魅力ある職場づくりを推進するよう普及啓発等を実施するほか、アドバイザーの派遣による一般事業主行動計画の策定支援を通じて、柔軟な働き方の導入など取組のレベルアップを図る。	
⑤ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定件数(従業員300人以下の企業)	社	64	130	174	206	335	440	540		81.5%	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	「あきた女性活躍・両立支援センター」の企業訪問による支援により、若年女性に魅力ある職場環境づくりに向けた計画策定企業は順調に増えている。	計画に掲げる取組内容が、長期的かつ継続的なものではなく、一時的な取組となっているケースが見受けられる。	引き続き、「あきた女性活躍・両立支援センター」の企業訪問やアドバイザー派遣による行動計画策定支援を行い、継続的な取組の促進を図るほか、新たな認定制度の創設等により企業の取組の加速化を図る。	
⑥ 若者による秋田の活性化や地域貢献に資する取組の実践件数(累計)	件	—	—	—	—	1	8	30	4年間の累計	26.7%	あきた未来創造部 地域づくり推進課	「若者チャレンジ応援事業」では、若者ならではの斬新なアイデアや、柔軟な発想で、これまで取り組まれてこなかった分野への挑戦を、資金面はもとより、専門家からのアドバイス等でも支援し、若者の活躍を促進した結果、ジェラート店やサウナサービスの創業等、若者による地域に根ざした事業が計9つスタートしている。	「若者チャレンジ応援事業」の応募者数が年々減少しており(R1・68人→R2・31人→R3・24人)、広く斬新なアイデアを募るため、応募者数の増加を図ることが急務である。また、応募された提案からは、思い付きと見られるような、未熟なアイデアが散見されることから、実効性のある提案を多くするための工夫を要する。	SNS広告や、過去の採択者の成功事例を動画等でPRするなどして、事業の認知度を向上させ、応募者数の増加につなげる。また、ワークショップ等を通じて応募者のアイデアの精度を向上させるための磨き上げ支援についても検討していく。一方で、過去の採択者が挑戦している取組については引き続き具体的な事業成果が得られるよう、専門家との面談などを通じて丁寧にフォローする。	目標値は計画期間(R3~R6)累計。
⑦ 若者の自立支援を通じた進路決定者数	人	116	120	119	101	102	97	400	4年間の累計	24.3%	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	県内17カ所に県が設置した「若者の居場所」で相談支援やボランティア活動への参加支援を行って若者の就業意欲を醸成したほか、国が設置する地域若者サポートステーションにおいて、国や市町村と連携して就労支援を実施したことにより、令和3年度の進路決定者数は97人となった。	社会的自立に困難を有する若者が、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために外出を控えることにより、自宅にひきこもる傾向に拍車がかかるおそれがある。	あきた若者サポートステーションや若者の居場所において、マスクの着用や換気などの基本的な対策を徹底した上で、必要に応じて電話やオンラインによるサポートも行いつつ、引き続き、若者の自立に向けて支援する。	目標値は計画期間(R3~R6)累計。

3 「第3次あきた子ども・若者プラン」の取組状況

※令和4年度予算額は、令和4年6月補正後予算額。

乳幼児期 <施策1> 安心して出産できる環境の整備						
柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)	
① 母子保健対策の充実	健康福祉部 保健・疾病 対策課	母体健康増進支援事業	妊婦の健康の保持・増進及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦歯科健康診査を実施する市町村に必要な経費を助成するほか、HTLV-1母子感染普及啓発を行う。 【令和3年度実施状況】 妊婦歯科健康診査受診券交付者数4,366人に対し、延受診者数は2,397人であった。また、HTLV-1に関する研修会を開催し、33名が参加した。	4,802	6,429	
	健康福祉部 保健・疾病 対策課	幸せはこぶこウノトリ事業	経済的な負担から不妊治療をあきらめることのないよう特定不妊治療費の一部を助成するほか、「こころとからだの相談室」(不妊専門相談センター)を運営する。 妻の年齢が43歳未満の夫婦に対して、1回につき30万円(一部治療除く。)まで。初回時の妻の年齢が40歳未満の場合は1子ごとに9回まで。40~42歳の場合は1子ごとに3回まで。男性不妊治療に対して1回につき30万円まで。 【令和3年度実施状況】 こころとからだの相談室相談件数: 面接99件、電話33件、メール102件 計234件 特定不妊治療に要した治療費について夫婦322組、572件に対し助成した。	157,837	95,238	
② 周産期医療体制の整備	健康福祉部 医務薬事課	総合周産期母子医療センター 運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター(秋田赤十字病院)の運営に対し、補助する。	111,731	152,597	
	健康福祉部 医務薬事課	総合周産期母子医療センター 設備整備事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター(秋田赤十字病院)において必要な医療機器の整備に対し、補助する。	7,618	※12月補正 予算計上 予定	
	健康福祉部 医務薬事課	地域周産期母子医療センター 運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、地域の周産期医療機関を支え、周産期に係る比較的高度な医療を行う地域周産期母子医療センター(大館市立総合病院、平鹿総合病院、秋田大学附属病院)の運営に対し、補助する。	47,182	57,395	
	健康福祉部 医務薬事課	産科医療機関確保事業	身近な地域で出産できるよう、分娩取扱数が少ない地域の産科病院に対し補助を行い、分娩取扱施設の確保を図る。(対象:北秋田市民病院、雄勝中央病院、市立角館総合病院)	68,430	68,430	
	健康福祉部 医務薬事課	周産期医療調査・研修事業	本県の周産期死亡の防止を図るため、周産期死亡の実態調査、改善方策の検討、各医療機関への周知を行うほか、県内の周産期医療従事者(医師、助産師等)の知識・技術の維持・向上を図る研修を実施する。 【令和3年度実施状況】 検討会 2回開催 研修会 遠隔テレビ会議で12回開催	526	756	
乳幼児期 <施策2> 子育てやその支援の充実						
柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)	
① 就学前の教育・保育の充実	教育庁 幼保推進課	保育士修学資金貸付事業	保育士確保を図るため、将来県内で保育業務に従事しようとする保育士養成施設在学学生に対し、返還免除付き修学資金の貸付を実施する。 【令和3年度実施状況】 新規貸付決定者110人	140,559	155,520	
	教育庁 幼保推進課	保育補助者雇上強化事業	業務過多から生じる保育士の離職防止を図るため、保育補助者の雇い上げに必要な費用を助成する。 【令和3年度実施状況】 3市9施設における13人の保育補助者雇い上げに対し助成した。	11,694	8,439	
	教育庁 幼保推進課	認定こども園施設整備事業	新たな教育・保育需要に対応する認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てるための基盤施設の整備を行う。 【令和3年度実施状況】 3市4施設に対し助成した。	81,791	65,751	
② 子育て世帯への経済的支援の実施	あきた未来 創造部 次世代・女性 活躍支援課	すこやか子育て支援事業	子育て家庭への経済的支援として、保育料・副食費や一時預かり利用料等の助成を実施する市町村に対して、その経費の1/2を助成する。 【令和3年度実施状況】 保育所等に入所する乳幼児の保育料に対し助成したほか、幼児の副食費に対し助成した。(保育料助成:延べ14,178人、副食費助成:延べ17,166人) 平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の一時預かり等の利用料について、年15,000円を上限に助成した。(延べ1,678人)	868,465	880,219	
	健康福祉部 障害福祉課	すこやか療育支援事業	障害児通所支援事業を利用する子育て家庭に児童発達支援等援助費等として助成を行う市町村に対し、その経費の1/2を助成する。	1,060	1,174	
	健康福祉部 長寿社会課 国保・医療 指導室	福祉医療費等助成事業	子育てに係る負担の軽減を図るため、乳幼児及び小中学生に対して医療費の助成を行う。 【令和3年度実施状況】 74,859人に対して、医療費自己負担額の全額又は一部を助成した。	781,165	970,076	
	建設部 建築住宅課	秋田県住宅リフォーム推進事業	子育て世帯の持ち家のリフォーム・増改築工事について20%上限40万円を補助する。子育て世帯が購入した空き家のリフォーム・増改築工事について30%上限60万円を補助する。 【令和3年度実施状況】 子どもと暮らしやすい居住環境の確保を図るため、子育て世帯のリフォーム・増改築工事を支援した。(571件:子育て世帯(持ち家型)492件、子育て世帯(中古住宅購入型)79件)	183,122	204,000	

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
③	父親の育児参画の促進	あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課	男女共同参画センター管理運営事業(学習・研修機会の提供に関する業務)	男性の家事・育児と仕事との両立を促進するためのセミナー等を開催する。 【令和3年度実施状況】 県内3センターにて、計6回の研修会を開催した。	—	—
		健康福祉部保健・疾病対策課	妊娠・出産包括支援事業	核家族化や少子化の影響による親の孤立を防ぐため、妊娠期からの育児力向上を目指す講座を開催する。 【令和3年度実施状況】 プレババスクールの開催:7回 参加者58名	885	914
④	地域における子育て支援の充実	あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課	子育て家庭を社会で支える気運醸成事業	あきた子育てふれあいカード協賛店のうち、カード利用者から高い評価を得ている店舗・企業を表彰する。 【令和3年度実施状況】 「あきたの結婚・子育て応援情報Webサイトいっしょにねっと。」のあきた子育てふれあいカード優良協賛店アワード投票ページからの得票が多かった5店舗を優良協賛店として選考し表彰した。	46	89
		あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課	子育て支援団体の地域ネットワークづくり支援事業	地域の実情に応じた子育て支援活動を主体的に推進できる体制づくりを進めるとともに、その活動を通じた女性の活躍や男性の育児参画を進めるため、子育て支援の中核となる地域のネットワークづくりと継続的な実践活動につなげる初期支援を実施する。 県北・中央・県南の3地域につくられた子育て支援団体の地域ネットワーク組織が、地域の実情やニーズに応じて主体的に考え活動できるよう、伴走型の支援として定期的な助言・指導や情報提供を行うとともに、随時の相談に対応するほか、相互交流による学びの機会を提供する。 【令和3年度実施状況】 県内3地区(県北・県央・県南)でワークショップとセミナーを各5回実施した。各地区で形成されたネットワークでは実践活動がそれぞれ実施された。ワークショップ等の参加者数は県北地域9名、県央地域20名、県南地域18名。また、報告書を350部作成し事例の普及啓発を図った。	2,293	2,117
		あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課	市町村子ども・子育て支援事業	「乳児家庭全戸訪問事業」や「地域子育て支援拠点事業」等の子育て支援事業を実施する市町村に対して、その経費の1/3を助成する。 【令和3年度実施状況】 「乳児家庭全戸訪問事業」や「地域子育て支援拠点事業」等の子育て支援事業を実施する市町村の事業費に対して助成した。(県内24市町村に対して助成)	162,836	175,980
		健康福祉部保健・疾病対策課	妊娠・出産包括支援事業	子育て世代包括支援センターにおいて中心的な役割を果たす母子保健コーディネーターの育成を図る。 【令和3年度実施状況】 母子保健コーディネーター育成研修の開催:3回 延参加者数74名	610	550
		教育庁幼保推進課	地域子ども・子育て支援事業	全ての子育て家庭を支援するため、市町村が地域の実情に応じて行う各種の取り組みを支援し、子どもを産み育てる環境の充実強化を図る。 【令和3年度実施状況】 一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業を実施する延べ496施設に対し助成したほか、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業として衛生用品等を購入した12施設に対し経費助成を行った。	295,370	350,406
⑤	一般事業主行動計画の策定を通じた企業の取組の促進	あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課	若年女性に魅力ある職場づくり促進事業	女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、経済団体等との連携により中小企業に対してきめ細かな働きかけを行うほか、女性活躍や仕事と育児・家庭との両立支援に取り組む企業への支援などにより、企業における取組を促進する。 【令和3年度実施状況】 「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、企業訪問による法制度の啓発や支援策等を紹介するとともに、女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に取り組む中小企業に対し、アドバイザーを派遣した。(企業訪問件数:延べ1,263社、アドバイザー派遣件数:114社)	21,596	19,459
乳幼児期 <施策3> 要保護児童等への支援						
柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
①	児童虐待防止対策の推進	健康福祉部地域・家庭福祉課	子ども虐待防止対策事業	児童虐待の防止や早期発見、早期解決のための各種取組や児童の自立支援等を行う。 【令和3年度実施状況】 児童虐待防止月間において、延べ3カ所において、啓発イベントを実施し、11月に虐待防止の看板を県庁正面にて設置した。 児童相談所体制強化のため、児童福祉司等の任用研修を実施した。	7,074	34,339
②	障害のある子どもへの支援	健康福祉部障害福祉課	障害児等療育支援事業	在宅障害児(者)の生活を支えるため、医療療育センターを核とした県内4カ所の地域療育医療拠点施設の相互連携により、各地域で療育サービスを提供するとともに、療育支援体制を持つ県内8カ所の施設の機能を活用し、身近な地域で療育支援が受けられる体制の充実を図る。	44,841	44,155
		健康福祉部障害福祉課	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う医療療育センターの安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援する。(発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。)	1,008,814	1,100,958
		健康福祉部障害福祉課	自立支援医療(育成医療)	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/4を負担する。 【令和3年度実施状況】 164件	2,387	3,088

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
乳 幼 児	② 障害のある子どもへの支援	健康福祉部 保健・疾病 対策課	小児慢性特定疾病医療費助 成事業	小児慢性特定疾病のうち小児がんなど特定の疾病については、その医療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、その医療の確立と普及を図り、併せて医療費を助成する。 【令和3年度実施状況】 令和4年3月31日時点受給者証所持者：547人(秋田市除く。)	89,348	98,933
		教育庁 特別支援教 育課	特別支援教育体制整備推進 事業	障害のある幼児の支援のため、特別支援教育コーディネーターの資質向上、専門家・支援チームによる支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。 【令和3年度実施状況】 新任特別支援教育コーディネーター研修会は年2回開催し、332人の参加があった。専門家・支援チームによる巡回相談は250回実施した。	900	1,092
	③ 発達障害のある子どもへの支援	健康福祉部 障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協 議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討するため、協議会及び研修会を開催するとともに、発達障害児者及び家族等支援事業を発達障害者支援センターに委託して実施する。	863	1,356
		健康福祉部 障害福祉課	発達障害者支援センター運営 事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。(予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。) 【令和3年度実施状況】 相談件数3,222件	-	-
④ 社会的養護体制の充実	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	家庭養護推進体制整備事業	里親制度の普及啓発、里親に対する研修、委託児童と里親のマッチングから委託解除後における支援に至るまで一貫した、里親養育包括支援(フォスタリング)事業を行う。 【令和3年度実施状況】 県内16会場で広報ポスター展示、11カ所で普及啓発イベントを開催、各種団体・個人に対する説明会は39回開催(計239名参加)。 里親研修(登録)は、県北、県央、県南の3地区で、前期後期の各2回ずつ(計6回)実施。 未委託里親対象の研修は県内3会場で開催(計49名参加)、前里親を対象としたスキルアップ研修は2回開催(計19名参加)。	19,084	29,822	
乳幼児期 <施策4> 支援を必要とする親へのサポート						
期	柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
	① ひとり親家庭への支援	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	ひとり親家庭就業・自立支援セ ンター事業	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の母等を対象に、就業相談、技能取得のための講習会開催、求人情報の収集・提供等を行う。 【令和3年度実施状況】 就業相談359件、生活相談、福祉制度等の相談153件 介護職員初任者研修講習やパソコン講習、経理事務講習などの就業支援講習会等事業の実施。 弁護士による養育費関係の法律相談の実施。	9,213	9,213
	② DV対策の推進	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	女性福祉費	女性相談所を中心としてDV被害者への相談・保護及び自立支援等を行うほか、DVの未然防止のため、DV防止キャンペーン等の啓発活動を実施する。 【令和3年度実施状況】 女性相談員及び女性相談所にて受付たDV相談件数：783件 一時保護対象者のうちDV被害者：12名(全体の57.1%) 11月12～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、本庁、県福祉事務所、市町等13カ所でDV防止キャンペーンを展開した。 県内の産婦人科、高校・大学、その他関係機関へ対象に応じた啓発物を配布した。	47,476	51,181
	③ 子どもの貧困対策の推進	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	子どもの未来応援地域ネット ワーク形成支援事業	県民に対する啓発に継続して取り組むとともに、子どもの貧困対策に取り組む民間団体等のネットワーク構築を支援し、貧困状態にある子どもと子育て家庭を地域で支える気運の醸成を推進する。また、生活困窮家庭等の子どもに対する学習支援、その保護者等に対する家計改善支援を引き続き実施する。 また、令和3年に創設された「あきた子ども応援ネットワーク」が県内の子どもの貧困対策の平準化の基礎となるよう、機能強化に向け支援を行う。 【令和3年度実施状況】 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業(2カ所19名利用) ひとり親等生活困窮者に対する家計改善支援事業(のべ3件) 子どもの未来応援地域力促進事業(5回)	4,314	5,921
学童期 <施策1> 心身の健康づくりの推進						
学 童 期	柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
	① 体力づくり・スポーツ活動の推進	観光文化スポーツ部 スポーツ振 興課	生涯を通じた豊かなスポーツラ イフづくり推進事業	県民の健康で生きがいのある生活を創るスポーツ活動を充実させるために、総合型地域スポーツクラブの設立・育成により地域スポーツ環境の基盤を強化するとともに、スポーツ実施率の低い市町村や年齢層に対して指導者を派遣するなど、各世代のスポーツ機会の拡充や環境整備に向けた支援を行う。 【令和3年度実施状況】 総合型地域スポーツクラブの設立及び活動に関する支援として、広域スポーツセンター担当職員とクラブアドバイザーが29クラブに計40回訪問したほか、総合型クラブを中心とする総合型クラブサミットを年2回開催(計65名参加)して情報交換を行い、クラブ運営の充実を図るなどした。 小学生を対象にスポーツ能力測定会を1回開催し、小3～小6の計56名が参加した。測定結果を基に参加者に対して、それぞれが有する優れた能力や適したスポーツ種目を解説し、スポーツを始めたり、選んだりするきっかけを提供した。	2,738	3,660
		教育庁 保健体育課	小・中・高等学校学校体育担 当者連絡協議会	児童生徒の「生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現・継続する資質・能力の育成」及び「生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力の育成」並びに「体力の向上」を図るため、学校体育担当者連絡協議会を開催する。 【令和3年度実施状況】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集合型の研修会は行わず、解説等のオンデマンド配信及び資料配布を行った。	0	40

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
② 食育の推進	健康福祉部 健康づくり推進課	食の国あきた推進事業	「食の国あきた」推進会議を開催し、第4期秋田県食育推進計画に基づく取組状況等に関する協議を行うほか、地域振興局単位で食育地域ネットワーク会議を開催し、地域での食育に関する課題の共有及び情報交換を行う。 【令和3年度実施状況】 「食の国あきた」推進会議を開催し、第4期秋田県食育推進計画に基づく取組状況等に関する協議を行ったほか、地域振興局単位で食育地域ネットワーク会議を開催し、地域での食育に関する課題の共有及び情報交換等を行った。	99	229
	教育庁 保健体育課	学校食育リーダー育成事業	学校における食育を推進するため、給食指導及び食に関する指導について理解・推進できる教職員の育成を支援するとともに、地場産食材の活用・栄養教諭の配置拡充にも取り組む。 【令和3年度実施状況】 研修会をオンラインで開催し、各地区における地場産物活用に関する課題等について栄養教諭・学校栄養職員で情報交換を行った。93名の参加があった。	4	16

学童期 <施策2> 家庭や地域の教育力の向上

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
① 家庭教育支援体制の充実	教育庁 生涯学習課	学校・家庭・地域連携総合推進事業(家庭教育支援)	地域人材がチームで家庭教育に関する学習機会の提供や相談活動等を行うことにより、地域全体で家庭教育を支える取組や体制づくりを推進する。 【令和3年度実施状況】 家庭教育支援者養成講座を4回実施、計292名参加 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	37,981 (総合推進事業の内数)	54,433 (総合推進事業の内数)
② 地域教育支援体制の充実	教育庁 生涯学習課	学校・家庭・地域連携総合推進事業(協働活動・放課後子ども教室)	地域学校協働活動推進員等(地域コーディネーターを含む)が学校と地域の連携調整を行い、学校のニーズをもとに学習支援や学校行事支援等に地域のボランティアに参加してもらうことで、教員が児童生徒一人一人に向き合う時間を拡充する。 【令和3年度実施状況】 協働活動 24市町村(90本部)で実施 地域学校協働活動推進員・地域連携担当教職員等研修会を2回実施、計203名参加 放課後子ども教室 16市町村(94教室)で実施 放課後支援者研修会 北、中央、南各地区で計5回実施、計381名参加 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	37,981 (総合推進事業の内数)	54,433 (総合推進事業の内数)
学 童 期	教育庁 生涯学習課	③ 家庭・地域におけるインターネット健全利用の推進	子どもたちをネット上の有害情報やSNS等によるトラブルから守り、子どもたちがインターネットを健全に利用できるよう、人工知能(AI)等を活用し、安全・安心な利用環境を整え、社会全体の情報モラルの向上を目指す。 【令和3年度実施状況】 運営協議会(年2回)と職員研修(年2回)の実施 ネットパトロール事業の実施(通年) 啓発講座の実施(18市町村において、64回実施) 低年齢化対応講座の実施(4市町村での実施)	4,670	4,670
		④ 父親の育児参加の促進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	男女共同参画センター管理運営事業(学習・研修機会の提供に関する業務)(再掲)	男性の家事・育児と仕事との両立を促進するためのセミナー等を開催する。 【令和3年度実施状況】 県内3センターにて、計6回の研修会を開催した。

学童期 <施策3> 安全・安心な環境の確保

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
① 安全・安心なまちづくり支援	生活環境部 県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	地域での自主防犯活動を活性化させるため、情報誌「いかのおすし通信」の発行や優良な自主防犯活動団体の表彰を実施する。 防犯カメラによる安全、安心な環境を確保するため、防犯カメラ設置及び運用に関するガイドラインの周知を図る。 地域ぐるみで子供たちの安全確保を図るため、関係機関と連携し、「子ども110番の家」活動の充実を図る。 【令和3年度実施状況】 情報誌「いかのおすし通信」を発行(年3回)し、自主防犯団体、県内の小学校等へ配布するとともに、自主防犯優良団体4団体を表彰した。 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインについて、商工会議所等を通じて事業者等への周知を図った。 「子供110番の家」実務担当者会議において、関係機関と情報を共有し、活動の充実を図った。	7,448	8,103
	警察本部 生活安全企画課 人身安全対策課	子どもの安全対策	児童、生徒を対象とした防犯教室や不審者侵入対応訓練により、自己防衛意識の向上を図るほか、「子供110番の家」設置者等に対するステッカーの配布や研修会の開催により、子供の避難先の確保に努める。また、自治体、防犯ボランティア団体等と連携した合同点検や見守り活動を強化し、子供の安全を確保するための対策を推進する。 【令和3年度実施状況】 小・中・高校における防犯教室等(不審者侵入対応訓練を含む。)を528回実施し、60,908人の児童・生徒が講習や訓練を受けた。また、「子供110番の家」研修会を23回実施し、372人が研修を受け、子供の安全対策を促進した。	255	270
② 消費環境への対応力の向上	生活環境部 県民生活課	消費生活安全・安心事業	児童への消費者教育を推進するため、消費者教育冊子を作成・配布する。 【令和3年度実施状況】 小学生向けの消費者教育冊子(9,700冊)を作成し、配布した。	1,431	1,500
③ インターネットセーフティの推進	教育庁 生涯学習課	「あい」で見守る! あんしんネット構築事業(再掲)	子どもたちをネット上の有害情報やSNS等によるトラブルから守り、子どもたちがインターネットを健全に利用できるよう、人工知能(AI)等を活用し、安全・安心な利用環境を整え、社会全体の情報モラルの向上を目指す。 【令和3年度実施状況】 運営協議会(年2回)と職員研修(年2回)の実施 ネットパトロール事業の実施(通年) 啓発講座の実施(18市町村において、64回実施) 低年齢化対応講座の実施(4市町村での実施)	4,670	4,670

学童期 <施策4> 要保護児童への支援						
柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)	
① 障害のある子どもへの支援	健康福祉部 障害福祉課	障害児等療育支援事業 (再掲)	在宅障害児(者)の生活を支えるため、医療療育センターを核とした県内4カ所の地域療育医療拠点施設の相互連携により、各地域で療育サービスを提供するとともに、療育支援体制を持つ県内8カ所の施設の機能を活用し、身近な地域で療育支援が受けられる体制の充実を図る。	44,841	44,155	
	健康福祉部 障害福祉課	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業 (再掲)	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う医療療育センターの安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援する。(発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。)	1,008,814	1,100,958	
	健康福祉部 障害福祉課	特定相談指導事業	精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等を支援する者を主な対象とした思春期問題研修会を開催する。(年1回)	277	328	
	教育庁 特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	障害のある児童に対して、適切な支援を行うことができるよう、校内支援体制の整備と特別支援教育セミナー、スキルアップ授業研修等の教職員研修により教育的支援の充実を図る。 【令和3年度実施状況】 特別支援教育セミナーは118校257回実施した。 特別支援学級スキルアップ授業研修は12校28回実施した。	1,299	2,023	
② 発達障害のある子どもへの支援	健康福祉部 障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会 (再掲)	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討するため、協議会及び研修会を開催するとともに、発達障害児者及び家族等支援事業を発達障害者支援センターに委託して実施する。	863	1,356	
	健康福祉部 障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業 (再掲)	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 (予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。) 【令和3年度実施状況】 相談件数:3,222件	-	-	
	教育庁 特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業 (再掲)	障害のある児童の支援のため、特別支援教育コーディネーターの資質向上、専門家・支援チームによる支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。 【令和3年度実施状況】 新任特別支援教育コーディネーター研修会は年2回開催し、332人の参加があった。専門家・支援チームによる巡回相談は250回実施した。	900	1,092	
③ 児童虐待防止対策の推進	健康福祉部 地域・家庭福祉課	子ども虐待防止対策事業 (再掲)	児童虐待の防止や早期発見、早期解決のための各種取組や児童の自立支援等を行う。 【令和3年度実施状況】 児童虐待防止月間において、延べ3カ所において、啓発イベントを実施し、11月に虐待防止の看板を県庁正面にて設置した。 児童相談所体制強化のため、児童福祉司等の任用研修を実施した。	7,074	34,339	
	警察本部 人身安全対策課	「なまはげ」少年サポート事業	児童虐待の早期発見のための相談受取活動のほか、地域社会への児童虐待防止を図るための広報啓発活動を行う。 【令和3年度実施状況】 被害児童459人に係る310件の児童虐待及びおそれのある事案を認知し、306人を児童相談所に通告、児童虐待関連の相談を136件受理した。 また、乳幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施した。	16,961	16,546	
④ 児童ポルノ等の犯罪対策の推進	警察本部 人身安全対策課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供を対象とした情報モラル教室を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るための広報啓発活動を推進する。 【令和3年度実施状況】 情報モラル教室384回、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動139回実施したほか、警察署等でサイト関連の相談を84件受理した。	220	437	
	警察本部 人身安全対策課	「なまはげ」少年サポート事業 (再掲)	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供を対象とした情報モラル教室を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るための広報啓発活動を推進する。 【令和3年度実施状況】 学校等において、情報モラルを含む非行・犯罪被害防止教室等を486回実施、SNS等に起因する犯罪から児童を守るためのサイバーパトロール及び広報活動を実施した。	16,961	16,546	
⑤ 社会的養護体制の充実	健康福祉部 地域・家庭福祉課	家庭養護推進体制整備事業 (再掲)	里親制度の普及啓発、里親に対する研修、委託児童と里親のマッチングから委託解除後における支援に至るまで一貫した、里親養育包括支援(フォスタリング)事業を行う。 【令和3年度実施状況】 県内16会場で広報ポスター展示、11カ所で普及啓発イベントを開催、各種団体・個人に対する説明会は39回開催(計239名参加)。里親研修(登録)は、県北・県央・県南の3地区で、前期後期の各2回ずつ(計6回)実施。未委託里親対象の研修は県内3会場で開催(計49名参加)、前里親を対象としたスキルアップ研修は2回開催(計19名参加)。	19,084	29,822	
⑥ ひとり親家庭への支援	健康福祉部 地域・家庭福祉課	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業 (再掲)	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の母等を対象に、就業相談、技能取得のための講習会開催、求人情報の収集・提供等を行う。 【令和3年度実施状況】 就業相談359件、生活相談、福祉制度等の相談153件 介護職員初任者研修講習やパソコン講習、経理事務講習などの就業支援講習会等事業の実施。 弁護士による養育費関係の法律相談の実施。	9,213	9,213	

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
学 童 期	⑦ DV対策の推進	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	女性福祉費 (再掲)	女性相談所を中心としてDV被害者への相談・保護及び自立支援等を行うほか、DVの未然防止のため、DV防止キャンペーン等の啓発活動を実施する。 【令和3年度実施状況】 女性相談員及び女性相談所にて受付したDV相談件数:783件 一時保護対象者のうちDV被害者 12名(全体の57.1%) 11月12~25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、本庁、県福祉事務所、市町等13カ所でDV防止キャンペーンを展開した。 県内の産婦人科、高校・大学、その他関係機関へ対象に応じた啓発物を配布した。	47,476	51,181
	⑧ 子どもの貧困対策の推進	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業 (再掲)	県民に対する啓発に継続して取り組むとともに、子どもの貧困対策に取り組む民間団体等のネットワーク構築を支援し、貧困状態にある子どもと子育て家庭を地域で支える気運の醸成を推進する。また、生活困窮家庭等の子どもに対する学習支援、その保護者等に対する家計改善支援を引き続き実施する。 また、令和3年に創設された「あきた子ども応援ネットワーク」が県内の子どもの貧困対策の平準化の基礎となるよう、機能強化に向け支援を行う。 【令和3年度実施状況】 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業(2カ所19名利用) ひとり親等生活困窮者に対する家計改善支援事業(のべ3件) 子どもの未来応援地域力促進事業(5回)	4,314	5,921
義務教育期 <施策1> 豊かな人間性を育む学校教育の推進						
柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
義 務 教 育 期	① ふるさと教育の推進	教育庁 義務教育課	(ふるさと教育に関する取組を記載)	ふるさと教育を、本県の全ての校種で取り組む「学校教育共通実践課題」として位置付け、各学校の教育活動において地域の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、ふるさとについて新たな視点で認識させるとともに、地域の活性化に貢献する活動等に取り組ませる。 【令和3年度実施状況】 各学校等におけるふるさと教育をバックアップし、子どもたちが地域の活性化等に参画する意欲・態度を育む。 各学校においては、それぞれのふるさと教育全体計画等に基づき、校種間連携並びに家庭、地域等との連携・協働を重視したふるさと教育が進められている。	-	-
	② 確かな学力の定着	教育庁 義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業のため、県内の公立の小学校・中学校及び義務教育学校に臨時講師・非常勤講師を配置する。 【令和3年度実施状況】 小学校36校・中学校50校において、臨時講師81人、非常勤講師63人を配置した。	598,867	621,099
		教育庁 義務教育課	ICTを活用した秋田の教育力向上事業	ICTを活用した授業改善の実践的な調査研究と、検証改善委員会での取組の検証、オンライン・ミーティングによる成果の波及など、本県教育のICT化を一体的に行うことで、1人1台端末環境における新しい「秋田の探究型授業」の構築に取り組む。 【令和3年度実施状況】 県内の小・中学校6校(推進校)における実践的調査研究を支援するとともに、本事業推進に係る検証改善委員会による推進校の取組の検証・分析を行った。また、県内の学校におけるICTを活用した授業実践等をオンライン・ミーティングで県内及び全国に情報発信した。	33,950	29,938
	③ 多様な体験活動の推進	農林水産部 農山村振興課	ふるさと秋田応援事業 (地域づくり活動支援事業)	中山間地域等において、交流活動や体験教育活動等を通して地域の活性化を図る取組を支援する。 【令和3年度実施状況】 日本ムラサキの栽培や紫根染め体験に延べ162人の小学生が参加した。	1,096	3,000
		教育庁 生涯学習課	ニューノーマルに対応した体験活動構築事業	豊かな人間性を育む体験活動をより一層推進するとともに、本県が最重点の教育課題の一つとして位置付けている、「「問い」を発する子ども」の育成や、教科指導の基盤となる人間関係づくり・コミュニケーション能力の向上等に資する体験活動モデルを構築し、その普及・活用を図る。 【令和3年度実施状況】 PA支援員の配置(大館、保呂羽山、岩城各1名) PAエレメントの保守点検及び修繕	2,418	8,135
	④ 環境・自然保護活動の推進	生活環境部 温暖化対策課	地域の環境活動支援事業	市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全に関する講演会、学習会等に対し、講師等を派遣することにより、環境保全に関する知識の普及を図る。 【令和3年度実施状況】 派遣回数:37回	1,120	1,069
		生活環境部 温暖化対策課	美しい秋田の海での環境学習ツアー	内陸部の小学生を対象にして、海を守る心を育み、海岸漂着物等の発生抑制意識を醸成することを目的とした体験型環境学習ツアーを実施する。 【令和3年度実施状況】 ① 県北コース 実施日 8月9日(月)、参加人数46人 ② 県南コース 実施日 11月13日(土)、参加人数13人	3,070	3,070
		生活環境部 温暖化対策課	学校・子どもエコクラブへの環境教育支援	県内の小・中学校や高等学校、義務教育学校及び特別支援校から希望を募り、10校を環境教育支援校として指定。環境学習、環境保全活動に係る器具等を提供する。 子どもエコクラブ(3歳児から高校生まで誰でも参加できる環境活動クラブ)の登録人数の増加を図るとともに、活動意欲を喚起する。 県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学等10校を対象に、SDGsのうち気候変動など環境関連のゴールをテーマにした講義を講師派遣して実施する。	793	1,589
県内10校を環境教育支援校として指定し、環境学習・保全活動に係る器具を提供した。 パンフレット「子どもエコクラブ活動報告集」を作成し、県内の全幼稚園・保育所・小中学校等に配布した。子どもエコクラブの登録クラブ数37、登録メンバー数3,172名となった。 【令和3年度実施状況】						

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
④	環境・自然保護活動の推進	生活環境部 温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にす る気持ちを育て、大人も子どもと一緒に楽しみながら「環境」について学習できる 場を提供することを目的としてフェスティバルを開催する。 【令和3年度実施状況】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を中止した。	104	4,100
		生活環境部 自然保護課	白神山地環境教育推進事業	白神山地をフィールドにした小学生向け自然体験教室を開催する。 (夏季3回、秋季2回) 【令和3年度実施状況】 白神体験塾(白神体験教室)を夏季3回(秋季は新型コロナウイルスにより中 止)開催し、61名の参加があった。	2,159	2,913
		生活環境部 自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。 また、随時、工作体験等を行える環境を整える。 【令和3年度実施状況】 自然観察会、体験教室等を14回開催し、352名の参加があった。	6,546	6,546
		生活環境部 自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験等を行える環 境を整える。	6,781	6,781
		農林水産部 森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関 する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、各事業主体において森林環境 学習や森林作業体験等を行う。 【令和3年度実施状況】 49団体が事業を活用し森林環境学習や森林作業体験等を実施し、参加者は 7,686人であった。	11,578	14,734
⑤	読書活動の推進	企画振興部 総合政策課	地域読書活動推進事業	子どもたちの身近な場所での読書環境づくりや、大人による読み聞かせを促 進するため、県民から寄贈された絵本や児童書を手入れした上で、保育所や医 療機関等に配置し、子どもたちへ読書の楽しさをリレーする。 家族で読書を楽しみ、読書習慣の形成と家族間のコミュニケーションを図るた め、「家族で読書おすすめ50選vol.2」のパンフレットをウェブサイトに掲載し、家 族で行う読書活動を推奨する。 県と市町村が協働して県民の読書活動を推進するため、県内3地区で地区別 会議を開催する。 【令和3年度実施状況】 「読んだタッチ・リレー文庫」事業を実施し、64人の県民から絵本等1,151冊の寄 贈を受け、保育所や放課後児童クラブ等16カ所に提供することにより、子どもた ちの読書環境の充実を図った。	2,125	2,229
		教育庁 生涯学習課	つながり、広げる子どもの読書 応援事業	子どもと本をつなぐ人材を継続的に育成・支援するとともに、身近な読書の場 である学校図書館の活性化を図り、読書への関心を高める取組を実施する。 【令和3年度実施状況】 Zoomで東京の講師と接続し、小学4～6年生を対象に、おすすめ本をPOPで 紹介する「POP作り研修講座」を2回開催、9名の参加があった。 県内7カ所において、「ビブリオバトル地区大会」を開催し、中学生49名、高校 生31名が出場した。 ビブリオバトル地区大会を勝ち抜いた13名の中高生による「ビブリオバトル秋 田県大会」を開催した。 「読み聞かせボランティア養成講座」を県北、県央、県南3地区で開催し、88名 (うち高校生63名)の参加があった。	1,339	1,833
⑥	心の教育の推進	健康福祉部 保健・疾病 対策課	子ども・若者のいのちを支える 事業	モデル校においてSOSの出し方教育の授業を行い、その結果に検討を加え、 秋田県における「SOSの出し方教育」の基本スタイルを研究するとともに、普及 を図る。また、教職員等を対象に児童、生徒が出したSOSに気付き、受け止め、 寄り添い、必要な支援に繋ぐために必要な知識を学ぶ研修を実施する。 【令和3年度実施状況】 実施校：小・中学校 88校、高校2校 受講人数：8,851人	5,539	7,260
		教育庁 義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事 業 (生徒指導総合支援事業)	スクールカウンセラー・広域カウンセラーの配置、フリーダイヤル「すこやか電 話」、SNS相談の実施等により相談体制の充実を図る。 【令和3年度実施状況】 106中学校へのスクールカウンセラーの配置、小学校への広域カウンセラーの 派遣、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総 合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により、 相談体制の充実を図った。 また、新規事業として夏休み明け前からSNS相談を1か月間実施した。令和3 年度の相談回数は、スクールカウンセラー・広域カウンセラーが11,872回、同じく スクールソーシャルワーカーが5,748回、すこやか電話が1,95回、SNS相談がの べ12回であった。	75,373	76,071
⑦	障害者理解の促進	教育庁 特別支援教 育課	(学校教育の指針)	通常の学級と特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習を通して、 障害への正しい理解と認識を深め、相互に人格と個性を尊重し合える共生社会 の実現を目指す。 【令和3年度実施状況】 学校教育の指針の「全教育活動を通して取り組む教育課題」に、特別支援教 育のページを新設した。	-	-
義務教育期 <施策2> 小・中学校の連携の推進						
柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
①	基本的な生活習慣や学習 習慣の定着	教育庁 義務教育課	(学校教育の指針)	学校教育の指針に「秋田わか杉 七つの『はぐくみ』」を掲載するなどして、基 本的な生活習慣や学習習慣の定着のための取組や望ましい教育環境づくりに ついて、学校と家庭・地域が協力して進めることができるよう呼び掛ける。 【令和3年度実施状況】 学校教育の指針に情報教育の重点を示し、各学校におけるICTの活用や情報 モラルに関する指導を促進している。 また、各市町村が進める児童生徒1人1台端末の効果的な活用を見据え、文 部科学省の関連事業や学習教材等について、各小・中学校に周知を図っている。	703	487

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
②	生徒指導の充実	教育庁 義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業 (生徒指導総合支援事業) (再掲)	スクールカウンセラー・広域カウンセラーの配置、フリーダイヤル「すこやか電話」、SNS相談の実施等により相談体制の充実を図る。 【令和3年度実施状況】 106中学校へのスクールカウンセラーの配置、小学校への広域カウンセラーの派遣、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により、相談体制の充実を図った。 また、新規事業として夏休み明け前からSNS相談を1か月間実施した。令和3年度の相談回数は、スクールカウンセラー・広域カウンセラーが11,872回、同じくスクールソーシャルワーカーが5,748回、すこやか電話が195回、SNS相談がのべ12回であった。	75,373	76,071
③	学習指導の充実	教育庁 義務教育課	学力向上推進事業	学習状況調査や学校訪問指導、学力向上支援Web・学習ポータルサイトの活用、理数才能育成プロジェクト等の事業により、学習指導の充実を図る。 【令和3年度実施状況】 学力向上支援Webにおいて単元評価問題を算数・数学で117単元、理科83単元、社会90単元を配信した。算数・数学については小学校97.3%、中学校の98.2%、理科については小学校91.3%、中学校の88.3%、社会については小学校91.3%、中学校の64.9%の学校が活用した。 また、学校訪問は、小・中学校へ6回、高等学校へ12回実施した。	3,271	4,080
④	特別な支援を要する子どもへの対応の充実	教育庁 特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業 (再掲)	障害のある生徒に対して、適切な支援を行うことができるよう、校内支援体制の整備と特別支援教育セミナー、スキルアップ授業研修等の教職員研修により教育的支援の充実を図る。 【令和3年度実施状況】 特別支援教育セミナーは118校257回実施した。 特別支援学級スキルアップ授業研修は12校28回実施した。	1,299	2,023
		教育庁 特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業 (再掲)	障害のある生徒の支援のため、特別支援教育コーディネーターの資質向上、専門家・支援チームによる支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。 【令和3年度実施状況】 新任特別支援教育コーディネーター研修会は年2回開催し、332人の参加があった。専門家・支援チームによる巡回相談は250回実施した。	900	1,092
⑤	体系的なキャリア教育・情報モラル教育の推進	教育庁 義務教育課	キャリア教育実践研究事業	キャリア教育を通して、秋田県の子どもたちが県内企業について広く学ぶことができる広域職場体験システムを運用する。 【令和3年度実施状況】 キャリア教育を通して、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育むために、県内企業について広く学ぶことができる広域職場体験システムを運用している。 令和3年度末時点で435企業等のデータを掲載しており、機会を捉えて学校等に周知を図っている。	-	-
義務教育期 <施策3> 学校・家庭・地域の連携の推進						
柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
①	学校を核とした地域全体の教育力の向上	教育庁 義務教育課	ICTを活用した秋田の教育力向上事業 (再掲)	ICTを活用した授業改善の実践的な調査研究と、検証改善委員会での取組の検証、オンライン・ミーティングによる成果の波及など、本県教育のICT化を一体的に行うことで、1人1台端末環境における新しい「秋田の探究型授業」の構築に取り組む。 【令和3年度実施状況】 県内の小・中学校6校(推進校)における実践的調査研究を支援するとともに、本事業推進に係る検証改善委員会による推進校の取組の検証・分析を行った。 また、県内の学校におけるICTを活用した授業実践等をオンライン・ミーティングで県内及び全国に情報発信した。	33,950	29,938
		教育庁 生涯学習課	学校・家庭・地域連携総合推進事業(協働活動)	地域学校協働活動推進員等(地域コーディネーターを含む)が学校と地域の連携調整を行い、学校のニーズをもとに学習支援や学校行事支援等に地域のボランティアに参加してもらうことで、教員が児童生徒一人一人に向き合う時間を拡充する。 【令和3年度実施状況】 24市町村(90地域学校協働本部)で協働活動を実施 県は、運営協議会・連携協議会の開催、地域学校協働活動推進員等人材育成研修会開催、市町村の地域学校協働活動本部を支援 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	37,981 (総合推進事業の内数)	54,433 (総合推進事業の内数)
②	子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進	教育庁 生涯学習課	学校・家庭・地域連携総合推進事業(放課後子ども教室)	放課後に学校の余裕教室を活用し、地域住民の参画も得ながら児童を対象とした学習活動や体験活動等の機会を提供する。また、放課後児童クラブとの一体型運営を推進し、全ての児童へ安心・安全な居場所や学習活動・体験活動の場を提供する。 【令和3年度実施状況】 放課後支援者研修会 県内3地区で計5回開催 市町村事業支援 16市町村、94教室を支援 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	37,981 (総合推進事業の内数)	54,433 (総合推進事業の内数)
③	地域ぐるみの学校安全体制の整備・推進	生活環境部 県民生活課	安全・安心なまちづくり事業 (再掲)	地域での自主防犯活動を活性化させるため、情報誌「いかのおすし通信」の発行や優良な自主防犯活動団体の表彰を実施する。 防犯カメラによる安全、安心な環境を確保するため、防犯カメラ設置及び運用に関するガイドラインの周知を図る。 地域ぐるみで子供たちの安全確保を図るため、関係機関と連携し、「子ども110番の家」活動の充実を図る。 【令和3年度実施状況】 情報誌「いかのおすし通信」を発行(年3回)し、自主防犯団体、県内の小学校等へ配布するとともに、自主防犯優良団体4団体を表彰した。 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインについて、商工会議所等を通じて事業者等への周知を図った。 「子供110番の家」実務担当者会議において、関係機関と情報を共有し、活動の充実を図った。	7,448	8,103

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
③ 地域ぐるみの学校安全体制の整備・推進	教育庁 保健体育課	スクールガードリーダー配置	登下校の安全等のため、防犯についての専門性を有した者をスクールガードリーダーとして市町村に配置し、各学校の定期巡回指導等を行う。また、スクールガード養成講習会や連絡協議会を開催する。 【令和3年度実施状況】 スクールガードリーダー14名を9市町村に配置した。 市町開催のスクールガード養成講座は2回実施され(参加者①45人②25人)保健体育課職員を講師として派遣した。 スクールガードリーダー連絡協議会を開催し(参加者17名)取組状況報告と情報共有を行った。	444	598
④ 子どもたちの規範意識の醸成	教育庁 義務教育課	(学校教育の指針)	学校教育の指針に「秋田わか杉 七つの『はぐみ』」を掲載するなどして、基本的な生活習慣や学習習慣の定着のための取組や望ましい教育環境づくりについて、学校と家庭・地域が協力して進めることができるよう呼び掛ける。 【令和3年度実施状況】 学校教育の指針に道徳教育の重点を示し、全教職員の共通理解による組織的な道徳教育の充実及び家庭や地域社会との連携を促進している。 学識経験者、保護者、学校教育関係者等による県道徳教育推進協議会、全市町村の道徳教育関係者等を対象とした県道徳教育パワーアップ協議会を開催した。	703	487

義務教育期 <施策4> いじめ防止と困難を有する子どもへの支援

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
① いじめ防止対策の推進	教育庁 義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業 (生徒指導総合支援事業) (再掲)	スクールカウンセラー・広域カウンセラーの配置、フリーダイヤル「すこやか電話」、SNS相談の実施等により相談体制の充実を図る。 【令和3年度実施状況】 106中学校へのスクールカウンセラーの配置、小学校への広域カウンセラーの派遣、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により、相談体制の充実を図った。 また、新規事業として夏休み明け前からSNS相談を1か月間実施した。令和3年度の相談回数は、スクールカウンセラー・広域カウンセラーが1,872回、同じくスクールソーシャルワーカーが5,748回、すこやか電話が1,950回、SNS相談がのべ12回であった。	75,373	76,071
② 不登校対策の推進	教育庁 高校教育課	スペース・イオ	県内4カ所のスペース・イオにおいて、不登校やその傾向にある小学生、中学生及び中学校卒業後の子どもたちを対象として居場所を提供するとともに、個別の学習指導や臨床心理士等によるカウンセリングを実施する。 【令和3年度実施状況】 令和4年3月末における児童生徒活用状況は、スペース・イオ(80名)、よこて(10名)、おおだて(13名)、かくのたて(11名)である。	29,796	32,436
③ 教育相談環境の整備	教育庁 義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業 (生徒指導総合支援事業) (再掲)	スクールカウンセラー・広域カウンセラーの配置、フリーダイヤル「すこやか電話」、SNS相談の実施等により相談体制の充実を図る。 【令和3年度実施状況】 106中学校へのスクールカウンセラーの配置、小学校への広域カウンセラーの派遣、フリーダイヤル「すこやか電話」による電話相談の実施、3教育事務所・総合教育センター・明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により、相談体制の充実を図った。 また、新規事業として夏休み明け前からSNS相談を1か月間実施した。令和3年度の相談回数は、スクールカウンセラー・広域カウンセラーが1,872回、同じくスクールソーシャルワーカーが5,748回、すこやか電話が1,950回、SNS相談がのべ12回であった。	75,373	76,071

思春期 <施策1> 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
① 体力づくり・スポーツ活動の推進	観光文化スポーツ部 スポーツ振興課	生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業 (再掲)	県民の健康で生きがいのある生活を創るスポーツ活動を充実させるために、総合型地域スポーツクラブの設立・育成により地域スポーツ環境の基盤を強化するとともに、スポーツ実施率の低い市町村や年齢層に対して指導者を派遣するなど、各世代のスポーツ機会の拡充や環境整備に向けた支援を行う。 【令和3年度実施状況】 総合型地域スポーツクラブの設立及び活動に関する支援として、広域スポーツセンター担当職員とクラブアドバイザーが29クラブに計40回訪問したほか、総合型クラブを中心とする総合型クラブサミットを年2回開催(計65名参加)して情報交換を行い、クラブ運営の充実を図るなどした。	2,716	3,596
	教育庁 保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会 (再掲)	児童生徒の「生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現・継続する資質・能力の育成」及び「生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力の育成」並びに「体力の向上」を図るため、学校体育担当者連絡協議会を開催する。 【令和3年度実施状況】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集合型の研修会は行わず、解説等のオンデマンド配信及び資料配布を行った。	0	40
② 心の健康づくり・自殺予防の推進	健康福祉部 保健・疾病対策課	子ども・若者のいのちを支える事業 (再掲)	モデル校においてSOSの出し方教育の授業を行い、その結果に検討を加え、秋田県における「SOSの出し方教育」の基本スタイルを研究するとともに、普及を図る。また、教職員等を対象に児童、生徒が出したSOSに気付き、受け止め、寄り添い、必要な支援に繋ぐために必要な知識を学ぶ研修を実施する。 【令和3年度実施状況】 実施校：小・中学校 88校、高校2校 受講人数：8,851人	5,539	7,260
	教育庁 保健体育課	心の健康づくり相談事業	多様化・複雑化する子どもたちの心身の健康課題に適切な対応ができるよう精神科相談医を委嘱するとともに、相談活動や研修を行うことにより教職員の資質能力の向上を図る。 【令和3年度実施状況】 県内3地区で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり県北と県南地区で相談会を行った。相談会には計8名が参加したほか、中学校1校で事例検討会を開催し、9名が参加した。また、相談医への電話・FAXでの相談が4件あった。	785	785

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)	
③	性教育の推進	健康福祉部 保健・疾病 対策課	女性健康支援センター事業	思春期から更年期に至る女性を対象として、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに対し、メールや電話による相談指導等を行う。 また、電話や面接では相談しにくい若年妊産婦等が気軽にSNSで相談できる専用窓口を開設するほか、特定妊婦等に対する産科同行や緊急一時的な居場所の確保等の支援を行う。 【令和3年度実施状況】 女性健康支援センター相談件数：LINE13件、電話37件、 メール41件、面談3件 合計94件	7,226	7,031	
		教育庁 保健体育課	性に関する指導事業	性に関する科学的な知識と正しい判断力を身に付け、適切な意思決定と行動選択ができる児童生徒を育成することを目的に、教育活動全体を通じて指導する。また、医師等の専門家を学校に派遣した性教育講座等を実施する。 【令和3年度実施状況】 中学校40校、高等学校22校、特別支援学校4校、計66校で性教育講座を開催した。 「性に関する指導」指導者研修会は小学校26名、中学校12名、高等学校45名、特別支援学校9名、計92名の参加があった。	708	701	
④	薬物乱用防止教育等の推進	健康福祉部 医務課	薬物乱用防止事業	中高生の薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室の開催、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、啓発ポスターコンテスト等を実施する。 【令和3年度実施状況】 薬物乱用防止指導員(薬剤師等)及び保健所職員が学校において講演を87回実施し、計7,637人の参加があったほか、中高生を対象とした薬物乱用防止啓発ポスターコンテストを実施したところ30校151作品の応募があり、優秀作品33作品についてぼろろーどに展示した。	362	1,496	
		教育庁 保健体育課	薬物乱用防止教育指導者育成事業	子どもたちが発達段階に応じた薬物乱用による心身及び社会への影響等についての理解を通して、適切な意思決定と行動選択ができる資質・能力を身に付けることができるよう、各学校における指導者の資質向上を図るとともに、薬物乱用防止教室の充実を推進する。 【令和3年度実施状況】 小学校20名、中学校14名、高等学校51名、特別支援学校13名、県薬剤師会3名、保健所2名、県医務課1名、県警2名の計106名の参加があった。	—	10	
思春期 <施策2> 個性と創造力を育む教育の推進							
思 春 期	①	学校教育の充実	教育庁 義務教育課	少人数学習推進事業 (再掲)	少人数級及び少人数授業のため、県内の公立の小学校・中学校及び義務教育学校に臨時講師・非常勤講師を配置する。 【令和3年度実施状況】 小学校36校・中学校50校において、臨時講師81人、非常勤講師63人を配置した。	598,867	621,099
			教育庁 高校教育課	学力向上推進事業	高等学校における探究的な学習活動や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた組織的な授業改善を推進し、高校生の確かな学力を育成する。 【令和3年度実施状況】 秋田県高等学校学習状況調査：県内すべての県立、市立、私立高校の全日制及び定時制(52校)1年生6,607名、2年生6,726名に調査を実施。 ICT活用推進モデル校3校で中間成果報告会を実施し、各校におけるICTを活用した探究的な学習活動の充実にも努めるとともに、他校の教員も参加し、その成果を共有した。	183	—
			教育庁 高校教育課	キャリア設計e-ミーティング	高校1年生を対象に、地域資源とICTを活用した各種ガイダンス(大学教員等によるパネルディスカッション、学問別ガイダンス、起業家による講話等)を実施する。	—	1,454
			教育庁 高校教育課	デジタル教育 未来へRUNプロジェクト事業	最新のICT教材やIT専門人材を活用した教育を推進し、これからのデジタル社会で活躍するために必要とする論理的思考力、提案力、課題解決能力などの資質・能力を身に付けた人材を育成する。	—	109,174
	②	多様な体験活動の推進	農林水産部 農山村振興課	ふるさと秋田応援事業 (地域づくり活動支援事業) (再掲)	中山間地域等において、交流活動や体験教育活動等を通して地域の活性化を図る取組を支援する。 【令和3年度実施状況】 日本ムラサキの栽培や紫根染め体験に延べ162人の小学生が参加した。	1,096	3,000
			産業労働部 産業政策課 デジタルイノベーション戦略室	秋田DXクラブ運営事業	高校生のクラブ活動等において、県内情報関連企業の技術的サポートを得ながら、情報通信技術を活用して身近な課題の解決に取り組む。 【令和3年度実施状況】 大館国際情報学院高等学校、仁賀保高等学校、湯沢湘北高等学校の3校において、それぞれ県内情報関連企業の支援を受けながら課題解決に取り組んだ。令和3年9月にキックオフセミナーを開催した後、12月に中間発表、2月に最終発表を行い、3月に知事に成果を報告した。	1,576	2,841
			教育庁 生涯学習課	ニューノーマルに対応した体験活動構築事業 (再掲)	豊かな人間性を育む体験活動をより一層推進するとともに、本県が最重点の教育課題の一つとして位置付けている、「問い」を発する子ども”の育成や、教科指導の基盤となる人間関係づくり・コミュニケーション能力の向上等に資する体験活動モデルを構築し、その普及・活用を図る。 【令和3年度実施状況】 PA支援員の配置(大館、保呂羽山、岩城各1名) PAエレメントの保守点検及び修繕	2,418	8,135

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
③ 環境・自然保護活動の推進	生活環境部 温暖化対策課	学校・子どもエコクラブへの環境教育支援 (再掲)	県内の小・中学校や高等学校、義務教育学校及び特別支援校から希望を募り、10校を環境教育支援校として指定。環境学習、環境保全活動に係る器具等を提供する。 子どもエコクラブ(3歳児から高校生まで誰でも参加できる環境活動クラブ)の登録人数の増加を図るとともに、活動意欲を喚起する。 県内の小中学校、高等学校、特別支援学校、大学等10校を対象に、SDGsのうち気候変動など環境関連のゴールをテーマにした講義を講師派遣して実施する。 【令和3年度実施状況】 県内10校を環境教育支援校として指定し、環境学習・保全活動に係る器具を提供した。 パンフレット「子どもエコクラブ活動報告集」を作成し、県内の全幼稚園・保育所・小中学校等に配布した。子どもエコクラブの登録クラブ数37、登録メンバー数3,172名となった。	793	1,589
	生活環境部 温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル (再掲)	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にすることを育て、大人も子どもと一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的としてフェスティバルを開催する。 【令和3年度実施状況】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を中止した。	104	4,100
	生活環境部 自然保護課	白神山地環境教育推進事業 (再掲)	白神山地をフィールドにした小学生向け自然体験教室を開催する。 (夏季3回、秋季2回) 【令和3年度実施状況】 白神体験塾(白神体験教室)を夏季3回、秋季0回(新型コロナウイルスにより中止)開催し、61名の参加があった。	2,159	2,913
	生活環境部 自然保護課	環境と文化のむら管理事業 (再掲)	五城目町にある環境と文化のむらにおいて定期自然観察会を開催する。 また、随時、工作体験等を行える環境を整える。 【令和3年度実施状況】 自然観察会、体験教室等を14回開催し、352名の参加があった。	6,546	6,546
	生活環境部 自然保護課	自然ふれあい施設管理事業 (再掲)	北秋田市にある奥森吉野外活動基地において、随時、工作体験等を行える環境を整える。	6,781	6,781
	農林水産部 森林整備課	森林環境学習活動支援事業 (再掲)	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、各事業主体において森林環境学習や森林作業体験等を行う。 【令和3年度実施状況】 49団体が事業を活用し森林環境学習や森林作業体験等を実施し、参加者は7,686人であった。	11,578	14,734
④ 地域とともにある学校づくり	教育庁 生涯学習課	学校・家庭・地域連携総合推進事業(地域学校協働本部)	地域学校協働活動推進員等(地域コーディネーターを含む)が学校と地域の連携調整を行い、学校のニーズをもとに学習支援や学校行事支援等に地域のボランティアに参加してもらうことで、教員が児童生徒一人一人に向き合う時間を拡充する。 【令和3年度実施状況】 24市町村(90地域学校協働本部)で協働活動を実施 県は、運営協議会・連携協議会の開催、地域学校協働活動推進員等人材育成研修会開催、市町村の地域学校協働活動本部を支援 ※予算額は「学校・家庭・地域連携総合推進事業」に含まれる。	37,981 (総合推進事業の内数)	54,433 (総合推進事業の内数)
	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	ライフプラン学習推進事業 (令和3年度までライフデザイン学習推進事業)	小学生・中学生・高校生それぞれの発達段階に応じた副読本を作成し、結婚や家庭を持つことの意義や男女共同参画等について、学び考える機会を提供する。 【令和3年度実施状況】 小学生・中学生・高校生それぞれの発達段階に応じて、自らのライフプランを考えるきっかけづくりを行う副読本を作成し、配付した。	1,547	1,575
思春期 <施策3> ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の養成					
柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
① ふるさとへの愛着の醸成	教育庁 義務教育課	(中学校におけるふるさと教育に関する取組を記載)	ふるさとのよさを発見し、愛着心を持ち、ふるさとに生きる意欲が高まるよう、学校の教育活動において秋田の自然、歴史、文化、人材等とふれあう機会を充実させ、ふるさとについて新たな観点で認識を深めさせるとともに、地域の課題や展望について中学生の視点で考え、地域の活性化に貢献する活動等に取り組ませる。 【令和3年度実施状況】 各学校等におけるふるさと教育をバックアップし、子どもたちが地域の活性化等に参画する意欲・態度を育む。 各学校においては、それぞれのふるさと教育全体計画等に基づき、校種間連携並びに家庭、地域等との連携・協働を重視したふるさと教育が進められている。	-	-
	教育庁 高校教育課	持続可能な地域づくり充実事業 (地域連携強化事業)	各学校が特別活動や総合的な学習(探究)の時間、部活動等において、地域社会との結び付きを強化するための取組を推進し、地域連携や学校間連携を通じたキャリア教育を実践する。 【令和3年度実施状況】 24校32テーマが各校の特色ある学習課題を設定し取り組んだ。 主なテーマ:ふるさと教育「かつの学」、「地域の食文化」の講習、「あぐり交流プロジェクト」など。	1,470	1,940
② 国際理解の促進	企画振興部 国際課	天津市青少年交流事業	天津市の学生を県内に招へいし、県内の学生と交流を行うことにより、日本と中国の違いを実体験し、異文化への理解を受け入れることのできる素養を高め、グローバル社会で活躍する人材を育成する。 【令和3年度実施状況】 新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかった。	-	-

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
③ 国際交流の促進	教育庁 高校教育課	AKITA英語コミュニケーション 能力強化事業	外部専門機関等との連携を図り、小・中・高一貫した英語教育の推進により、児童生徒の英語コミュニケーション能力を強化するとともに、グローバル社会で活躍できる人材を育成する。 【令和3年度実施状況】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、対面での実施を予定していたイングリッシュキャンプを、一部オンラインで実施し県内の高校生40名が参加した。 即興型英語ディベート大会に11校52名が参加、e-Debate交流会に11校62名が参加した。どちらもオンラインで実施した。	98,702	133,558
思 春 期 <施策4> 社会参加・参画機会の拡大					
柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
① ボランティア活動の促進	教育庁 高校教育課	ボランティア体験活動の充実	各種ボランティア活動等を通して、社会の一員であるという自覚を深め、社会の中で共に生きる豊かな人間性を養うとともに、自分を見つめ直し、自己実現に向かって人生を切り開いていく力を育成する。 【令和3年度実施状況】 33校、4,912名が活動し、令和元年度より3,507名減少した。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため中止。	-	-
② 文化活動の推進	教育庁 生涯学習課	秋田県青少年劇場	児童生徒に、優れた舞台芸術等の鑑賞機会を提供することにより、豊かな感受性を育み、情操の心を養育を図る。(本事業は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒を対象としている。) 【令和3年度実施状況】 小公演「はなしの伝統芸能『落語』」を3公演実施し、計5校の児童生徒及び職員計591人の参加があった。 演劇公演「ミュージカル『ピーターパンとウェンディ』」は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。	198	954
③ 子ども・若者の「声」の反映	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	青少年健全育成事業	7月の青少年非行・被害防止全国強調月間に合わせ、県内中学生を対象とした「青少年の非行・被害防止標語コンクール」を行い、表彰式及び優秀作品等の展示を行い、青少年の健全育成の機運を高める。(青少年育成秋田県民会議と共同開催) 【令和3年度実施状況】 令和3年9月15日に秋田市文化会館を会場として「わたしの主張2021秋田県大会」を開催し、各地区予選大会を通過した中学生が日頃考えていることなどを発表し、最優秀者等を表彰した。(青少年健全育成秋田県民会議と共同開催)	1,108	1,270
思 春 期 <施策5> 社会への旗立ちの支援					
柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
① 職業意識の形成支援	あきた未来創造部 移住・定住促進課	高校生県内就職率UP事業	高校の早い段階から県内企業を知る機会を提供するため、高校1年生を対象とした地元企業見学会やガイダンス等を実施するほか、県内企業への理解を深めるため、高校2年生を対象とした企業説明会を地域振興局ごとに開催する。 また、各地域振興局に「若者定着支援員」を配置し、企業訪問による高卒求人の開拓、各高校に対する情報提供等を行う。 【令和3年度実施状況】 高校1年生を対象とした「トップが語る秋田の企業(職場見学・経営者講話・企業ガイダンス)」を各校独自の取組も含めて県内の全高等学校(51校)で実施した。 高校2年生を対象とした「秋田の企業魅力発信強化事業(企業合同説明会)」を県内5地域で開催した。 3地域は新型コロナウイルス感染症拡大のため企業PR集を参加予定校の生徒へ配布した。 「若者定着支援員」による企業訪問実績は延べ2,664件。 高校等訪問件数は延べ379件。早期求人要請や各高校への情報提供等を行った。	24,118	28,693
	健康福祉部 長寿社会課	学校連携による介護の魅力発見事業	人手不足が懸念される介護人材の安定的な確保に向け、介護の仕事の魅力を発見しイメージ向上を図るため、中学・高校を対象に介護ロボットの操作体験会を開催する。 【令和3年度実施状況】 中学・高校等合わせて12校で延べ13回開催し、生徒452人の参加があった。	748	2,454
	農林水産部 農林政策課	農村青少年総合技術研修事業	農業関係高校生を対象に、就農啓発のための農業体験インターンシップや、現地研修、農業者との意見交換会等を実施する。 【令和3年度実施状況】 農業体験インターンシップの実施 3回 就農啓発セミナー 9回	658	904
	教育庁 高校教育課	ふるさと企業紹介事業	全県の高校生に、地域に根ざし元気にもつくりに取り組んでいる地元企業を紹介することにより、地域産業への理解を深め、ふるさとに対する誇りを喚起する。 【令和3年度実施状況】 48校でふるさと企業紹介を実施し、そのうち企業ガイダンスを開催した学校が15校であった。	-	-
② 職場体験・インターンシップの充実	健康福祉部 長寿社会課	介護の職場体験事業	人手不足が懸念される介護人材の安定的な確保に向け、介護の仕事が地域を支えるやりがいのある仕事であることの理解を深めてもらうため、中学生や高校生などの若年層や介護の仕事に関心のある者を対象に、介護保険施設等での職場体験の機会を提供する。 【令和3年度実施状況】 延べ64施設において64人に職場体験を実施した。	3,740	4,147

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
② 職場体験・インターンシップの充実	農林水産部 農林政策課	新規就農総合対策事業 (農業教育高度化事業)	若者の就業意欲を喚起するため、外部講師による出前授業や農業現場での実践研修を行う。 【令和3年度実施状況】 対象高校 6校 研修受講者数(高校生) 467人 うち農業系大学や農業研修に進学した者 21人 研修実施回数 10回 延べ研修者人数 1,133人	691	3,188
	農林水産部 森林整備課	秋田の高校生林業体験事業	今後更に増大が見込まれる素材生産に対応するため、県内の高校生を対象として、高性能林業機械操作等体験学習を行い、高校新卒者の就業増加を図る。 【令和3年度実施状況】 高校生を対象とした林業体験学習を県内3カ所(県北、県央、県南)で開催し、7人の参加があった。	1,022	1,915
	教育庁 高校教育課	インターンシップ推進事業	高校在学中に各事業所等での就業体験を行うことにより、働くことの意義や職業についての理解を深めるとともに、自己の将来の在り方生き方について考え、主体的に職業選択ができる能力を育成する。 【令和3年度実施状況】 県立・公立高校において2,185名が参加し、延べ867事業所で活動を行った。 (参加率は33.6%)	127	567
③ 進路指導・職業相談・就職支援の充実	教育庁 高校教育課	就職支援員配置事業	生徒の進路志望を達成し就職決定率の向上を図るとともに、県内就職を希望する生徒の雇用を確保し、情報提供や進路相談等の就職支援を行うため、就職支援員を配置する。 【令和3年度実施状況】 県立学校等に20名の就職支援員を、4名の職場定着支援員を配置した。	38,560	52,962
	教育庁 特別支援教育課	特別支援学校就労・職場定着促進事業	特別支援学校卒業生の職場定着を図るため、職場定着支援員による定期的な事業所訪問や関係機関との連携により、事業所の理解啓発を進め、職場定着を促進する。 【令和3年度実施状況】 職場定着支援員は42社110回事業所を訪問した。	2,654	3,256
④ 奨学金制度による経済的負担の軽減	あきた未来創造部 移住・定住促進課	多子世帯向け奨学金貸与事業	公益財団法人秋田県育英会を通じ、子ども3人以上の多子世帯の大学生・短大生に対して無利子の奨学金を貸与する。 【令和3年度実施状況】 新規貸与実績: 63人	114,033	144,372

思 思春期 <施策6> 無業の若者・障害のある若者等への支援

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
① 無業の若者への支援	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	若者の自立支援事業	ニート等社会的自立に困難を抱える若者が社会に踏み出せるよう、若者の居場所を拠点として地域における支援体制の構築を図るとともに、厚生労働省が設置する地域若者サポートステーションを中心とした就業等に向けた支援を行う。 【令和3年度実施状況】 地域若者サポートステーションや若者の居場所におけるジョブトレーニング等により、97人の若者の進路決定を支援した。	6,213	5,963
	健康福祉部 障害福祉課	相談支援事業	障害者や障害児、その保護者・介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための支援を行い、自立した日常生活を営むための支援を行う。 【令和3年度実施状況】 相談支援機能強化のため、16市町に補助金を交付した。 令和4年度も16市町に補助金を交付予定。	30,760	38,499
	健康福祉部 障害福祉課	特定相談指導事業 (再掲)	精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等を支援する者を主な対象とした思春期問題研修会を開催する。(年1回)	277	328
	健康福祉部 障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会 (再掲)	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討するため、協議会及び研修会を開催するとともに、発達障害児者及び家族等支援事業を発達障害者支援センターに委託して実施する。	863	1,356
③ 発達障害のある若者への支援	健康福祉部 障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業 (再掲)	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 (予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。) 【令和3年度実施状況】 相談件数: 3,222件	-	-
	教育庁 特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業 (再掲)	障害のある生徒の支援のため、特別支援教育コーディネーターの資質向上、専門家・支援チームによる支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。 【令和3年度実施状況】 新任特別支援教育コーディネーター研修会は年2回開催し、332人の参加があった。 専門家・支援チームによる巡回相談は250回実施した。	900	1,092
④ 社会的養護体制の充実	健康福祉部 地域・家庭福祉課	家庭養護推進体制整備事業 (再掲)	里親制度の普及啓発、里親に対する研修、委託児童と里親のマッチングから委託解除後における支援に至るまで一貫した、里親養育包括支援(フォスタリング)事業を行う。 【令和3年度実施状況】 県内16会場で広報ポスター展示、11カ所で普及啓発イベントを開催、各種団体・個人に対する説明会は39回開催(計239名参加)。 里親研修(登録)は、県北、県央、県南の3地区で、前期後期の各2回ずつ(計6回)実施。 未委託里親対象の研修は県内3会場で開催(計49名参加)、前里親を対象としたスキルアップ研修は2回開催(計19名参加)。	13,498	29,822

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
⑤	ひとり親家庭への支援	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業 (再掲)	「秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター」において、ひとり親家庭の母等を対象に、就業相談、技能取得のための講習会開催、求人情報の収集・提供等を行う。 【令和3年度実施状況】 就業相談359件、生活相談、福祉制度等の相談153件 介護職員初任者研修講習やパソコン講習、経理事務講習などの就業支援講習会等事業の実施。 弁護士による養育費関係の法律相談の実施。	9,213	9,213
⑥	子どもの貧困対策の推進	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業 (再掲)	県民に対する啓発に継続して取り組むとともに、子どもの貧困対策に取り組む民間団体等のネットワーク構築を支援し、貧困状態にある子どもと子育て家庭を地域で支える気運の醸成を推進する。また、生活困窮家庭等の子どもに対する学習支援、その保護者等に対する家計改善支援を引き続き実施する。 また、令和3年に創設された「あきた子ども応援ネットワーク」が県内の子どもの貧困対策の平準化の基礎となるよう、機能強化に向け支援を行う。 【令和3年度実施状況】 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業(2カ所19名利用) ひとり親等生活困窮者に対する家計改善支援事業(のべ3件) 子どもの未来応援地域力促進事業(5回)	4,314	5,921
思春期 <施策7> 若者を非行・事件から守る取組						
柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
①	健全育成運動の推進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	あきた家族ふれあいサンサデーの推進	市町村に対し、小中学校等の登校時の声かけ、見守りやあいさつ運動展開を働きかける。 【令和3年度実施状況】 引き続き市町村に対する働きかけを行った。	—	—
②	非行防止活動の促進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	青少年の環境浄化対策の推進	青少年健全育成審議会(環境浄化部会)を開催し、諮問図書等の有害指定、優良図書等の推奨を行う。また、書店などへ立ち入りを行い、区分陳列等について調査・指導を行う。 【令和3年度実施状況】 青少年健全育成審議会(環境浄化部会)を1回開催し、諮問図書等の有害指定、優良図書等の推奨を行ったほか、書店などへ立ち入り、区分陳列等について調査・指導した。	2,777	3,390
		警察本部 人身安全対策課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	情報モラル向上等のための情報モラル教室等を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るための広報啓発活動を行う。 【令和3年度実施状況】 情報モラル教室384回、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動139回実施したほか、警察署等でサイト関連の相談を84件受理した。	476	437
		警察本部 人身安全対策課	「なまはげ」少年サポート事業 (再掲)	情報モラル向上等のための情報モラル教室等を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るための広報啓発活動を行う。 【令和3年度実施状況】 学校等において、情報モラルを含む非行・犯罪被害防止教室等を486回実施、SNS等に起因する犯罪から児童を守るためのサイバーパトロール及び広報啓発活動を実施した。	16,961	16,546
③	インターネット利用による被害等の防止	教育庁 生涯学習課	“あい”で見守る！あんしんネット構築事業 (再掲)	子どもたちをネット上の有害情報やSNS等によるトラブルから守り、子どもたちがインターネットを健全に利用できるよう、人工知能(AI)等を活用し、安全・安心な利用環境を整え、社会全体の情報モラルの向上を目指す。 【令和3年度実施状況】 運営協議会(年2回)と職員研修(年2回)の実施 ネットパトロール事業の実施(通年) 啓発講座の実施(18市町村において、64回実施) 低年齢化対応講座の実施(4市町村での実施)	4,670	4,670
④	児童虐待防止対策の推進	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	子ども虐待防止対策事業 (再掲)	児童虐待の防止や早期発見、早期解決のための各種取組や児童の自立支援等を行う。 【令和3年度実施状況】 児童虐待防止月間において、延べ3カ所において、啓発イベントを実施し、11月に虐待防止の看板を県庁正面にて設置した。 児童相談所体制強化のため、児童福祉司等の任用研修を実施した。	7,074	34,339
⑤	DV対策の推進	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	女性福祉費 (再掲)	女性相談所を中心としてDV被害者への相談・保護及び自立支援等を行うほか、DVの未然防止のため、DV防止キャンペーン等の啓発活動を実施する。 【令和3年度実施状況】 女性相談員及び女性相談所にて受付したDV相談件数:783件 一時保護対象者のうちDV被害者 12名(全体の57.1%) 11月12～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、本庁、県福祉事務所、市町等13カ所でDV防止キャンペーンを展開した。 県内の産婦人科、高校・大学、その他関係機関へ対象に応じた啓発物を配布した。	47,476	51,181

	柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
思 春 期	⑥ 児童買春・児童ポルノ等の 犯罪対策の推進	生活環境部 県民生活課	安全・安心なまちづくり事業 (再掲)	地域での自主防犯活動を活性化させるため、情報誌「いかのおすし通信」の発行や優良な自主防犯活動団体の表彰を実施する。 防犯カメラによる安全、安心な環境を確保するため、防犯カメラ設置及び運用に関するガイドラインの周知を図る。 地域ぐるみで子供たちの安全確保を図るため、関係機関と連携し、「子ども110番の家」活動の充実を図る。 安全安心なまちづくり担当者会議を開催し、登下校時の見守り活動の展開と自主防犯活動団体の活動活性化について連携強化を図る。 犯罪被害者等を支援する意識を高めるため、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施するほか、性暴力被害者サポートセンターによる、性暴力被害者への総合的な支援を行う。 【令和3年度実施状況】 情報誌「いかのおすし通信」を発行(年3回)し、自主防犯団体、県内の小学校等へ配布するとともに、自主防犯優良団体4団体を表彰した。 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインについて、商工会議所等を通じて事業者等への周知を図った。 「子供110番の家」実務担当者会議において、関係機関と情報を共有し、活動の充実を図った。 犯罪被害者週間に合わせて「県民のつどい」を開催(参加者約140人)するとともに、性暴力被害者サポートセンターにおいて、性暴力被害者に総合的な支援を行った。	7,448	8,103
		警察本部 人身安全対策課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供を対象とした情報モラル教室を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るための広報啓発活動を推進する。 【令和3年度実施状況】 情報モラル教室384回、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動139回実施したほか、警察署等でサイト関連の相談を84件受理した。	376	437
		警察本部 人身安全対策課	「なまはげ」少年サポート事業 (再掲)	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供を対象とした情報モラル教室を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るための広報啓発活動を推進する。 【令和3年度実施状況】 情報モラル教室384回、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動139回実施したほか、警察署等でサイト関連の相談を84件受理した。	16,961	16,546
⑦ 立ち直りへの支援	警察本部 人身安全対策課	子供・女性を犯罪から守る安全活動事業	非行少年が再非行を犯さないようにする「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」や、大学生少年サポーターによる学習支援及びスポーツ活動等を推進する。 【令和3年度実施状況】 大学生少年サポーターによる学習支援やスポーツ、調理活動等を、延べ46人の少年を対象に34回実施した。	220	220	
	警察本部 人身安全対策課	「なまはげ」少年サポート事業 (再掲)	子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供を対象とした情報モラル教室を開催するほか、SNS等に起因する犯罪から児童を守るための広報啓発活動を推進する。 【令和3年度実施状況】 ボランティアと連携し、農業体験を10回実施した。	16,961	16,546	

青年期 <施策1> 職業能力開発・就労等の支援

	柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
青 年 期	① 就業のための能力開発支援	農林水産部 農林政策課	新規就農総合対策事業 (未来を担う人づくり対策)	農業を志す若者等が円滑に就農できるよう、県内各試験研究機関や市町村研修施設等で、就農に必要な農業技術や経営管理能力の向上を図るための実践的な研修を実施する。 【令和3年度実施状況】 フロンティア育成研修生数(県試験場で実施) 25人 地域で学べ農業技術研修生数(市町村研修施設で実施) 36人	24,676	30,607
		農林水産部 水産漁港課	秋田の漁業人材育成総合対策事業	「あきた漁業スクール」を設置して、漁業の担い手の掘り起こしや技術習得に向けた基礎研修を行うほか、自営や雇用での実践研修の支援及び就業後のフォローアップを実施する。 【令和3年度実施状況】 2名が基礎研修を受講し、1名が実践研修にステップアップし、研修修了次第新規就業の見込み。 実践研修では23名が受講し、研修を修了した6名が新規就業したほか、研修中の者についても研修修了次第就業の見込み。	35,165	38,101
		農林水産部 森林整備課	「オール秋田で育てる」林業トプランナー養成事業	林業未経験者を対象に、幅広い知識・技術を習得する研修を実施し、将来の林業を担う林業技術者を養成する。 【令和3年度実施状況】 1年生18人、2年生16人の合計34人に対し、高性能林業機械の操作やメンテナンス、労働安全衛生など林業の基礎的な研修のほか、これからの林業を見据え新たな技術に対応した研修を実施した。	34,200	50,637
		産業労働部 雇用労働政策課	普通訓練事業	新規学卒者を対象として、県立技術専門学校において就職のために必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練を行う。(自動車整備科、メカトロニクス科、建築施工科など) 【令和3年度実施状況】 年度当初における在校生は、1年生121名、2年生110名の計231名。 2年生の就職は100%で、県内就職率は86.9%。	17,522	18,974
		産業労働部 雇用労働政策課	若年者委託訓練	若年求職者を対象として、民間教育訓練機関での座学(3か月)と企業等での実習(1か月)を組み合わせた職業訓練(委託訓練活用型デュアルシステム)を実施する。(医療事務実務科3コース) 【令和3年度実施状況】 受講者15名(秋田校は新型コロナウイルス感染症の影響により実習中止、「医療事務科」として実施。)	3,399	14,260

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
② 県内定着・回帰に向けた支援	あきた未来創造部 移住・定住促進課	県内就職者奨学金返還助成事業	県内就職者の奨学金返還に要する経費に対し助成する。 【令和3年度実施状況】 当年度助成対象者1,261人に対し、142,860千円を助成した。 (H29年度:4人、H30年度:267人、H31(R1)年度:503人、R2年度:487人)	146,833	160,197
	あきた未来創造部 移住・定住促進課	「秋田暮らしの魅力」プロモーション事業	首都圏からの移住と、若者の県内定着・回帰の促進を図るためのプロモーションを展開する。	—	23,883
	あきた未来創造部 移住・定住促進課	あきた回帰キャンペーン事業	若者の県内定着・回帰や移住の促進に向けた県民意識の醸成を図るため、県民自らが県外で暮らす家族等に対し、秋田への回帰を呼びかけるキャンペーンを展開する。 【令和3年度実施状況】 高校生映像作品コンテストの開催:応募7作品、内、最優秀賞1作品、優秀賞3作品を表彰、県ウェブサイト・YouTube等で公開。 県内回帰を呼びかけるポスターやチラシを県内商業施設や成人式で配布・掲示したほか、県及び市町村の広報紙において、回帰キャンペーンについて呼びかけを行った。	1,164	—
	あきた未来創造部 移住・定住促進課	若者への「秋田で働くことの良さ」発信事業	コロナ禍においても学生が若手先輩社員にオンライン上でいつでも気軽に相談できる機会を設けるとともに、女性が活躍する魅力ある県内企業(64社)の情報を提供する。 【令和3年度実施状況】 企業延べ17社、学生延べ27人が参加 就活情報サイト「KocchAke!」において、女性の活躍や仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業 64社掲載	3,879	—
	あきた未来創造部 移住・定住促進課	大学生のマッチング機会拡大事業	大学生等と県内企業とのマッチング機会を提供するため、WEBと対面を組み合わせ、業界研究イベントや合同就職説明会、合同就職面接会等を開催する。 【令和3年度実施状況】 大学生等と県内企業とのマッチング機会を提供するため、Webと対面を組み合わせ、合同就職面接会2回、業界研究会1回、業界研究セミナー3回、合同就職説明会2回を開催し、学生延べ1,859人、企業延べ694社が参加した。	14,018	15,154
	あきた未来創造部 移住・定住促進課	あきた移住・就業フェア開催事業	首都圏において、暮らしと仕事の情報を総合的に提供するとともに、相談対応や企業とのマッチングを行うフェアを、Aターンフェアとの合同イベントとして開催する。 【令和3年度実施状況】 令和3年10月24日にオンラインあきた移住・交流&Aターンフェアを開催し、延べ145人が参加した。 なお、令和4年2月に開催予定であったイベントは、新型コロナウイルスの急激な感染拡大により中止した。	9,344	14,957
	農林水産部 農林政策課	あきたで農業を！新規参入者定着事業 (新規参入者確保マッチング推進事業) (ウェルカム秋田！移住就業応援事業)	県外からの移住就業を促進するため、首都圏等で本県農業のPRを実施するほか、移住希望者を対象に技術習得等のためのトライアル研修を実施する等、移住就業から定着に至るまで総合的な支援を行う。 【令和3年度実施状況】 県内農業法人でのインターンシップ研修実施者数 10名 就業促進フェアでのPR活動 7回	13,039	9,817
産業労働部 雇用労働政策課	キャリア応援事業	あきた就職活動支援センターにおいて、求職者に対し個別カウンセリング等により就職決定から就職後のフォローを含めた相談を行う等、若年者ワンストップサービスセンターとしてのサービスを提供するとともに、秋田労働局と連携し求職者セミナーや若年従業員の指導担当者等に対する職場定着セミナーを実施する。 【令和3年度実施状況】 個別コンサルティング相談件数:3,735件	30,681	30,668	
③ 起業家意識の醸成と起業活動への支援	産業労働部 商業貿易課	あきた起業促進事業	低迷する開業率の向上を図り、地域経済の活性化を図るため、起業家意識の醸成から起業後のフォローアップまで、切れ目のない支援を商工団体等との連携により実施するほか、社会情勢の変化に対応した起業をする者や地域課題の解決等につながる事業を展開する起業者を支援・育成することにより、県内での起業の促進、雇用の創出及び若者の県内定着を図る。 【令和3年度実施状況】 商工団体等と連携し、起業に必要な基礎知識の習得を図るためのセミナー(参加者352人)及びセミナー参加者等に対する個別サポート(サポート数延べ86人)を実施し、起業家意識の醸成を図った。 商工団体と連携し、起業時の初期投資費用や人件費等の経済的負担を軽減するための支援を実施し(女性・若者応援枠5人、地域課題解決枠8人、ウイズコロナ起業家応援事業22人)、起業を促進した。	50,855	45,889

青年期 <施策2> 多様な学びの場の確保

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
① 社会人の学習機会の提供	産業労働部 雇用労働政策課	向上訓練費	県内企業で働く方を対象に、県立技術専門学校において資格取得やスキルアップのための2日程度の職業訓練を実施する。(ガス溶接、PC操作(文書、表計算、画像編集、CADなど)、簿記、建設機械運転、ビジネスマナーなど) 【令和3年度実施状況】 全69コースを実施、修了者458名。	9,065	10,309
	教育庁 生涯学習課	あきたスマートカレッジ	県民が秋田のよさや現代的課題・地域課題を知るとともに、行動の原動力となるような学びの機会を提供することにより、県民の地域理解と社会参加を促進する。また、学んだ成果を生かす単位認定制度を継続して実施する。 【令和3年度実施状況】 全32回の講座を実施し、708名が参加した。 なお、感染症拡大の影響により、5回の講座を中止した。	593	1,217

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
② 高等教育機関による学びの機会の提供	あきた未来創造部 あきた未来戦略課 高等教育支援室	カレッジプラザ運営事業	県内大学など高等教育機関が有する教育研究資源を活用した多様な教育機会を県民に提供するため、拠点施設であるカレッジプラザを管理・運営する。 【令和3年度実施状況】 大学コンソーシアムあきた主催事業(高大連携授業)、県内高等教育機関主催事業(公開講座、研究会等)などが開催され、延べ1,017回・13,544人の利用があった。	5,014	5,330
③ 芸術・文化に親しむ機会の充実	教育庁 生涯学習課	ミュージアム活性化事業	美術館・博物館において特別展を開催し、県民に魅力的で良質な展覧会を提供するとともに、観光需要に対応し、地域の活性化に寄与する。 【令和3年度実施状況】 県立美術館(4本)、近代美術館(3本)、県立博物館(1本)、計8本の特別展を開催。	35,598	35,290
④ 環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供	生活環境部 温暖化対策課	ネットメディア活用普及啓発事業	YouTube等ネット配信サービスに広告動画を出すことによる啓発を行う。 【令和3年度実施状況】 10～3月の期間に5本の啓発動画をYouTubeで広告配信し、計216,372回再生された。	2,620	—
	生活環境部 温暖化対策課	環境あきた県民塾	地球温暖化やごみ問題など、環境をテーマにした講座を開催し、地域の環境活動の担い手となる人材(あきたエコマイスター)を育成するとともに、あきたエコマイスターの活動等を年2回、情報発信する。 【令和3年度実施状況】 全9講座実施し、30名の受講生のうち24名が修了し、23名がエコマイスターに登録した。 エコマイスターの活動に関する情報誌を7・2月に発行した。	1,616	2,113
	生活環境部 温暖化対策課	あきた環境学習応援隊事業	環境に関する学習会への講師派遣や施設見学受入れを実施する企業・団体等を「あきた環境学習応援隊」として登録することで、県民等の環境学習機会の充実・拡大につなげ、地域での環境保全活動の活性化を図る。 【令和3年度実施状況】 登録団体の情報について美の国HPIにて公開した。	—	—
	生活環境部 温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル(再掲)	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネルギー・再生可能エネルギー・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、大人も子どもと一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的としてフェスティバルを開催する。 【令和3年度実施状況】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を中止した。	104	4,100

青

青年期 <施策3> 地域の活力を担う若者への支援

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
① ボランティア・NPO活動等への参加促進	あきた未来創造部 地域づくり推進課	協働の地域づくりサポート事業	多様化・複雑化する地域課題の解決に向け、県民主体の地域づくり活動を推進する。 【令和3年度実施状況】 NPO等の活動を支援する市民活動サポートセンター(県内3センター)において、組織運営等に関する相談が2,184件寄せられたほか、地域づくり活動に取り組み18団体に支援を行った。	30,173	48,936
② 若者文化への支援	観光文化スポーツ部 文化振興課	文化振興事業(秋田県青少年音楽コンクール、あきたの文芸)	県民の文化への関心を高め、文化活動に携わるなど文化の裾野を広げるために県民の作品発表等の機会として「秋田県青少年音楽コンクール」や文芸作品を公募して表彰する「あきたの文芸」を実施する。 【令和3年度実施状況】 将来性のある音楽家の発掘・育成を目的とした「青少年音楽コンクール」を開催した(延べ161人参加)。 また、県民の文芸活動の創作意欲の高揚と文芸活動の普及振興を図ることを目的に、広く県民(県外の県出身者を含む)から文芸作品を公募し、受賞作品を掲載した作品集を刊行した(応募作品255点)。	1,898	2,237
	観光文化スポーツ部 文化振興課	文化振興事業(アーツARTSあきた)	本県における次代のアートシーンを担う人材育成につなげるため、若手アーティストが企画実施する展覧会等の開催等を支援するほか、本県で活躍する若手アーティストによる美術展覧会を開催する。 【令和3年度実施状況】 若者の方で秋田を元気にする目的で実施した「アーツアーツあきた」において、本県で活躍するアーティストによる工芸、彫刻、絵画、映像分野の美術展覧会を開催した(出展アーティスト7人、来場者数734人)ほか、展覧会等での発表を希望する若手アーティストを募り、活動を支援した(アーティスト3人、来場者数1,009人)。	1,001	1,225
	観光文化スポーツ部 文化振興課	音楽を通じた地域交流活性化事業	県民の文化芸術にふれあう機会の確保や将来の本県の文化芸術を担う人材の育成を図るため、小中高生にプロの楽団員を派遣し、質の高い音楽の提供や技術指導を実施する。	—	4,783
③ 地域で主体的に行動する若者の育成・支援	あきた未来創造部 地域づくり推進課	若者チャレンジ応援事業	次代を担う若者の夢の実現に向けた挑戦を支援することによって、若い世代の地域活性化に向けた戦略的な取組を促進し、地域の元気を創出するとともに、若者の挑戦に向けた機運の醸成と県内定着・ふるさと帰属を促進する。 【令和3年度実施状況】 24件の応募の中から5件を採択し、専門家の助言等により、夢の実現に向けた伴走支援を実施した。	27,660	40,460
	あきた未来創造部 地域づくり推進課	若者と地域をつなぐプロジェクト事業	人口減少や少子高齢化が進み、地域の担い手が不足する中、若年層の社会活動や地域活動に取り組む割合が少ない傾向にあることから、将来の地域を担う若い世代が地域について主体的に考え、行動するための意識醸成やきっかけづくりを行う。 【令和3年度実施状況】 14組の活動に対し支援を行った。	2,570	3,446

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
③ 地域で主体的に行動する若者の育成・支援	あきた未来創造部 地域づくり推進課	若者活躍プラットフォーム構築事業	若者の地域活性化に向けた思いや活動アイデアを実現するための環境を整備し、若い世代が主体となった地域づくり活動の創出や地域活性化を促進する。 【令和3年度実施状況】 47名が参加し、15件の活動が創出された。	3,121	3,923

青年期 <施策4> 出会いと結婚・子育て等の支援

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
① 出会いと結婚への支援	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	あきた出会い・マッチング支援事業	一般社団法人あきた結婚支援センターによる会員登録制マッチング(お見合い)事業の強化、出会いイベント開催支援に取り組み、出会い・結婚支援の促進を図るほか、コロナ禍の新しい生活様式に対応した出会いの機会を創出するため、オンラインによる出会いイベント等を開催する。 【令和3年度実施状況】 出会いイベントを開催するすこやかあきた出会い応援隊への助成(申込6件中開催1件)を行ったほか、対面によるセミナー付き出会いイベントと、オンラインによる出会いイベントを開催した。	28,330	21,464
	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	「まずは出会いから」応援事業	共通の趣味等を持つ友人をつくる感覚で、気軽に参加できるイベントを開催し、自然に異性と知り合うきっかけとなる場を創出する。	—	3,252
② 企業における独身従業員の結婚支援の促進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	独身者の出会い交流促進事業	従業員の出会い・交流を応援する企業同士の交流会の開催を促進するため、企業訪問による企業間のマッチング支援等を行う。 【令和3年度実施状況】 企業訪問(80社)を行い企業間交流の開催を促し、参加企業6社による企業間交流会を開催した。	6,179	—
③ 企業における仕事と育児・家庭の両立支援の促進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	若年女性に魅力ある職場づくり促進事業(再掲)	女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、経済団体等との連携により中小企業に対してきめ細かな働きかけを行うほか、女性活躍や仕事と育児・家庭との両立支援に取り組み企業への支援などにより、企業における取組を促進する。 【令和3年度実施状況】 「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、企業訪問による法制度の啓発や支援策等を紹介するとともに、女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に取り組み中小企業に対し、アドバイザーを派遣した。(企業訪問件数:延べ1,263社、アドバイザー派遣件数:114社)	21,596	19,459
	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	女性活躍・定着促進企業応援事業	女性の県内定着を促進するため、女性の視点による新たなプロジェクト事業を実施するなど、女性活躍のモデルとなる県内企業を育成し、優良モデルを県内に普及拡大する。(R3年度終了) 【令和3年度実施状況】 令和元年度に選定したあきた女性活躍チャレンジ企業4社が取り組む女性の視点の新たなプロジェクト事業等への支援を実施し、取組内容をまとめた動画及びガイドブック(30,000部)を作成した。	2,962	—
④ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	若年女性に魅力ある職場づくり促進事業(再掲)	女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、経済団体等との連携により中小企業に対してきめ細かな働きかけを行うほか、女性活躍や仕事と育児・家庭との両立支援に取り組み企業への支援などにより、企業における取組を促進する。 【令和3年度実施状況】 「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、企業訪問による法制度の啓発や支援策等を紹介するとともに、女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に取り組み中小企業に対し、アドバイザーを派遣した。(企業訪問件数:延べ1,263社、アドバイザー派遣件数:114社)	21,596	19,459
	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	女性活躍・定着促進企業応援事業(再掲)	女性の県内定着を促進するため、女性の視点による新たなプロジェクト事業を実施するなど、女性活躍のモデルとなる県内企業を育成し、優良モデルを県内に普及拡大する。(R3年度終了) 【令和3年度実施状況】 令和元年度に選定したあきた女性活躍チャレンジ企業4社が取り組む女性の視点の新たなプロジェクト事業等への支援を実施し、取組内容をまとめた動画及びガイドブック(30,000部)を作成した。	2,962	—

青年期 <施策5> 社会的自立に困難を有する若者への支援

柱番号及び施策を構成する柱	実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
① 若者の自立に向けたサポート	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	若者の自立支援事業(再掲)	ニート等社会的自立に困難を抱える若者が社会に踏み出せるよう、若者の居場所を拠点として地域における支援体制の構築を図るとともに、厚生労働省が設置する地域若者サポートステーションを中心とした就業等に向けた支援を行う。 【令和3年度実施状況】 地域若者サポートステーションや若者の居場所におけるジョブトレーニング等により、97人の若者の進路決定を支援した。	6,213	5,963
	健康福祉部 障害福祉課	精神保健業務費	各保健所において、相談業務の一環として心の悩み等に関する相談支援を実施する。 【令和3年度実施状況】 延べ5,623人の相談に対応した。	543	1,020
	健康福祉部 障害福祉課	特定相談指導事業(再掲)	精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等を支援する者を主な対象とした思春期問題研修会を開催する。(年1回)	277	328
② 障害のある若者の支援及び学びの機会の充実	健康福祉部 障害福祉課	高次脳機能障害支援普及事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援をリハビリテーション・精神医療センターにおいて行う。 【令和3年度実施状況】 高次脳機能障害支援普及事業支援担当職員研修会及び相談支援ネットワーク委員会をそれぞれ1回開催した。	2,084	2,237

柱番号及び施策を構成する柱		実施部署	事業名	事業内容及び実施状況	令和3年度 決算額 (千円)	令和4年度 予算額 (千円)
青 年 期	② 障害のある若者の支援及 び学びの機会の充実	健康福祉部 障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協 議会 (再掲)	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討するため、協議会及び研修会を開催するとともに、発達障害児者及び家族等支援事業を発達障害者支援センターに委託して実施する。	863	1,356
		健康福祉部 障害福祉課	発達障害者支援センター運営 事業 (再掲)	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 (予算は地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業分に含まれる。) 【令和3年度実施状況】 相談件数:3,222件	—	—
		教育庁 生涯学習課	障害者の生涯学習支援モデル 事業	平成28年の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、障害の有無に関わらず誰もが互いに尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者の多様な学習活動を総合的に支援するため、学校から社会への移行期における効果的な学習プログラムや実施体制等に関する調査研究を行う。 【令和3年度実施状況】 「共に学び、生きる共生社会コンファレンス(秋田大会)」の実施 参加者数76名 「地域連携コンソーシアム」の実施 年3回実施 パイロット事業先(5団体)での講座の実施 講座数のべ32講座、参加者数のべ283名	2,640	8,087
	③ ひきこもり対策の推進	健康福祉部 障害福祉課	ひきこもり対策推進事業	ひきこもり相談支援センターにおいて、相談支援機関等からなる連絡協議会、相談支援従事者等に対する研修会等を実施し、相談支援体制の充実化を図り、ひきこもり状態にある人やその家族の支援を行う。 【令和3年度実施状況】 ひきこもり相談支援センターにおいて電話・面接相談が545件あった。 相談支援機関等からなる連絡協議会を県内3地区で実施し、63名の参加があった。	11,959	18,688
④ 職場におけるメンタルヘル ス対策の促進	健康福祉部 保健・疾病 対策課	子ども・若者のいのちを支える 事業	企業や職域団体向けに、「心はればれゲートキーパー」養成講座を実施する。 【令和3年度実施状況】 開催回数4回、延べ参加者数66人	120	135	

第2部 子ども・若者を取り巻く状況

1 子ども・若者人口

① 秋田県子ども・若者（0～39歳）の現状と推移

令和2年10月1日（国勢調査基準日）現在の秋田県総人口は959,502人（男452,439人、女507,063人）で、このうち子ども・若者人口は（0～39歳まで）277,264人であり、県総人口の28.9%を占めている。

子ども・若者人口は、ピークであった昭和30年には1,026,598人だったが、それと比較すると749,334人（73.0%）減少しており、大幅な減少となっている。

また、10年前の平成22年の子ども・若者人口（379,645人）と比較すると、102,381人（27.0%）減となっており、減少が続いている。

表1-1 秋田県の総人口と子ども・若者人口（0～39歳）の推移

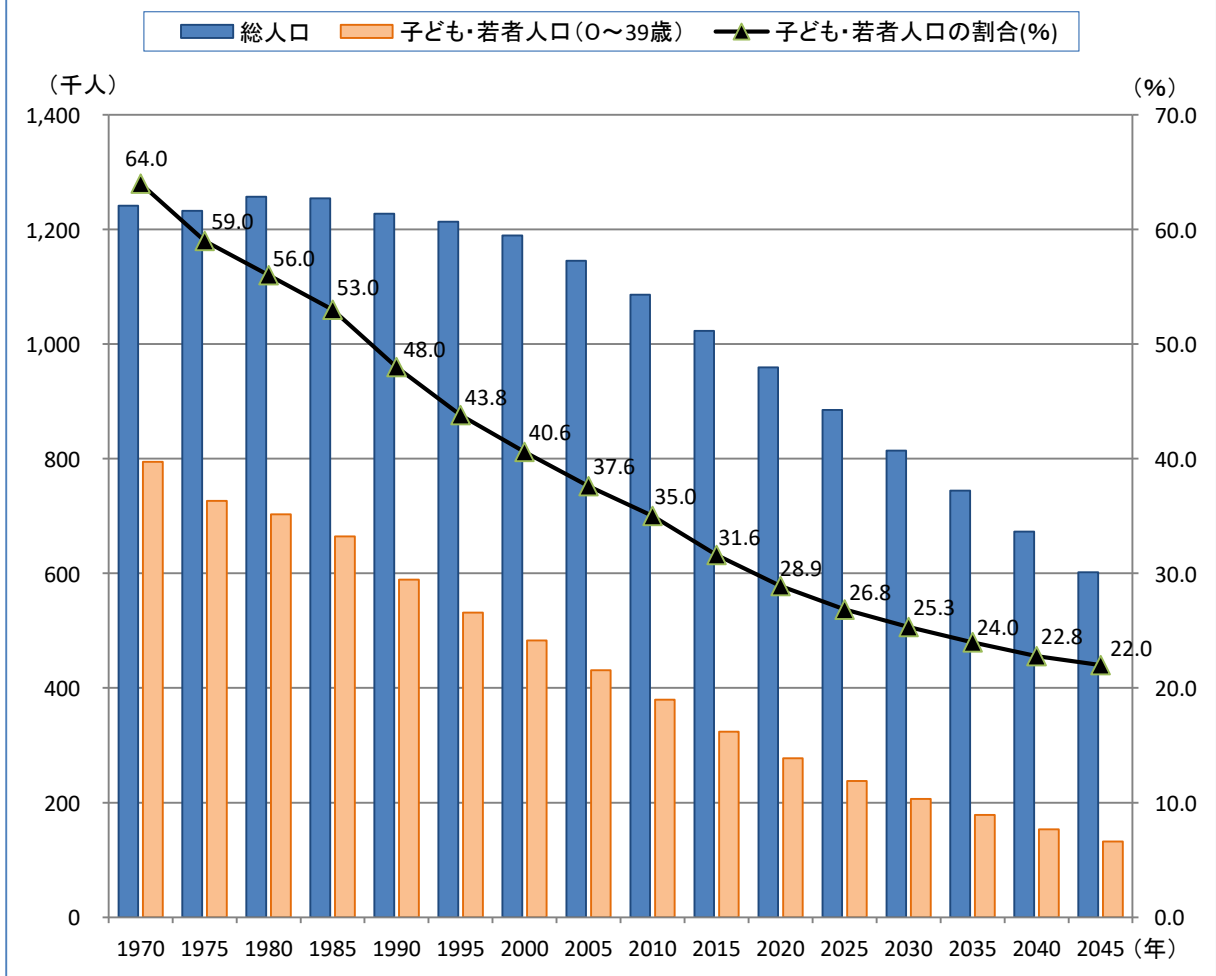
和暦	西暦 (年)	総人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	子ども・若者人口 (人)	子ども・若者人口 の割合(%)
昭和5年	1930	987,706	495,009	492,697	167,101	768,001	77.8
昭和10年	1935	1,037,744	519,249	518,495	174,026	804,954	77.6
昭和15年	1940	1,052,275	524,018	528,257	178,256	811,252	77.1
昭和22年	1947	1,257,398	616,269	641,129	218,505		
昭和25年	1950	1,309,031	646,445	662,586	225,462	1,015,349	77.6
昭和30年	1955	1,348,871	660,066	688,805	236,998	1,026,598	76.1
昭和35年	1960	1,335,580	644,671	690,909	267,460	981,509	73.5
昭和40年	1965	1,279,835	614,429	665,406	279,468	888,513	69.4
昭和45年	1970	1,241,376	593,232	648,144	307,739	794,350	64.0
昭和50年	1975	1,232,481	590,492	641,989	326,259	726,558	59.0
昭和55年	1980	1,256,745	603,403	653,342	343,418	703,208	56.0
昭和60年	1985	1,254,032	599,591	654,441	350,976	664,598	53.0
平成2年	1990	1,227,478	584,678	642,800	358,562	589,172	48.0
平成7年	1995	1,213,667	577,535	636,132	374,821	531,512	43.8
平成12年	2000	1,189,279	564,556	624,723	389,190	482,950	40.6
平成17年	2005	1,145,501	540,539	604,962	393,038	431,157	37.6
平成22年	2010	1,085,997	509,926	576,071	390,136	379,645	35.0
平成27年	2015	1,023,119	480,336	542,783	388,560	323,643	31.6
令和2年	2020	959,502	452,439	507,063	-	277,264	28.9
令和7年	2025	885,285	416,896	468,389	-	237,622	26.8
令和12年	2030	814,295	384,149	430,146	-	206,231	25.3
令和17年	2035	744,014	351,052	392,962	-	178,483	24.0
令和22年	2040	672,617	317,141	355,476	-	153,255	22.8
令和27年	2045	601,649	284,207	317,442	-	132,293	22.0

《資料》総務省：国勢調査（昭和5年～令和2年）

国立社会保障・人口問題研究所：日本の都道府県別将来推計人口※（平成32年～令和22年）

※平成30年3月公表

図1-1 秋田県の総人口及び子供・若者人口の推移



② 秋田県の市町村別 5 歳階級別人口（0～39歳）

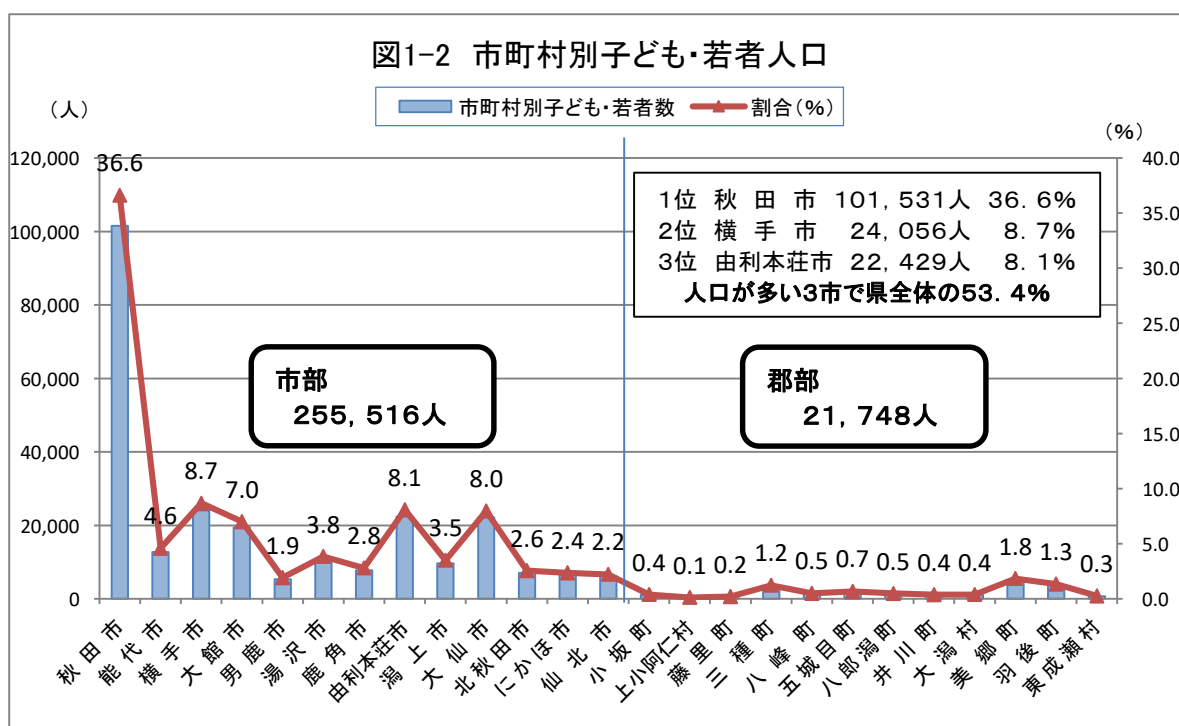
令和2年の子ども・若者人口を市町村別に見ると、秋田市が一番多く101,531人（県全体の36.6%）、次いで横手市24,056人（同8.7%）、由利本荘市22,429人（同8.1%）となっている。

さらに市部・郡部に分けると、市部では255,516人、郡部では21,748人となり、市部で県全体の92.2%を占めており、市部に子ども・若者が集中していることがわかる。

表1-2 市町村別年齢5歳階級別人口

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	合計 (人)	割合 (%)
秋田県計	25,271	31,304	36,098	36,339	29,192	31,955	38,607	48,498	277,264	100.0
市部計	23,398	28,888	33,144	33,370	27,100	29,553	35,516	44,547	255,516	92.2
郡部計	1,873	2,416	2,954	2,969	2,092	2,402	3,091	3,951	21,748	7.8
秋田市	9,434	11,244	12,131	13,017	12,562	12,269	14,096	16,778	101,531	36.6
能代市	1,089	1,314	1,828	1,824	1,230	1,420	1,747	2,279	12,731	4.6
横手市	2,292	2,893	3,347	3,036	1,954	2,536	3,445	4,553	24,056	8.7
大館市	1,756	2,136	2,587	2,577	1,932	2,332	2,674	3,423	19,417	7.0
男鹿市	422	583	718	742	516	589	710	1,058	5,338	1.9
湯沢市	952	1,241	1,420	1,444	945	1,181	1,506	1,978	10,667	3.8
鹿角市	726	978	1,173	995	654	888	1,010	1,350	7,774	2.8
由利本荘市	1,997	2,499	2,971	2,928	2,534	2,415	3,143	3,942	22,429	8.1
潟上市	926	1,126	1,220	1,351	1,003	1,112	1,313	1,652	9,703	3.5
大仙市	2,092	2,548	2,971	2,723	1,982	2,559	3,200	4,025	22,100	8.0
北秋田市	624	818	995	910	643	836	1,010	1,239	7,075	2.6
にかほ市	578	789	877	964	604	758	835	1,128	6,533	2.4
仙北市	510	719	906	859	541	658	827	1,142	6,162	2.2
小坂町	96	106	152	169	108	141	129	180	1,081	0.4
上小阿仁村	31	38	48	35	42	58	43	63	358	0.1
藤里町	45	74	81	71	41	57	93	126	588	0.2
三種町	287	391	489	442	285	390	490	649	3,423	1.2
八峰町	115	132	195	199	130	154	207	258	1,390	0.5
五城目町	161	216	219	264	180	208	272	362	1,882	0.7
八郎潟町	98	145	180	196	122	129	196	270	1,336	0.5
井川町	83	102	147	185	126	140	132	159	1,074	0.4
大潟村	87	115	148	206	211	108	90	116	1,081	0.4
美郷町	459	601	710	679	477	519	753	919	5,117	1.8
羽後町	351	432	503	426	295	413	571	704	3,695	1.3
東成瀬村	60	64	82	97	75	85	115	145	723	0.3

《資料》総務省：令和2年国勢調査



第2章 子ども・若者の教育

※ 本文及び表中の数値（「教員1人あたり児童数・生徒数・在学者数」を除く）は、令和4年度学校基本統計調査（文部科学省）による。

1 学校教育について

(1) 小学校

昨年度と比較したところ、学校数や生徒数など全ての項目で減少しており、教員1人当たり児童数は12.5人となっている。

表2-1 学校数、学級数、児童数、教職員数(小学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 児童数(人)
令和3年度	182	2,019	38,992	3,099	801	12.6
令和4年度	177	1,986	37,848	3,040	776	12.5
対前年度増減数(人)	△ 5	△ 33	△ 1,144	△ 59	△ 25	△ 0.1
対前年度増減率(%)	△ 2.7	△ 1.6	△ 2.9	△ 1.9	△ 3.1	△ 0.8

(2) 中学校

昨年度と比較したところ、学校数や生徒数など全ての項目で減少しており、教員1人当たり生徒数は9.9人となっている。

表2-2 学校数、学級数、生徒数、教職員数(中学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 生徒数(人)
令和3年度	111	987	21,924	2,166	419	10.1
令和4年度	110	980	21,405	2,156	416	9.9
対前年度増減数(人)	△ 1	△ 7	△ 519	△ 10	△ 3	△ 0.2
対前年度増減率(%)	△ 0.9	△ 0.7	△ 2.4	△ 0.5	△ 0.7	△ 2.0

(3) 高等学校

昨年度と比較したところ、学校数は変動ないが、学級数や生徒数など全ての項目で減少しており、教員1人当たりの生徒数は10.5人となっている。

表2-3 学校数、学級数、生徒数、教職員数(高等学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 生徒数(人)
令和3年度	52	637	21,448	2,026	412	10.6
令和4年度	52	635	21,100	2,001	405	10.5
対前年度増減数(人)	0	△ 2	△ 348	△ 25	△ 7	△ 0.1
対前年度増減率(%)	0.0	△ 0.3	△ 1.6	△ 1.2	△ 1.7	△ 0.9

(4) 特別支援学校

昨年度と比較したところ、学校数及び学級数は変動ないが、在学者数、職員数（本務者）及び教員数（本務者）は減少している。教員1人当たりの在学者数は1.4人となっている。

表2-4 学校数、学級数、児童・在学者数、教職員数(特別支援学校)

	学校数 (校)	学級数 (学級)	在学者数 (人)	教員数(人) (本務者)	職員数(人) (本務者)	教員1人当たり 在学者数(人)
令和3年度	15	384	1,302	926	200	1.4
令和4年度	15	384	1,299	921	195	1.4
対前年度増減数(人)	0	0	△ 3	△ 5	△ 5	0.0
対前年度増減率(%)	0.0	0.0	△ 0.2	△ 0.5	△ 2.5	0.0

2 児童・生徒数の推移

10年前（平成24年度）の数値と比較すると、小学校で11,620人、中学校で6,679人、高等学校で7,624人減少している一方で、特別支援学校においては、27人増加している。

表2-5 児童・生徒数の推移

単位：人

年度 学校	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
小学校	49,468	48,249	46,982	45,882	44,909	43,795	42,670	41,381	40,192	38,992	37,848
中学校	28,084	27,154	26,437	25,486	24,714	23,894	23,034	22,634	22,182	21,924	21,405
高等学校	28,724	27,662	26,926	26,299	25,530	24,818	23,947	23,102	22,266	21,448	21,100
特別支援学校	1,272	1,297	1,317	1,314	1,316	1,288	1,280	1,312	1,291	1,302	1,299

3 中学校・高等学校卒業後の進路状況

(1) 中学校

令和4年3月に卒業した7,500人のうち、
高等学校等に進学した者は7,419人となり、前年度より139人増加している。
専修学校等に進学した者は51人となり、前年度より11人減少している。
就職者は5人となり、前年度から変動ない。

表2-6 中学校卒業後の進路状況

	平成30年3月卒		平成31年3月卒		令和2年3月卒		令和3年3月卒		令和4年3月卒	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
高校等進学者	8,089	99.0	7,765	98.8	7,659	98.7	7,280	98.7	7,419	98.9
専修学校等	51	0.6	59	0.8	63	0.8	62	0.8	51	0.7
就職者(※)	3	0.1	6	0.1	4	0.1	5	0.1	5	0.1
上記以外の者等	28	0.3	26	0.3	34	0.4	32	0.4	25	0.3
卒業生合計	8,171	100.0	7,856	100.0	7,760	100.0	7,379	100.0	7,500	100.0
(他県への進学者)	126	-	147	-	123	-	154	-	144	-

※ 就職者数には、①有期雇用・臨時労働者数を含む。
②就職しながら大学・専修学校等へ進・入学した者を含まない。

(2) 高等学校

令和4年3月に卒業した7,055人のうち、
大学等進学者は3,407人となり、前年度より152人減少している。
専修学校等に進学した者は1,496人となり、前年度より35人減少している。
就職者は1,940人となり、前年度より124人減少している。

表2-7 高等学校卒業後の進路状況

	平成30年3月卒		平成31年3月卒		令和2年3月卒		令和3年3月卒		令和4年3月卒	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
大学等進学者	3,769	45.3	3,604	45.4	3,513	45.0	3,559	48.1	3,407	48.3
専修学校等	1,721	20.7	1,573	19.8	1,602	20.5	1,531	20.7	1,496	21.2
就職者(※)	2,487	29.9	2,395	30.2	2,417	30.9	2,064	27.9	1,940	27.5
上記以外の者等	336	4.1	367	4.6	282	3.6	238	3.3	212	3.0
卒業生合計	8,313	100.0	7,939	100.0	7,814	100.0	7,392	100.0	7,055	100.0

※ 就職者数には、①有期雇用・臨時労働者数を含む。
②就職しながら大学・専修学校等へ進・入学した者を含まない。

第3章 子ども・若者の健康と安全

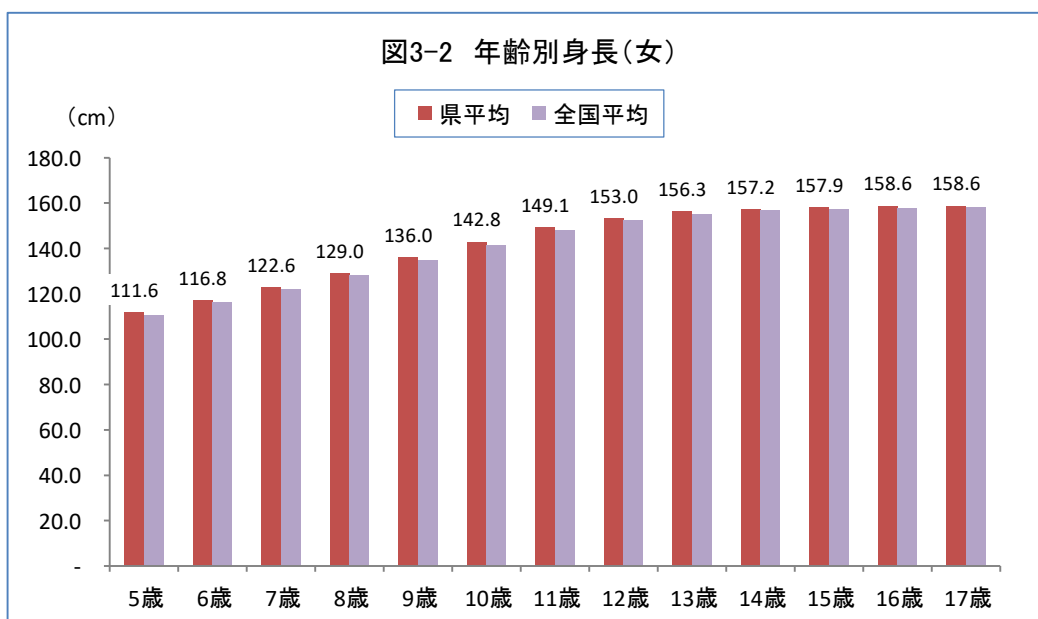
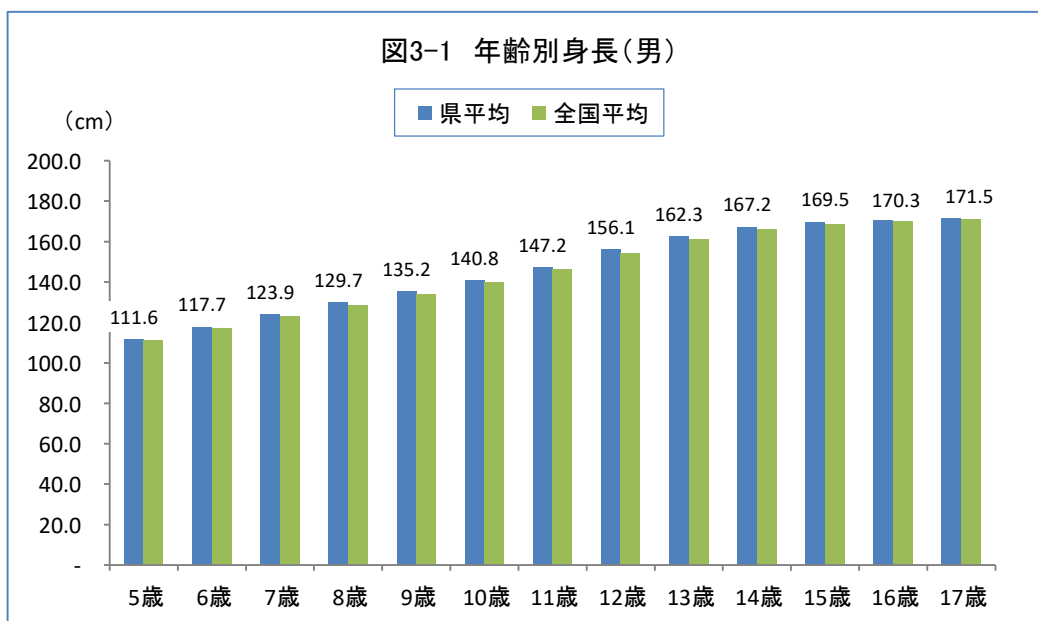
1 発育状態について

※本文及び表中の数値は、全て令和4年度学校保健統計調査（文部科学省）による。

(1) 身長

身長について全国平均と比較すると、男女とも全国平均を上回っており、全国順位についてもほとんどの年齢で上位となっている。

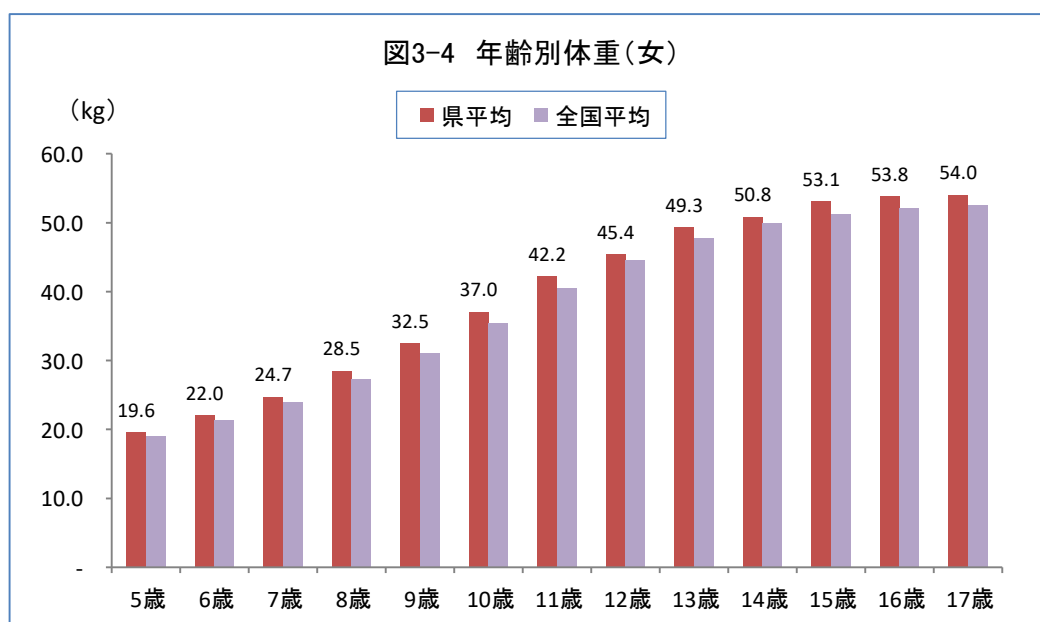
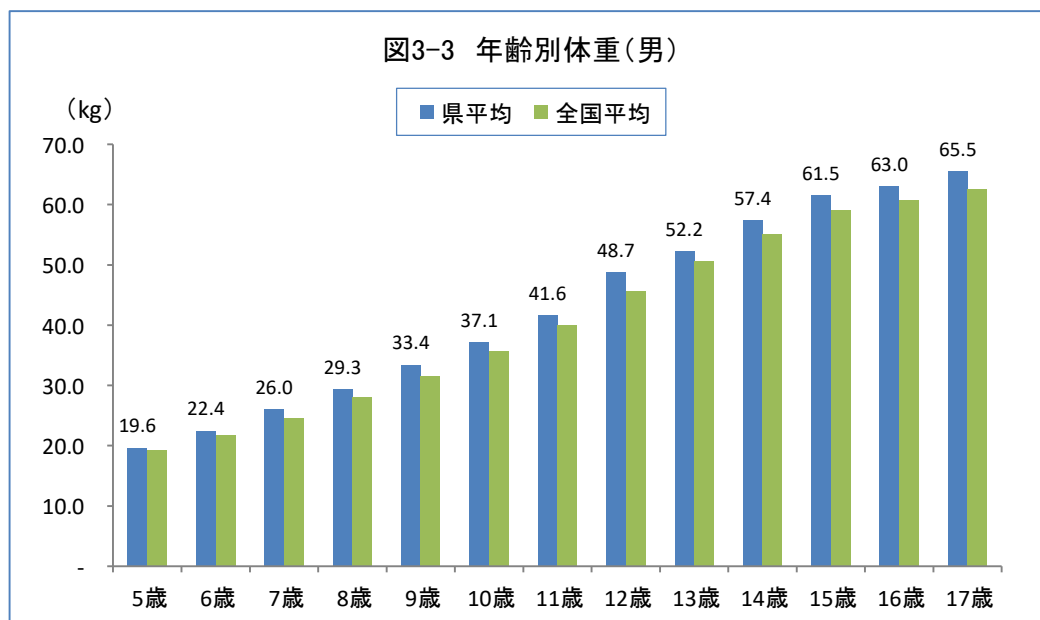
各年齢間の身長差が最も大きいのは、男子が11歳と12歳の間で8.9cm、女子が8歳と9歳の間で7.0cmとなっている。



(2) 体重

体重について全国平均と比較すると、男女とも全国平均を上回っており、全国順位についてもほとんどの年齢で上位となっている。

各年齢間の体重差が最も大きいのは、男子が11歳と12歳の間で7.1kg、女子が10歳と11歳の間で5.2kgとなっている。



2 交通事故・自殺について

(1) 子ども・若者の交通事故

ア 交通事故の概要

令和4年中の県内の交通事故発生件数は1,157件で、前年と比較して144件(11.1%)の減少、死者数は33人で5人(17.9%)の増加、負傷者数は1,351人で163人(10.8%)の減少となっている。

イ 若年運転者による事故

令和4年の県内の交通事故のうち、若年運転者(16歳以上25歳未満)の起こした事故件数は150件で、前年と比較して13件(9.5%)の増加となっており、全発生件数の13.0%を占めている。死者数は3人で前年と比較して2人(200%)の増加、負傷者数は187人で31人(19.9%)の増加となり、全負傷者数の13.8%を占めている。

表3-1 県内の交通事故に占める若年運転者(16歳以上25歳未満)による事故

	①令和3年			②令和4年			増減(②-①)		
	件数	死者(人)	傷者(人)	件数	死者(人)	傷者(人)	件数	死者(人)	傷者(人)
県内の交通事故総数	1,301	28	1,514	1,157	33	1,351	△144	5	△163
うち若年運転者 (総数に占める割合:%)	137 (10.5%)	1 (3.6%)	156 (10.3%)	150 (13.0%)	3 (9.1%)	187 (13.8%)	13	2	31

《資料》県警察本部調べ

(2) 子ども・若者の運転免許人口

令和4年12月末現在の県内の運転免許人口は647,963人で、前年と比較して5,215人(0.8%)の減少となっている。このうち未成年者(16歳~20歳未満)の運転免許人口は5,606人で、前年と比較して154人(2.7%)の減少となっており、全運転免許人口に占める未成年者の割合は0.87%となっている。

未成年者の運転免許人口及び運転免許人口総数に占める割合は、ともに減少傾向にある。

表3-2 運転免許所有者に占める未成年者の割合

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
運転免許人口総数(人)	671,260	664,589	658,751	653,178	647,963
うち未成年者数(人) (総数に占める割合:%)	6,321 (0.94%)	6,037 (0.91%)	5,968 (0.91%)	5,760 (0.88%)	5,606 (0.87%)

《資料》警察庁:令和4年運転免許統計

(3) 未成年者の自殺

令和4年中の県内における自殺者は224人で、前年と比較して38人(20.4%)の増加となっており、そのうち未成年者(20歳未満)は6人で、全自殺者の2.7%を占めている。

表3-3 全自殺者数に占める未成年者の割合

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺者総数(人)	206	217	193	186	224
男	141	159	136	128	158
女	65	58	57	58	66
うち未成年者数(人)	2	2	4	5	6
(総数に占める割合:%)	(1.0%)	(0.9%)	(2.1%)	(2.7%)	(2.7%)
男	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表
女	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表

《資料》県警察本部調べ

3 非行少年等の概要

(1) 非行少年数について

令和4年中の県内の非行少年は93人で、前年に比べ27人（22.5%）減少した。このうち、刑法犯の犯罪・触法少年は85人で、非行少年の91.4%を占めている。

表3-4 非行少年数

区分	年別	令和3年 (人)	令和4年 (人)	対前年比増減	
				数(人)	率(%)
非行少年総数		120	93	△ 27	△ 22.5
	うち女子	23	15	△ 8	△ 34.8
ぐ犯少年		2	0	△ 2	皆減
	うち女子	1	0	△ 1	皆減
刑法犯・特別法犯		118	93	△ 25	△ 21.2
	うち女子	22	15	△ 7	△ 31.8
刑法犯	小計	99	85	△ 14	△ 14.1
	うち女子	16	15	△ 1	△ 6.3
	犯罪少年	62	50	△ 12	△ 19.4
	うち女子	12	9	△ 3	△ 25.0
	触法少年	37	35	△ 2	△ 5.4
	うち女子	4	6	2	50.0
特別法犯	小計	19	8	△ 11	△ 57.9
	うち女子	6	0	△ 6	皆減
	犯罪少年	15	6	△ 9	△ 60.0
	うち女子	4	0	△ 4	皆減
	触法少年	4	2	△ 2	△ 50.0
	うち女子	2	0	△ 2	皆減

《資料》県警察本部調べ

犯罪少年：罪を犯した14歳以上の少年

触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監護に服さない性癖があるなど、一定の理由があつてその生活環境に照らして、将来罪を犯し又は刑罰法令に触れるおそれのある少年

特別法犯：刑法及び道路交通法例を除く、例えば、銃刀法、軽犯罪法、廃棄物処理法、児童買春・児童ポルノ法、条例違反など

(2) 学識別の非行少年について

非行少年を学職別にみると、中学生31人、高校生24人、小学生19人の順に多く、小・中学生及び高校生で全体の79.6%を占めている。

表3-5 学識別非行少年数

区 分	年 別	令和3年 (人)	令和4年 (人)	対前年比増減	
				数(人)	率(%)
非行少年総数		120	93	△ 27	△ 22.5
	学 生・生 徒	100	79	△ 21	△ 21.0
	小 学 生	23	19	△ 4	△ 17.4
	中 学 生	28	31	3	10.7
	高 校 生	43	24	△ 19	△ 44.2
	大 学 生	4	5	1	25.0
	各種学生	2	0	△ 2	皆減
有 職 少 年		13	12	△ 1	△ 7.7
無 職 少 年		7	2	△ 5	△ 71.4

《資料》県警察本部調べ

(3) 不良行為少年数について

令和4年中に不良行為で補導された少年（不良行為少年）は666人で、前年に比べ104人（18.5%）増加した。行為別にみると、「深夜徘徊」が268人と最も多く、次いで「粗暴行為」が92人であった。

表3-6 不良行為少年数

区 分	年 別	令和3年 (人)	令和4年 (人)	対前年比増減	
				数(人)	率(%)
不良行為少年総数		562	666	104	18.5
	飲 酒	38	79	41	107.9
	喫 煙	69	54	△ 15	△ 21.7
	粗 暴 行 為	60	92	32	53.3
	家 出	69	67	△ 2	△ 2.9
	深 夜 徘 徊	261	268	7	2.7
	不健全性的行為	19	27	8	42.1
	不健全娛樂	9	27	18	200.0
	その他(怠学等)	37	52	15	40.5

《資料》県警察本部調べ

(4) 学識別の不良行為少年について

不良行為少年を学職別にみると、高校生339人、中学生136人、有職少年76人の順に多く、小・中学生及び高校生で全体の78.4%を占めている。

表3-7 学識別不良行為少年数

年別 区分	令和3年 (人)	令和4年 (人)	対前年比増減	
			数(人)	率(%)
不良行為少年総数	562	666	104	18.5
未就学	0	0	0	—
小学生	38	47	9	23.7
中学生	85	136	51	60.0
高校生	284	339	55	19.4
他学生	36	35	△1	△2.8
有職少年	97	76	△21	△21.6
無職少年	22	33	11	50.0

《資料》県警察本部調べ

(7) 被害防止対策

少年の被害を防止するため、教育庁や警察、健全育成機関・団体などにおいて「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「子ども・若者育成支援全国強調月間」のほか、各種会合を通じ、連携を図りながら、広報啓発等の諸活動を実施した。

4 環境浄化の取組について

(1) 秋田県青少年健全育成審議会

審議会は、「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(以下「条例」という。)」の適切な運用を図るため知事の諮問機関として設置され、うち環境浄化部会は、青少年育成関係者、学識経験者等11名の委員で構成され、青少年に優良な図書等の推奨、有害な図書・ビデオテープ・興行等を指定するための審議をし、知事に答申している。

令和4年度(令和4年11月現在)は1回開催され、青少年に優良な図書1冊を推奨すべきものとの答申がなされた。

なお、有害図書類の指定に関しては、令和3年度以降は定例的な個別指定は行わず包括指定により対応することとなった。今後、社会状況等を踏まえて有害図書等の個別指定が必要となった場合は、環境浄化部会を随時開催することとした。

	令和3年度以降	令和2年度まで
有害図書類の指定	<ul style="list-style-type: none"> 定例的な個別指定は行わず包括指定により対応することとし、社会状況等を踏まえ、個別指定が必要となった場合は、随時委員の招集又は書面開催により審議を行う。 事前に審議会の意見を聴く暇がなく緊急的に指定した場合は、年1回開催する審議会においてその旨を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境浄化調査員と担当者が書店等を訪問し、陳列される図書類の中から有害図書に該当するであろう図書を購入し、年3回開催する環境浄化部会で審議する。
環境浄化部会	<ul style="list-style-type: none"> 社会状況等を踏まえ、有害図書や有害玩具等の個別指定が必要になった場合には、随時開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 年3回定期的に開催(7月、11月、3月)

(2) 立入調査

ア 立入調査員の配置状況

条例に基づき、次世代・女性活躍支援課、警察本部少年女性安全課、各警察署の少年補導職員が、知事から立入調査員に任命されており、令和4年4月現在、県内に32名が配置されている。

イ 過去5年間の条例対象施設の推移

立入調査は、条例対象施設(書店、図書类等自動販売機等、図書スタンド販売店、ビデオ取扱店、映画館、がん具類店)に対し、毎月定期的実施し、有害指定図書类等の調査と自主規制の指導等を行っている。

表3-11 過去5年間の条例対象施設数の推移 (令和4年10月31日現在)

区分 年	図書类等自動 販売機等(台)	書店(軒)	コンビニ・ スタンド(軒)	ビデオテープ 取扱店(軒)	映画館 (軒)	特定玩具店 (軒)	計(台、軒)
平成30年	92	114	615	82	20	40	963
令和元年	78	108	589	81	20	37	913
令和2年	78	106	585	78	18	37	902
令和3年	78	105	589	78	18	37	905
令和4年	70	105	585	78	18	37	893

(3) 環境浄化調査員の配置状況

環境浄化調査員は、条例の適正な運用を図るため、次世代・女性活躍支援課に配置され、条例対象施設に対する立入調査、調査結果の整理、担当区域内の情報収集等、条例の適正な運用に関する業務を行っている。

表3-12 地域振興局管内別条例対象施設数

(令和4年10月31日現在)

地域振興局	年	図書类等自動販売機等(台)	書店(軒)	コンビニ・スタンド(軒)	ビデオテープ取扱店(軒)	映画館(軒)	特定玩具店(軒)	計(台、軒)
鹿角	R3	4	3	3	19	0	0	29
	R4	4	3	3	19	0	0	29
	増減	0	0	0	0	0	0	0
北秋田	R3	19	12	7	57	1	1	97
	R4	19	12	7	57	1	1	97
	増減	0	0	0	0	0	0	0
山本	R3	12	8	8	41	1	1	71
	R4	12	8	8	41	1	1	71
	増減	0	0	0	0	0	0	0
秋田	R3	13	42	33	242	22	11	363
	R4	13	42	33	239	22	11	360
	増減	0	0	0	△ 3	0	0	△ 3
由利	R3	11	7	5	59	1	0	83
	R4	11	7	5	59	1	0	83
	増減	0	0	0	0	0	0	0
仙北	R3	15	17	11	83	7	5	138
	R4	7	17	11	82	7	5	129
	増減	△ 8	0	0	△ 1	0	0	△ 9
平鹿	R3	4	10	7	58	4	0	83
	R4	4	10	7	58	4	0	83
	増減	0	0	0	0	0	0	0
雄勝	R3	0	6	4	30	1	0	41
	R4	0	6	4	30	1	0	41
	増減	0	0	0	0	0	0	0
計	R3	78	105	78	589	37	18	905
	R4	70	105	78	585	37	18	893
	増減	△ 8	0	0	△ 4	0	0	△ 12

第4章 子ども・若者の労働

1 子ども・若者の就業状況

(1) 新規高等学校卒業者の就職率、産業別就職者数

令和4年3月の新規高等学校卒業者7,055人のうち、就職者数は1,939人で、就職率は27.5%となっている。就職者数の内訳を産業別にみると、製造業が648人、公務が276人、建設業が248人、卸売業・小売業が165人となっている。

表4-1 新規高等学校卒業者の就業状況

卒業年月	H29.3卒	H30.3卒	H31.3卒	R2.3卒	R3.3卒	R4.3卒
A 卒業 者 数(人)	8,524	8,313	7,939	7,814	7,392	7,055
B 就 職 者 数(人)※	2,593	2,488	2,395	2,413	2,057	1,939
C 就 職 率(%)	30.4%	29.9%	30.2%	30.9%	27.8%	27.5%
産業別就職者数(人)	2,593	2,488	2,395	2,413	2,057	1,939
農 業・林 業	43	28	21	33	33	39
漁 業	4	0	3	0	3	2
鉱業・採石業、砂利採取業	5	7	7	17	8	6
建 設 業	280	258	292	219	234	248
製 造 業	843	829	803	832	636	648
電気・ガス・熱供給・水道業	65	52	40	45	51	52
情 報 通 信 業	35	42	36	39	15	25
運 輸 ・ 郵 便 業	126	102	138	122	71	73
卸 売 業 ・ 小 売 業	277	244	209	244	231	165
金 融 業 ・ 保 険 業	15	20	13	18	13	10
不動産業・物品賃貸業	3	5	4	19	3	10
学術研究・専門・技術サービス業	23	26	19	22	28	21
宿泊業・飲食サービス業	180	143	124	155	75	52
生活関連サービス業、娯楽業	84	113	65	61	73	44
教育・学習支援業	2	5	1	4	3	2
医 療 ・ 福 祉	144	126	128	107	126	115
複合サービス事業	64	70	69	69	42	30
サービス業(他に分類されないもの)	107	133	132	88	108	113
公務(他に分類されないもの)	289	276	282	307	282	276
上 記 以 外	4	9	9	12	22	8

《資料》学校基本調査

※ 就職者数には、①有期雇用・臨時労働者数を含まない。
 ②就職しながら大学・専修学校等へ進・入学した者を含む。
 ため、表2-7(43ページ)の就職者数とは一致しない場合がある。

(2) 新規高等学校卒業者の就職先地域

令和4年3月の新規高等学校卒業者のうち、就職者1,939人の地域別就職先をみると、県内が1,470人、県外が469人で、県内就職率は75.8%となっている。

表4-2 新規高等学校卒業者の地域別就職者数 (単位:人)

	H29.3卒	H30.3卒	H31.3卒	R2.3卒	R3.3卒	R4.3卒
総数	2,593	2,488	2,395	2,413	2,057	1,939
県内	1,685	1,664	1,565	1,637	1,493	1,470
県外	908	824	830	776	564	469
【摘要】 就職先 上位3都道府県	東京 380 宮城 155 神奈川 103	東京 360 宮城 159 神奈川 73	東京 313 宮城 193 埼玉 91	東京 268 宮城 194 神奈川 86	宮城 170 東京 169 神奈川 48	宮城 160 東京 143 神奈川 33

《資料》学校基本調査

2 若年層の給与額

若年層の給与額については、企業規模（秋田県内企業）により以下のような相違が見られる。

表4-3 企業規模・年齢5歳階級別給与額 (単位:千円)

企業規模	10から99人		100から999人		1000人以上	
	決まって支給する現金給与額		決まって支給する現金給与額		決まって支給する現金給与額	
年齢階級	所定内給与額		所定内給与額		所定内給与額	
男女計	244.6	233.8	288.7	269.2	321.0	290.2
～19歳	167.6	161.8	184.5	178.2	168.2	162.0
20～24歳	199.2	189.5	205.1	189.7	237.3	209.9
25～29歳	234.4	220.1	228.5	216.9	285.6	248.9
30～34歳	232.6	217.2	253.3	228.6	285.2	252.3
35～39歳	234.5	223.0	268.3	243.5	301.3	271.7
40～44歳	271.3	259.6	304.9	279.0	329.9	300.1
45～49歳	254.0	241.2	398.0	375.8	345.4	314.5
50～54歳	248.4	237.0	307.1	287.2	363.2	327.1
55～59歳	264.4	254.1	334.2	313.2	387.9	355.9
60～64歳	255.2	247.0	237.9	229.0	278.8	255.6
65～69歳	215.5	211.2	215.9	208.2	251.3	243.2
70歳～	196.6	194.4	305.6	299.4	232.2	228.6

《資料》令和4年賃金構造基本調査(秋田県・産業計)

3 新規学卒者の初任給

令和4年3月の新規学卒者の初任給を学歴・業種別にみると、大学卒では全国・秋田県ともに医療・福祉、高専・短大卒では全国・秋田県ともに情報通信業、高校卒の全国では卸売業・小売業、秋田県では建設業及び情報通信業が、それぞれ高い状況となっている。

表4-4 新規学卒者の初任給(産業別、学歴別) (単位:千円)

学 歴	産 業	全 国			秋田県計 (初任給月額)
		男女計	男	女	
大 学 卒	建設業	229.4	227.2	232.6	198
	製造業	217.4	218.9	214.5	204
	情報通信業	233.9	234.9	232.2	213
	運輸業・郵便業	217.7	217.5	217.9	187
	卸売業・小売業	233.9	230.9	237.8	204
	金融業・保険業	220.5	224.6	216.8	206
	飲食店・宿泊業	206.8	211.0	205.8	168
	生活関連・娯楽業	216.1	222.9	211.3	193
	医療・福祉	235.5	244.7	232.0	208
	サービス業	216.2	220.8	212.0	179
高専・短大卒	建設業	200.9	207.7	191.3	180
	製造業	195.5	199.8	189.3	178
	情報通信業	208.3	205.3	215.0	181
	運輸業・郵便業	205.9	209.8	198.1	161
	卸売業・小売業	196.3	205.3	192.9	175
	金融業・保険業	202.1	223.3	186.4	157
	飲食店・宿泊業	189.4	184.4	190.5	155
	生活関連・娯楽業	187.3	175.8	188.7	159
	医療・福祉	206.1	208.8	205.8	174
	サービス業	192.9	192.7	193.4	171
高 校 卒	建設業	182.7	182.6	183.9	171
	製造業	180.6	181.7	178.6	164
	情報通信業	176.9	179.3	174.4	171
	運輸業・郵便業	182.8	183.8	178.5	166
	卸売業・小売業	186.3	191.1	180.5	164
	金融業・保険業	164.0	170.2	163.7	153
	飲食店・宿泊業	181.9	187.5	178.1	158
	生活関連・娯楽業	177.9	175.5	179.4	156
	医療・福祉	178.6	193.5	175.1	162
	サービス業	179.1	181.5	172.5	159

《資料》全 国:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」企業規模10人以上
新規学卒者の所定内給与額表

秋田県:秋田労働局「令和4年3月新規学卒者の初任給情報」

注) 初任給月額は、常用労働者として採用された新規学卒者の初任給の平均値。
(基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含まない。)

第3部 子ども・若者行政関係資料

1 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

(1) 条例制定の経緯・特色

ア 条例制定の経過

昭和50年代に入り、社会情勢の変化に伴って、青少年をめぐる社会環境の悪化とともに、少年非行が増え、特に集団による性非行で補導される少年が増加した。

このような状況から県内各層に条例制定を望む声が高まり、昭和53年2月県議会に多数の陳情請願が出された。

県議会はこれを採決するとともに、県に対し条例制定を望む決議をした。

県では、この問題について、児童福祉審議会、青少年問題協議会に諮り、青少年問題協議会には専門委員会を設けて意見を求めたほか、県内各界各層から広く意見を聞き、9月県議会に条例案を提出した。

県議会で10月2日議決し、10月5日公布され、昭和54年1月1日から施行された。

イ 条例のねらい

青少年が心身ともに健やかに成長することは、すべての県民の願いであり、大人に課せられた責任でもある。青少年が心身ともに健全に成長していくためには、家庭、学校および地域全体が適切なよい環境であることが必要であるため、青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、青少年の健全育成を図ろうとするものである。

この条例は、青少年の行動を制限したり、罰したりするものではなく、あくまでも青少年をすべての大人が守り、育てようというものである。

したがって業界の自主規制と県民運動がそれぞれ有機的な関連のもとに展開されることによって、初めてその実効が期待される。

ウ 条例の特色

前文を設け青少年健全育成の理念を明らかにしたほか、濫用を戒めている。

特に自主規制の章を設け、自主規制に最大の期待をしている。

青少年の健全育成を阻害する行為の規制項目は、最小限度必要なものだけを規定しており、図書類の自動販売機については、届出制を設けた。

エ 条例の内容

(ア) 優良図書類等の推奨

知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上で有益であると認めるものを推奨することができる。

(イ) 青少年健全育成重点地区の設置

学校、図書館、児童福祉施設等の敷地の周囲200メートル以内の区域を青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とし、重点地区では有害な図書類と疑わしいものを収納する自動販売機等を設置しない運動や自動販売機等一斉

点検などの浄化運動を行う。

(ウ) 業界の自主規制

図書類の販売、貸付け、自動販売機及び自動貸出機による図書類の販売、興行の主催、広告物の表示、特定玩具類の販売等をする営業者は、青少年に対して有害と認められるものを販売したり、貸付れたり、見せたり、聞かせたりしないように努めなければならない。

(エ) 有害図書類の販売等の制限

青少年の健全育成のために有害と認められるものは、青少年に売ったり、貸したり、頒布することはできない。

性表現が一定の基準（ページ、描写場面等）に該当するものを有害な図書類として包括し、知事が有害図書類として指定したものとみなす。

図書類とは、書籍、雑誌、絵画、写真、映画フィルム、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シーディー・ロムその他これらに類するものをいう。

(オ) 図書類の区分陳列・表示の規定

図書類の販売又は貸付けをする営業者は、有害図書類と一般図書類を区分陳列するとともに、青少年が読んだり、買ったりしないよう青少年が分かるところに表示しなければならない。

(カ) 有害興行を観覧させることの制限

有害とされた興行は、青少年に観覧させることはできない。

興行とは、映画、演劇、演芸、見せ物をいう。

興行であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第3号（ストリップショー、ヌードショー等）の営業は、法律の規制を受ける。

(キ) 有害広告物の規制

青少年を刺激するようなポスターや看板は掲示しないようにしなければならない。

広告物とは、看板、立て看板、広告塔、はり紙、広告板等をいう。

(ク) 有害特定玩具類の販売等の制限

有害と指定された特定玩具類を青少年に売ったり、貸したり、頒布することはできない。

特定玩具類とは、性的感情を刺激する玩具類及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物、その他の玩具類をいう。

(ケ) 自動販売機・自動貸出機による図書類の販売等の制限

図書類の自動販売機及び自動貸出機を設けるときは、知事に届け出なければならない。

また有害と指定された図書は、自動販売機等に収納して販売することはできない。

(コ) 自動販売機等管理者の設置

図書類等の営業者は、自動販売機等を設置する場合は、有害図書類等を自動販売機等から撤去する権限を有する者を設置場所と同一市町村に置かなければならない。

(ク) 質受け・古物買受け等の制限

質屋や古物商の営業者は、保護者の承諾があるなど正当な理由がある場合を除き、

青少年から物品を質受けしたり、買受けしたりなどすることはできない。

(シ) みだらな性行為等の禁止

青少年に対し、みだらな性行為やわいせつ行為をしたり、させたり、またそれらの行為を教えたり見せたりしてはならない。

(ス) 有害行為に使用するための場所の提供等の禁止

みだらな性行為、わいせつ行為、麻薬、覚醒剤、シンナー等の使用、暴力行為、飲酒、喫煙、とばく等が行われていることを知りながら、青少年に場所を提供したり周旋することはできない。

(セ) 深夜連れ出し等の制限

保護者は夜学、夜勤または突発的な用事などの他、深夜（午後11時～翌日の日の出まで）青少年を外出させないようにしなければならない。

また、何人も青少年を深夜に連れ出してはならない。

(ソ) 有害図書類、興業、広告物の指定等

知事が優良図書等の推奨、有害図書類、興行、特定玩具類の指定及び取り消し並びに有害広告物に対する措置命令を行うときは、学識経験者で構成する秋田県青少年健全育成審議会の意見を聴くこととしている。

(タ) その他

① この条例は、業界の自主規制と県民運動及び行政指導により、その効果を期待するところであるが、条項に違反した場合は、罰則が適用されることがある。

② この条例でいう青少年とは、6歳以上18歳未満の者である。

③ この条例は昭和54年1月1日から施行されている。

④ この条例は平成15年10月6日に一部改正され、それぞれ平成16年4月1日から施行されている。なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・優良図書等の推奨を規定
- ・青少年健全育成重点地区の設置
- ・図書類の定義にビデオディスク、シーディー・ロムを明記
- ・有害図書類等の指定方式に包括指定方式を導入
- ・有害図書類の区分陳列と表示義務を明記
- ・自動販売機等管理者の設置を規定
- ・質受け、古物買受けの制限を規定

⑤ この条例は平成18年9月29日に一部改正され、平成19年4月1日から施行されている。

なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・有害図書類等の指定要件に「犯罪および自殺を誘発するもの」を追加
- ・図書类等審査団体の認定
- ・インターネット上の有害情報視聴防止に関する努力義務を規定

⑥ この条例は平成19年3月13日に一部改正され、平成19年6月1日から施行されている。

なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・表紙に有害な写真や絵が掲載されている図書類等の取扱方法を規定
- ・有害図書類等の区分陳列方法の基準を設定

⑦ この条例は、平成26年3月28日に一部改正され、平成26年4月1日から施行されている。

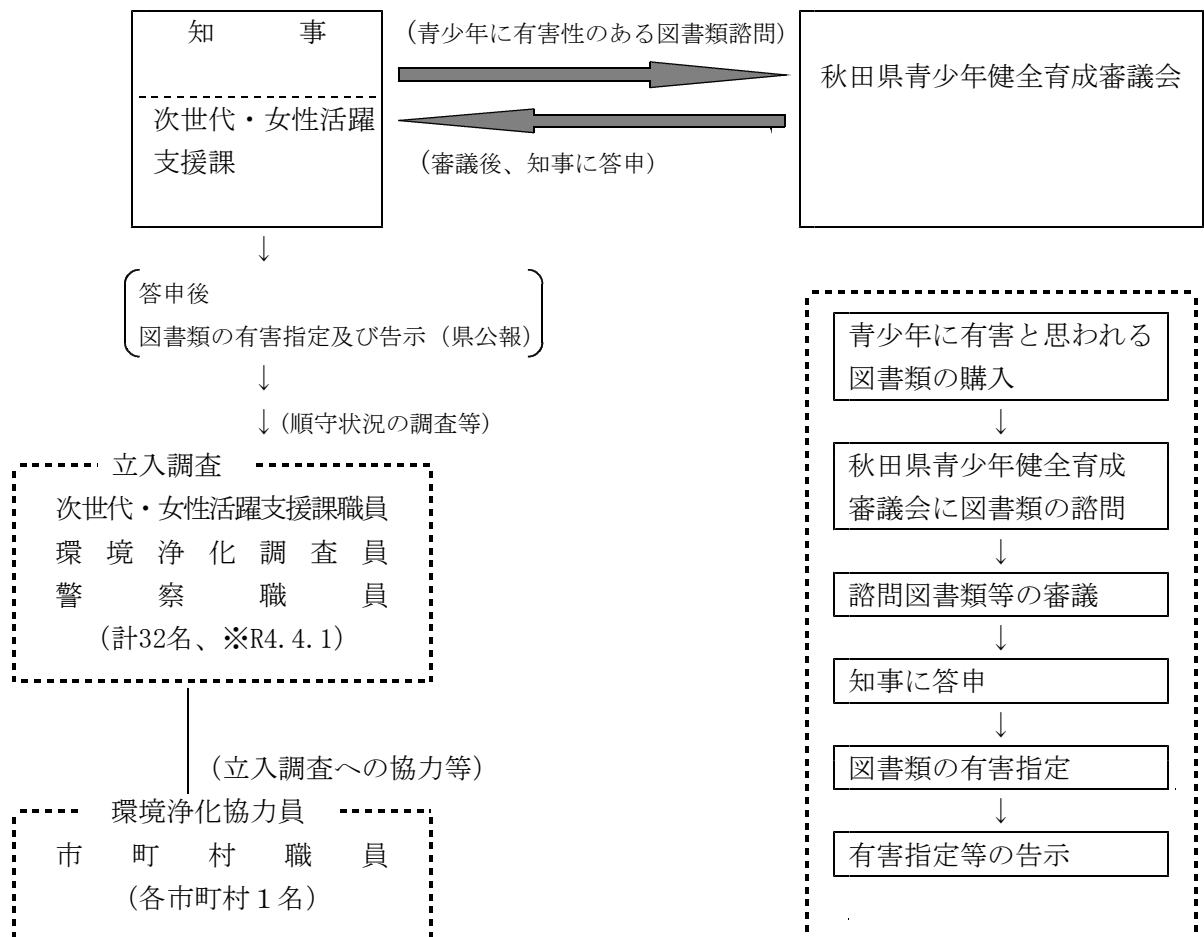
- ・「秋田県環境浄化審議会」を「秋田県青少年健全育成審議会」と名称を変更し、審議会の所掌事務として「知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べること」を加えた。
- ・秋田県青少年問題協議会条例（昭和28年秋田県条例第67号）を廃止した。

⑧ この条例は、令和元年10月15日に一部改正されている。

- ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に鑑み、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削った。

【参考】

秋田県青少年健全育成審議会系統図



秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

(昭和53年10月5日秋田県条例第33号)

改正	昭和59年12月21日	条例第41号
改正	平成4年3月31日	条例第16号
改正	平成11年3月19日	条例第20号
改正	平成12年3月29日	条例第48号
改正	平成15年10月6日	条例第59号
改正	平成18年9月29日	条例第74号
改正	平成19年3月13日	条例第17号
改正	平成21年5月29日	条例第39号
改正	平成26年3月28日	条例第50号
改正	令和元年10月15日	条例第15号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例をここに公布する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 青少年の健全育成の推進（第5条－第5条の3）

第3章 青少年の健全育成のための自主規制等（第6条－第8条の2）

第4章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制（第9条－第19条）

第5章 秋田県青少年健全育成審議会（第20条－第24条）

第6章 雑則（第25条・第26条）

第7章 罰則（第27条－第29条）

附則

青少年が心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いである。

この願いは、青少年が、次代を担う者としての責任と誇りを自覚し、自らを律すると

ともに、県民すべてが、青少年に対し深い愛情と理解を持ち、豊かな心とたくましい意欲のある社会人としての人間形成ができるよう、よりよい環境づくりに努め、健全な育成を図ることにより、実現されるものである。

ここに、新たな自覚と決意の下に、この条例を制定するものである。

この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、その運用に当たっては、いやしくもこれを濫用し、県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全育成に関する施策を推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を浄化し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、青少年の健全な育成を図るため総合的な施策を講ずるものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策と相まって、地域の実情に即した施策を推進するように努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、青少年の健全な育成を図ることがその責務であることを深く認識し、健全な家庭及び良好な社会環境をつくるように努めるものとする。

第2章 青少年の健全育成の推進

(健全育成の推進)

第5条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次の各号に掲げる事項を内容とする施策を推進するものとする。

- (1) 青少年の自主的活動の助長に関すること。
- (2) 青少年育成団体及び青少年団体の育成に関すること。
- (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備に関すること。

(4) 青少年健全育成施設の整備に関すること。

(優良図書等の推奨)

第5条の2 知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上において有益であると認めるものを推奨することができる。

2 前項の規定による推奨は、告示してしなければならない。

(青少年健全育成重点地区)

第5条の3 次に掲げる施設の敷地の周囲 200メートル以内の区域は、青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

(2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2 知事は、前項の地区において青少年の健全な育成を図るために講ずべき施策に関し、計画を定めるものとする。

3 知事は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第3章 青少年の健全育成のための自主規制等

(定義)

第6条 この章以下（第5章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、青少年を現に監督保護するものをいう。

(3) 図書類 書籍、雑誌その他の出版物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シー・ディー・ロムそ

その他これらに類するものをいう。

(4) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第3号の営業に係るものを除く。

(5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、立て看板、貼紙、貼札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(6) 特定玩具類 性的感情を刺激する玩具その他の物品（図書類を除く。）及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）、玩具その他の物品をいう。

（図書類の販売等の自主規制）

第7条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

(1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類であつて、当該書籍等の表紙、当該図書類の容器等の直接人の目に触れる部分に前項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載するものを陳列するとき、当該図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとるよう努めなければならない。

3 興行を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

4 広告物の広告主又は管理者は、広告物の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を表示し、又は頒布しないよう努めな

ればならない。

- 5 特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は見せないように努めなければならない。

(自動販売機等への図書類等の収納の自主規制)

第8条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

- 2 自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が前条第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を自動販売機に収納しないように努めなければならない。

(インターネットの利用による有害情報の視聴の防止)

第8条の2 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、特定の条件を選択することにより当該条件に合致する情報を受けることができないようにする機能（次項において「情報制限機能」という。）を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報（次項において「有害情報」という。）を青少年に見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

- 2 電子公告規則（平成18年法務省令第14号）第2条第9号に規定するプロバイダ及びインターネットを利用することができる通信端末機器（入出力装置を含む。）の販売又は貸付けを業とする者は、青少年がインターネットを利用して有害情報を容易に見、又は聴くことができないようにするため、情報制限機能に係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

第4章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第9条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。

(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が20以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページ（表紙を含む。）の総数の五分之一以上であるもの

(2) 録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20以上であるもの

(3) 図書類の内容を審査する団体で知事が適当と認めるものがその内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当するとして青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認めたもの

3 知事は、前項第3号の規定による団体の認定をしたときは、その名称及び当該団体が定めた青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないとして認めた図書類に関する表示の方法を告示しなければならない。当該団体の認定を取り消したときも、同様とする。

4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された図書類及び第2項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」と総称する。）を青

少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせてはならない。

- 5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとらなければならない。
- 6 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、譲り受け、借り受け、読み、見、又は聴いてはならない旨の表示をしなければならない。
- 7 知事は、前2項の規定に違反していると認められる者に対し、相当の猶予期限を付けて、有害図書類の陳列の方法若しくは場所の変更又は前項の表示の実施若しくは方法の変更を命ずることができる。

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第10条 知事は、興行の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- 2 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。
- 3 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい箇所に当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

(有害広告物の規制)

第11条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(有害特定玩具類の指定及び販売等の制限)

第12条 知事は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第9条第1項第1号に該当すると認めるとき又は著しく人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に有害な特定玩具類として指定することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する特定玩具類は、前項の規定により指定された特定玩

具類とみなす。

(1) 下着の形状をした玩具

(2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、
包装箱その他のものに収納されている物品

(3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する玩具であつて、規則で定める形状、
構造又は機能を有するもの

3 特定玩具類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定された特定玩具類及び
前項各号のいずれかに該当する特定玩具類（以下これらを「有害特定玩具類」とい
う。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

（自動販売機等への有害図書類等の収納の制限等）

第13条 自動販売機等による図書類の販売若しくは貸付け又は自動販売機による特定玩
具類の販売を業とする者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、有害図書類
又は有害特定玩具類（以下「有害図書類等」という。）を自動販売機等に収納しては
ならない。

2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定玩具
類（以下「図書類等」という。）について第9条第1項又は前条第1項の規定による
指定があつたときは、当該図書類等を直ちに撤去しなければならない。

3 知事は、有害図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等取扱
業者に対し当該有害図書類等の撤去を命ずることができる。

4 図書類等を収納する自動販売機等を設置しようとする者は、設置しようとする日の
10日前までに、規則で定めるところにより、自動販売機等を設置しようとする場所、
次条第1項に規定する自動販売機等管理者の住所及び氏名その他規則で定める事項を
知事に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは
変更しようとする日の10日前までに、その届出に係る自動販売機等の使用を廃止した
ときは廃止した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知
事に届け出なければならない。

6 自動販売機等取扱業者は、規則で定めるところにより、当該自動販売機等の表面の

見やすい箇所に氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）その他規則で定める事項を表示しなければならない。

7 前各項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置し、又は設置しようとしている自動販売機等については適用しない。

（自動販売機等管理者の設置）

第13条の2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等ごとに、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 有害図書類等を当該自動販売機等から撤去する権限を有すること。

(2) 当該自動販売機等が設置されている市町村の区域その他有害図書類等の撤去に支障がないと知事が認める範囲内の区域に居住していること。

(3) 未成年者でないこと。

（質受け及び古物買受け等の制限）

第13条の3 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

2 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から古物を買受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

3 前2項の規定は、当該青少年が保護者の委託を受け、又はその承諾を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第14条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し第1項に規定する行為を教え、又は見せてはならない。

（有害行為に使用するための場所の提供等の禁止）

第15条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれら

の行為をすることを知つて、その場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為若しくはわいせつな行為又はこれらの行為を教え、若しくは見せる行為
- (2) 麻薬、大麻又は覚せい剤を使用する行為
- (3) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料をみだりに摂取し、又は吸入する行為
- (4) 暴力行為
- (5) 飲酒又は喫煙
- (6) とばく

(深夜連れ出し等の制限)

第16条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、青少年を深夜（午後11時から翌日の日の出時までの時間をいう。次項において同じ。）に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がある場合のほか、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

第17条 削除

(有害図書類等の指定の取消し)

第18条 知事は、第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

(有害図書類の指定等の告示)

第19条 第9条第1項、第10条第1項及び第12条第1項の規定による指定並びに前条の規定による指定の取消しは、告示してしなければならない。

第5章 秋田県青少年健全育成審議会

(設置及び所掌事務)

第20条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、秋田県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 第5条の2第1項の規定による推奨
- (2) 第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定
- (3) 第9条第2項第3号の規定による団体の認定及び当該団体の認定の取消し
- (4) 第11条の規定による措置命令
- (5) 第18条の規定による指定の取消し

2 知事は、前項各号に掲げる推奨、指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

3 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしたときは、次に招集される審議会の会議においてその旨を報告しなければならない。

4 審議会は、第1項の規定による調査審議をするほか、知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、青少年の健全育成に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第22条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第23条の2 審議会に、部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 第22条（第1項を除く。）及び前条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第22条第2項及び4項並びに前条第2項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(委任規定)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雑則

(立入調査)

第25条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その職員に、図書類を販売し、若しくは貸し付ける場所、興行を行う場所、広告物を表示し、若しくは頒布する場所、特定玩具類を販売する場所又は自動販売機等を設置する場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 第1項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第27条 第14条第1項又は第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第14条第3項又は第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第4項、第10条第2項、第12条第3項又は第13条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(2) 第11条の規定による措置命令に従わなかった者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第7項又は第13条第3項の規定による命令に従わなかった者

(2) 第10条第3項、第13条の3第1項若しくは第2項又は第16条第2項の規定に違反した者

(3) 第13条第4項又は第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第25条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提出を拒み、若しくは忌避し、又は虚偽の資料を提出した者

5 第14条又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第1項又は第2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

第29条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、昭和53年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に図書類を収納する自動販売機を設置している者は、規則で定めるところにより、昭和54年1月20日までに、自動販売機の設置場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第13条第4項の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 第13条第4項の規定による届出は、同項の規定の施行前においても行うことができる。
- 5 第9条第2項第3号の規定による団体の認定があつた際現に当該団体により青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認められている図書類は、当該認定の日において、同条第1項の規定により指定された図書類とみなす。

[次のよう] 略

附 則（昭和59年条例第41号）

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第16号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第20号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第48号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第4項に規定する自動販売機等（以下「自動販売機等」という。）を設置している者は、平成16年4月30日までに、同項の規定により知事に届け出なければならないものとされる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、自動販売機等が法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている場合は、適用しない。
- 4 附則第2項の規定による届出をした者は、新条例第13条第4項の規定による届出をしたものとみなす。
- 5 この条例の施行の日から平成16年4月10日までの間に自動販売機等を設置しようとする場合における新条例第13条第4項の規定の適用については、同項中「設置しようとする日の10日前まで」とあるのは、「平成16年4月1日」とする。
- 6 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。
- 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違法行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則（平成18年条例第74号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第5条の3第1項の改正規定は平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第9条第2項第3号の規定による団体の認定については、知事は、この条例の施行前においても秋田県青少年環境浄化審議会の意見を聴くことができる。

附 則（平成19年条例第17号）

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第50号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（秋田県青少年問題協議会条例の廃止）

2 秋田県青少年問題協議会条例（昭和28年秋田県条例第67号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第20条第1項の秋田県青少年環境浄化審議会の委員である者の任期は、この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第21条第3項の規定にかかわらず、同日に満了する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年秋田県条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（令和元年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

(昭和53年11月28日秋田県規則第64号)

改正 昭和60年1月25日秋田県規則第1号

改正 平成8年3月26日秋田県規則第15号

改正 平成16年3月16日秋田県規則第4号

改正 平成19年3月30日秋田県規則第15号

改正 平成19年12月26日秋田県規則第75号

改正 平成26年3月28日秋田県規則第21号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則をここに公布する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多数の青少年の利用に供される施設)

第2条 条例第5条の3第1項第4号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（同法第125条第2項に規定する高等課程を有するものに限る。）

(2) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で知事が告示で定めるもの

(自主規制に係わる図書類が容易に青少年の目に触れない措置)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める措置は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) カーテン、ついたてその他の物により図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該図書類を陳列すること。

(2) 当該図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。

(有害図書類の内容)

第4条 条例第9条第2項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のい

ずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ① 大たい部を開いた姿態
- ② 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ③ 自慰の姿態
- ④ 排せつの姿態
- ⑤ 愛ぶの姿態
- ⑥ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ① 性交又はこれを連想させる行為
- ② ごうかんその他の陵辱行為
- ③ 同性間の行為
- ④ 変態性に基づく性的な行為

2 条例第9条第2項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（有害興行の指定に関する掲示）

第5条 条例第10条第3項の規定による掲示は、様式第1号による標示によってしなければならない。

（有害図書類が容易に青少年の目に触れない措置）

第6条 条例第9条第5項の規則で定める措置は、青少年が当該有害図書類を見ることを容易に制止することができ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) カーテン、ついたてその他のものにより図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該有害図書類を陳列すること。

(2) 当該有害図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該有害図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該有害図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。

(3) 当該有害図書類をひも等で縛り、若しくはプラスチックフィルム等で包装すること又は当該有害図書類にシール等で封をすることによって当該有

害図書類に掲載されている条例第9条第1項各号のいずれかに該当する写真又は絵を容易に見ることができないようにすること。

(有害特定玩具類の形状等)

第7条 条例第12条第2項第3号の規則で定める形状、構造又は機能を有する特定玩具類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着することができる構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

(自動販売機等の設置に関する届出事項等)

第8条 条例第13条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機等の所有者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (2) 自動販売機等取扱業者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (4) 自動販売機等管理者の電話番号
- (5) 自動販売機等の設置予定年月日
- (6) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類等の種類

2 条例第13条第4項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によってしなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等管理者の承諾書及び住民票の写し
- (2) 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面の写し

4 知事は、条例第13条第4項の規定による届出があったときは、直ちに様式第2号による表示札を当該届出に係る自動販売機等取扱業者に対して交付するものとする。

5 条例第13条第5項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によってしなければならない。

6 第3項の規定は、条例第13条第5項の規定による変更の届出（自動販売機等管理者又は自動販売機等の設置場所の提供者に係るものに限る。）をする

場合について準用する。

7 条例第13条第6項の規則で定める事項は、自動販売機等取扱業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び電話番号並びに自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号とする。

8 条例第13条第6項の規定による表示は、第4項の規定により知事が交付する表示札によってしなければならない。

（立入調査員証）

第9条 条例第25条第3項に規定する証明書の様式は、様式第3号によるものとする。

附 則

1 この規則は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項の規定は、昭和53年12月1日から施行する。

2 第3条第1項及び第2項の規定は、条例附則第2項による届出について準用する。

附 則（昭和60年規則第1号）

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成8年規則第15号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第75号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成26年規則第21号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく推奨図書等一覧

(令和4年11月末現在)

ア 書籍

	申出者	題名	発行所	推奨理由
1	秋田県書店商業組合	がんばれ「ガクちゃん」先生 脳性まひの現役中学校教師の奮戦記	小学館	秋田の中学校に勤務する三戸学さんは、脳性まひの教員である。ハンディを持つ教員という見方だけでなく、「納得のいくまで挑戦する」ということの大切さを考えるきっかけとなると思われ、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年5月21日		
2	同上	Say “No” やめて!” といおう — 悪い人から自分を守る本 —	岩崎書店	子どもが身を守る方法を、親と一緒に話し合うテキストとなる本であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年5月21日		
3	同上	「車いすの犬チャンプ」 ～ぼくのうしろ足はタイヤだよ～	ハート出版	交通事故で下半身不随となった犬の「チャンプ」。飼い主は「安楽死」ではなく、チャンプとともに生きることを選び、チャンプもそれに応えて懸命に生きていく。ひとつの「いのち」の力強さを教えてくれる。
	告示日	平成16年9月24日		
4	同上	さとうきび畑の唄	汐文社	イラク戦争が起きているいま、現代の子どもたちが「テレビの中のこと」「遠い国のこと」と考えるのではなく、かつて自分達の国も戦争をしていた事、その中で必死に生き抜こうとした家族のお話を通して、戦争と平和についてクラスや家族で話し合えるきっかけとなる本である。
	告示日	平成16年9月24日		
5	同上	ふるさとお話の旅秋田 「秋田のとっぴん語り」	星の環会	郷土の伝説、昔話を郷土の言葉で、親が子へ、祖父母が孫へ語ることのきっかけとなり、郷土愛を育む本である。
	告示日	平成17年9月22日		
6	同上	みんな本を読んで大きくなった	メディアパル	この本では青少年が知性と感性を磨くうえで読書の大切さを訴えており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成17年11月22日		
7	同上	ほんのすこしの勇気から	求龍堂	この本では難民問題を通じて思いやりの大切さや国際援助への理解を訴えており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年1月20日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
8	秋田県書店商業組合	この子はこの子でいいんだ 私は私でいいんだ	一万年堂出版	今の子どもたちの様々な問題の解決を「母親のサポート、子育て支援」という、これまでにない視点から捉え直した本で、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年3月17日		
9	同上	ハッピーバー ステイ	金の星社	心理的虐待を犯してきた両親やいじめにあった子どもたちが、人と人との関わりを通じ、いくつもの殻を破りながら前向きに生きていこうと変わっていく様を描いており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年5月23日		
10	秋田県よい本を すすめる会	逆転の翼ペン シルロケット 物語	新日本出版 社	秋田の青少年に、日本の宇宙開発の初期に秋田県がいかに貢献していたかを知ってもらおうと同時に、宇宙開発に携わった科学者達の探求心を学ぶことができる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年7月21日		
11	同上	いのちの作文 難病の少女か らのメッセー ジ	ハート出版	大腿骨骨肉腫で13歳で命を閉じた瞳さんは、病床でも好きな絵を描き続け、入院中の幼い子どもたちに贈り励ましていた。難病に立ち向かいながら懸命に生きた彼女から「いま生きていることの喜びと命の大切さ」のメッセージが込められた本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年9月26日		
12	同上	仲間と。がんと向きあう子どもたち	岩崎書店	小児ガンを経験した若者たちが自分たちの経験をふりかえり、今思うこと考えることを綴っている。理不尽な病気と向きあって精一杯闘い、仲間とともにその体験を昇華、前向きの力に変えつつある彼らの物語から多くのものを汲み取ることができる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年11月21日		
13	秋田県書店商業組合	キャッチャー・イン・ザ・フライ	白水社	この本では、十代の若者が誰しも味わう思春期の孤独感や疎外感等の本質を捉えているため若い世代の共感を呼ぶとともに、親子で同じ本を読み感想を話し合うきっかけにもなるため、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成19年1月19日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
14	秋田県よい本をすすめる会	だれか、ふつうを教えてください！	理論社	ほぼ全盲である著者が実体験を通じて感じた障害者と健常者との意識の違いや、他者を尊重し認め合い共生していこうと訴えている本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成19年3月16日		
15	秋田県書店商業組合	散るぞ悲しき	新潮社	第二次世界大戦の最も過酷な戦況の中で、なお、家族や部下への思いやりを示した硫黄島総指揮官の人格にふれることは、青少年の人格形成に有益である。
	告示日	平成19年7月20日		
16	秋田県よい本をすすめる会	娘よ、ここが長崎です	くもん出版	青少年に戦争の怖ろしさ、悲惨さ、愚かさを訴え、人間の幸せや命の尊さについて自覚させる書である。1985年の初版以来、22年間ロングセラーを続けてきたノンフィクションで、著者永井隆博士の平和への願いを語り伝える内容となっている。
	告示日	平成19年11月16日		
17	同上	遺伝子が語る「命の物語」	くもん出版	日本を代表する世界的な生命学者、村上和雄氏から青少年へのメッセージとも思われる「命の大切さ」「生きることのすばらしさ」を問う内容となっている。青少年への優しいメッセージ性に富み、人生への示唆と勇気を与えるものとする。
	告示日	平成21年1月23日		
18	えがおの会（代表）	北の牧場こまるワニ	パレード 阿部隆三	秋田の四季を模したされる風景を背景とし、動物の親子の情愛・生命力が鮮やかに描かれている。また、周囲とは違う存在であっても成長後に社会で大きな活躍ができることを示唆し、青少年の健全な心身の育成に資すると認められる。
	告示日	平成21年11月20日		
19	環境浄化審議会委員	村守る、命かけても	秋田魁新報社 梁瀬 均	天保の大飢饉で、秋田県の地元村民を飢餓から救うために私財を投げ打って貢献した聖農高橋正作の実話が紹介され、青少年に生きる力や奉仕の精神を呼び起こさせる内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
20	同上	走りたいよう天国の草原を	同上 池田まき子	義足を着けたキリンがひたむきに生きる姿を紹介しながら、青少年に相手を思いやる心や命の尊さ、勇気を呼び起こさせる内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
21	環境浄化審議会委員	どうしても描きたかった60年前のえにつき	小学館 おくやまひさし	終戦直後の秋田の人々の暮らしぶりや自然の素晴らしさを平易な文章とイラストにより描いたものであり、青少年の郷土愛を育む内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
22	同上	ウミガメと少年	スタジオジブリ 絵： 男鹿和雄	戦争により海岸に砲撃を受けて逃げまどう少年と、その海岸で淡々と産卵するウミガメとのそれぞれの生き様を物語にし、背景画を用いて、青少年に平和と生命の尊さを呼びかける内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
23	同上	まぼろしの大陸へ 白瀬中尉南極探検物語	岩崎書店 池田まき子	未知の世界に挑んだ不屈の精神、何事にも勇気をもって挑戦する姿を次代の担い手である子どもたちに生き生きと伝えている。年齢を問わず、人間としての魅力に引き込まれてしまう郷土の偉人伝である。
	告示日	平成22年12月14日		
24	同上	伊藤永之介童話作品集	無明舎出版 伊藤永之介	山村で暮らす人々が貧しいながらも助け合う様子が描かれており、当時の言葉遣いにより秋田県人らしい優しさや温かみを感じるなど、青少年の郷土愛を育む内容となっている。
	告示日	平成23年3月18日		
25	同上	金子みすゞ詩集百選 「こだまでしようか、いいえ、誰でも」	ミヤオビパブリッシング	自分が育った地域の情景を題材として、自分の感性そのままに素直に詩っている。自然や、そこに生きる万物の生命を尊重しており、読む者を純粋で優しい気持ちにしてくれる詩集である。
	告示日	平成23年12月9日		
26	読書ボランティアグループ森の実	「満月をまつて」	あすなる書房	人種への偏見の中で崩れていく少年。その少年が、高い技術と職人の心を持つ父親や周囲の大人、自然に見守られて成長していく過程が描かれており、青少年が心身ともに成長するための示唆に富んだ物語である。大人にも読んでほしい本である。
	告示日	平成24年9月11日		
27	秋田県子ども読書支援センター員	としょかんライオン	岩崎書店	きまりを重んじる図書館で、そのきまりを守ると約束して楽しみに通っていたライオンが、ある日友人を助けるために約束を破ってしまう。 「きまり」の本当の意味や、人とのかかわりの中で大切なものは何かをじっくり考えさせられる本である。
	告示日	平成25年6月11日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
28	秋田県子ども読書支援センター員	ありがとう、フォルカー先生	岩崎書店	LD（学習障害）に苦しみ、またそのためにいじめられていた主人公が、フォルカー先生と会うことによって自分に自信を取り戻し、障害を克服していく。あるがままを受け止めてくれる深い愛、苦手なものに立ち向かう強い心、個々の違いを受け止め認める気持ちなど、大切なことを教えてくれる本である。
	告示日	平成25年9月10日		
29	同上	羽州ものがたり	角川書店	平安時代、過剰な税の取立てと飢饉に苦しみ羽州の人々が起こした「元慶の乱」を題材とした歴史小説である。主人公の若い娘を通して人々の絆や力強い生き方が描かれており、舞台となる秋田への郷土愛を育むことができる作品である。
	告示日	平成25年12月10日		
30	同上	一さつのおくりもの	講談社	童話の主人公は、とても大切にしていた絵本を、大雨で困っている見知らぬ友達のため、迷いながらも自分で決めて手放すことにした。相手を思いやる気持ち、人のために何かをすることが、自分の喜びにつながることを優しく教えてくれる絵本である。
	告示日	平成26年6月10日		
31	同上	きみの町で	朝日出版社	自分が正しいと思っていることでも、それは他人から見るとその限りではない。電車の中で、教室で、友達関係で、迷うことや不自由なことがたくさんある。しかし、そこで悩むことも、悪いことではないのかもしれない。たくさん考えて、自分なりの答えを探してほしい短編集である。
	告示日	平成26年9月9日		
32	同上	約束しよう、キリンのリンリン	フレーベル館	キリンをもう死なせたくないという思いから、ハズバンダリー・トレーニングを学び実践した秋田市大森山動物園の飼育員たちの奮闘記である。 生きる力、喜び、生命を尊重する心を育み、青少年の健全育成に資する図書である。
	告示日	平成26年12月9日		
33	同上	綾瀬はるか「戦争」を聞く	岩波書店	原爆を体験した祖母を持つ広島出身の女優綾瀬はるかさんが、各地の被爆者や戦争関係者を訪ね、インタビューをした記録である。綾瀬さんを通して戦争体験者一人ひとりの思いが受け取れる大切な記録になっており、辛い戦争の記憶を次世代の青少年に語り継いでもらいたい。
	告示日	平成27年3月10日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
34	秋田県子ども読書支援センター員	ランドセルは海を越えて	ポプラ社	この本は、海外で死と隣り合わせで生きる子どもたちにランドセルを贈る活動を紹介し、ランドセルをもらい喜ぶ子どもたちの笑顔が満載である。命の尊さを知っている子どもたちを通して、生きていること、勉強すること、将来のことについて等を深く青少年に考えてもらいたい。
	告示日	平成27年6月9日		
35	同上	むのたけじ 100歳のジャーナリストからきみへ [学ぶ]	汐文社	この本は、納得のいく人生を送るためにも、幼少青年期に存分に学び、たくさんの友をつくって、一緒に遊び楽しんでほしいと願う作者が、若い読者に向けて贈った“言葉”集である。100歳の現役ジャーナリストの経験や知恵がふんだんに盛り込まれ、未来を担う子ども達への健やかに力強く生きていってほしいという思いが伝わってくる自己肯定感にもつながる内容である。
	告示日	平成27年9月11日		
36	同上	10代からの情報キャッチボール入門 使えるメディア・リテラシー	岩波書店	普段、何気なくネットを使っている私たち。このネット上には無数の情報が飛び交っている。ちょっとしたことで誰もが簡単に情報の被害者にも加害者にもなってしまう恐れがあるネット。この本では情報をもっと上手に受け止め、届けられるよう4つの「ギモン」と「ジモン」を学ぶことができる。メディアリテラシーの入門になる本である。
	告示日	平成27年12月8日		
37	同上	鳥海山の空の上から	小峰書店	夏休み、初めての一人旅で父方の祖父の故郷、鳥海山のふもと矢島を訪れた小5の翔太は、そこで自分と血のつながりのある祖父の妹のお波さんやハトコのユリアと交流を深めていく。初めて見る先祖の写真に、お波さんは、先祖の命が受け継がれていくことと代々どの命も自然の恵みで生きのびることが出来たことを話す。翔太は矢島に自分のルーツを感じていく。その矢島の象徴として雄大な鳥海山がとても身近に存在感大きく描かれている。秋田を故郷とする子どもたちにぜひ読んでもらいたい作品である。
	告示日	平成28年3月15日		
38	同上	16歳の語り部	ポプラ社	東日本大震災から5年。語り部の3人は津波で被害を受けた地区の出身で当時小学5年生だった。5年生といえば何も分からない年齢ではない。その彼らが「あの日、あのとき、何が起こったのかを理解できた最後の世代で、しかも、その体験を自分の言葉で伝えられる最後の世代だ。」と、当時の体験から今に至るまでを語り出した。彼らがなぜ語ろうとするのか、何を伝えたいのか。同世代だからこそのわかることもたくさんあるはず。ぜひ同世代の人たちを中心に読んでもらいたい。
	告示日	平成28年6月10日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
39	秋田県子ども読書支援センター員	風をつかまえたウィリアム	さ・え・ら書房	主人公のウィリアム・カムクワンバは、14歳のとき干ばつによる貧困で学校をやめなければならなくなる。しかし、近くの図書館で風車のことを知り、身の回りの廃品を使いながら、手づくりで風車を完成させる。村に初めてあかりが灯り、地下水の汲み上げにより干ばつにも苦しめられなくなる。2000年以降のアフリカマラウィでの実話。子どもは大人がしてあげなければ何もできない無力な存在ではない。どんな過酷な状況でも、自分の力を信じ、やれることから始めてみる、決してあきらめないというエールをこの作品からも感じてほしいと願い推奨する。
	告示日	平成28年9月13日		
40	同上	16歳からの交渉力	実務教育出版	部活や進路、おこづかいなど、さまざまな悩みを抱えた16歳の高校生たちが、大学のT教授のもとで模擬授業を受けるという、読みやすいストーリー仕立ての本である。高校生たちの失敗例に「ある、ある」と共感しながら読んでいくと、交渉学とは、身近な学生生活から社会人となってからも、問題解決に役立つ実践的な学問であることが分かってくる。交渉学の基本である「相手のニーズや目標、思いなどを効果的に聞き出す力」を身につけ、周囲とのコミュニケーションを築き、自分の夢も叶えていってほしい。
	告示日	平成28年12月9日		
41	同上	みつばち高校生 富士見高校養蜂部物語	リンデン舎	一人の女子高生が日本ミツバチの魅力に惹かれて、全国でも珍しい“養蜂部”を誕生させ、創部から3年で農業甲子園で優勝するまでの奮闘の日々を描いたノンフィクション。傍らの、程よい距離感で生徒たちを指導する教師や若者を暖かく包み込む地元の人たちが、小さなミツバチの生命を守り抜くことを通して心をつなぎ合わせていく。脚本家である作者の丁寧な取材に基づく文章は、若者達の苦悩や喜び、それぞれの進路へとつながる軌跡を臨場感たっぷりに描く。
	告示日	平成29年3月10日		
42	同上	そして、ぼくは旅に出た。はじまりの森 ノースウッズ	あすなる書房	大学4年の秋の夜に見た野生のオオカミに出遭う夢を出発点に、北米の秘境「ノース・ウッズ」へと旅した3か月間を記したエッセイ。 文中でたびたび用いられる「センス・オブ・ワンダー（神秘さや不思議さに目を見張る感性）」は、不安でつぶれそうな一人旅の中で磨かれていく。自然は、「目を開き」「心を開き」「時間を開(あ)ける」者へのみ、美しい姿を現すという写真家の心構えを聴く場面は感動的。大人になりかけた若者にこそ、世界の美しさを語ってくれる思慮深い大人の存在が必要だ。若者の生き方を励ましてくれる一冊。
	告示日	平成29年7月25日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
43	秋田県子ども読書支援センター員	バッタを倒しにアフリカへ	光文社 前野ウルド浩太郎	緑色の全身タイツに身を包み、バンザイをして群れの中に身を投じる…著者はバッタアレルギーのため、バッタに触れるとひどいかゆみに襲われるという奇病を持った30歳代のバッタ博士。バッタに食べられたい、という少年の頃の夢を叶え、昆虫学者としての研究費を得るため、バッタの大発生で深刻な飢饉が起こっている砂漠の国・西アフリカのモーリタニアへと旅立つ。やること成すこと奇想天外でありながら、バッタに賭ける本気で周囲を動かしていく。秋田県立秋田中央高等学校出身の著書が、様々な人との出会いを大切にし、チャレンジ精神で自分の道を切り開いていく姿が描かれており、前向きになれる一冊。
	告示日	平成29年11月21日		
44	同上	ハグくまさん	クレヨンハウス	森の木や動物、出会うもの何でもハグしてしまう不思議な熊「ハグくまさん」。ある日生まれて初めて抱きしめたくない物に出くわしてしまう。それは森で一番好きな木に斧を振るった男。怒るハグくまさんがとっさに取った行動とは？ぶっきらぼうに振る舞いながら、実はハグくまさんのように、誰かにありのままの自分を抱きしめてもらいたいと希求する思春期の人の心にも響く絵本である。 また、人としての愛情を豊かに育て、青少年の健全な心身の成長に役立つ一冊である。
	告示日	平成30年3月13日		
45	同上	かならずお返事書くからね	PHP研究所	アメリカのごく普通の少女ケイトリンは、学校の課題で、聞いたことのないアフリカの国ジンバブエの少年マーティンと文通を始めることになる。二人は文通を通して仲良くなり、お互いの返事を心待ちにするようになる。けれども政情不安定なジンバブエのスラム街に住んでいるマーティンは、成績は優秀でも生活さえままたらない状態。やがて返事も来なくなる。実情を知ったケイトリンはマーティンのために動き出す。1万キロの距離を越えて親友として心を通わせた二人の実話である。
	告示日	平成30年7月31日		
46	同上	クニマスは生きていた！	汐文社 池田まき子	かつて田沢湖では、国鱒漁を生業にして生活していた人たちがいた。けれども、水力発電と農業用水のためのダム湖にするため酸性水が導入され、湖は魚が住めなくなってしまう。もちろん田沢湖にしかいなかった国鱒も姿を消した。この本では、秋田県田沢湖の現在に至るまでの史実がわかりやすく綴られ、最後のクニマス漁師・久兵衛さんの強い思いも伝わってくる。郷土秋田を担う青少年が、自然とどのように向き合っていたらよいか深く考えさせられる一冊である。
	告示日	平成30年11月27日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
47	秋田県子ども読書支援センター員	流鏑馬ガール！	ポプラ社	舞台は流鏑馬がさかんな青森県十和田市。流鏑馬の練習で大怪我をし相棒の馬を死なせてしまった過去を持つ舞衣子は、高校入学後は弓道部に入部を決める。同じクラスには、かつての舞衣子の流鏑馬姿を見て、流鏑馬をするために東京から引っ越してきた弓道の元国体選手美鶴がいた。美鶴は舞衣子と一緒に流鏑馬をしようと誘うが、舞衣子は過去の事故を乗り越えられていなかった。中高校生が身近に感じられる悩みも描かれており、東北秋田に暮らす自分と重ね合わせて読めるような作品である。
	告示日	平成31年3月12日		
48	同上	カレーライスを一から作る	ポプラ社	武蔵野美術大学「関野ゼミ」で行われた「カレーライスを一から作る」計画を書籍化したもの。スーパーマーケットで簡単に揃えられるカレーライス/materialを、この計画ではすべて一から作り育てる。野菜は種から育て、米は苗から育てる。肉は鳥をヒナから育てて自分たちで屠る。器もスプーンも塩もすべて手作りです。学生たちへのインタビューや写真も豊富で、活動の経過を具体的に知ることができる。自然の恵みや育んだ命をいただくことから、生きるために大切なこととは何かを深く考えさせる作品である。
	告示日	令和元年7月26日		
49	秋田県子ども読書支援センター長	〈世界に生きる子どもたち〉すごいね！みんなの通学路	西村書店	世界各国の子どもたちの通学路を写真で紹介した絵本である。その通学路は、私たちがイメージする通学路とは大きく異なり、川を歩いて渡るところや空中のロープをたぐりながら渡るところなど、命がけと思うような通学路がある。それでも、学校に通おうとする子どもたちの表情からは、学校に通える喜びが伝わってくる。そこには、夢や希望に向かうひたむきさも感じられ、勇気と元気を与えてくれる。世界を見渡せばまだ貧困等で学校に通えない子どもたちもおり、世界の状況や子どもたちの権利を考えるきっかけになる本である。
	告示日	令和元年12月6日		
50	ノーブスミー	森のゲオルグ	出版ワークス	ハンディキャップを持った妖精の主人公が、自身の強みや可能性を信じ生きていく姿は読者である子どもたちの心を勇気づけ豊かにする。親子のふれあいの場や読み聞かせの場に最適な情育絵本である。
	告示日	令和2年3月10日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
51	秋田県子ども読書支援センター長	競歩王	光文社	スランプに陥った大学生作家と、箱根駅伝の夢が破れ競歩に転向した陸上選手が、互いに影響しあいながら、自分の進むべき道を模索していく物語。天才高校生作家としてデビューした榛名忍だったが、その後の刊行作は振るわず、自信を喪失していく。そんな中、東京オリンピックを題材にした次回作の話があり、口にした競技が「競歩」だった。特別な思いはなかったが、取材対象の大学の後輩八千代の練習を見続けているうちに、榛名の意識が大きく変わっていく。もがき苦しみながらも自分に勝とうと必死に健闘する二人の姿をぜひみてもらいたい。
	告示日	令和2年3月10日		
52	秋田県子ども読書支援センター長	となりのアブダラくん	講談社	小6の晴夜（ハル）は体格もよく、空手は有段者だが、手芸が大好きでクラスメイトには内緒にしている。ある日パキスタンからイスラム教徒の転校生がやってきた。イスラム教徒で生活様式も異なり日本語も話せないアブダラくんのお世話係に任命される晴夜。意思の疎通もできず、戸惑いと苛立ちがつのが、異文化の中に飛び込んできた転校生との関わりから、みんな同じでないこと、他者を尊重することを学んでいく。 人と違うことは恥ずかしいことなのか、自分の身近な問題として読んでほしい作品である。（出版は2019年11月）
	告示日	令和2年8月7日		
53	秋田市立豊岩小学校長	ずっと見つめていた	偕成社 森島いずみ	小6の越（えつ）の一家は、妹つぐみの化学物質過敏症が治らないため、埼玉県から富士山に見える山梨県に引っ越す。都会から大きく環境が変わった越は、複雑な思いで地元の中学校に通う。母親は、地元の食材を使った自然食の食堂をオープンさせるが、なかなか軌道に乗らない…。 由利本荘市出身の著者の実体験をもとに書かれた、ある家族の再生の物語である。化学物質過敏症という現代的課題について、身近に感じ、理解を深めながら読み進めることができる作品である。
	告示日	令和2年11月27日		
54	ノーブスミー	わたしはだれ？ Who am I？	出版ワークス	「地球は生きている！」。地球は有機体であり、感情や感覚おろか意思もある。シンプルなイラストと本文をとおして、母なる地球の本当の価値やあるべき姿をやさしく描写。子どもたちが「生命の大切さ」を学び、「自然を愛する心」を育むのに役立つ。日英併記により、外国人にも対応。
	告示日	令和3年3月23日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
55	秋田県子ども読書支援センター長	なまはげ	汐文社 池田まき子	「男鹿のナマハゲ」その名前を耳にした人は多くても、その伝説を知っている人はどのぐらいいるだろうか。この絵本は起源の一つである「漢の武帝説」をもとに、ノンフィクション作家として知られる秋田出身の池田まき子さんが、なまはげを地域の宝として大事に継承してほしいという願いを込めて文を担当している。 作品からは、なまはげを地域の守り神として崇め、厳かな気持ちで行事を行ってきた人々の気持ちが伝わってくる。郷土を思う気持ちは脈々と受け継がれるのだと思わせてくれる作品である。(2020年12月)
	告示日	令和3年3月23日		
56	嶋田葵(浜風帆)	親子マンタふわり	文芸社 浜風帆	中学1年生の主人公が、お母さんの死を受け入れ寄り添い、前を向いて歩き始める話を誠実に描いている。ラジオドラマベースの話なので、大人から子どもまで読みやすく、そっと誰かに寄り添ってある本として、中学生の手に届くところに置いてほしい。 中学1年生とそのお父さん、そして亡くなったお母さんを含めた家族の話。お母さんの死、そして父と娘のすれ違いで忘れ失ったものを、お母さんの残してくれたマンタの思い出を元に、お互いの心に触れ取り戻していき、死に寄り添いながらも前を向いて歩き出す話である。
	告示日	令和3年10月29日		
57	深澤亮	ふたりのももたろう	ドリームインキュベータ 作： 木戸優起 絵： キタハラケンタ	慣れ親しんだ桃太郎と、少しの違いで別の生き方を辿る桃太郎を切り口に、多様性の尊重が求められる現代社会において、児童が自分と異なる立場で考え、他者を尊重するきっかけ作りに最適な題材である。 また、最後を問いで終わらせている為、現代社会で求められる、答えのない問いを考える機会にもなる本である。(令和3年8月出版)
	告示日	令和4年12月6日		

イ 映画

	申出者	題名	発行所	推奨理由
1	長編アニメーション映画「ハードル」秋田県内上映を成功させる県民の会事務局長 吉田 幸雄	長編アニメーション映画「ハードル」	長編アニメーション映画「ハードル」制作委員会	子どもたちに起きている問題の真実に迫り、子どもたちや大人に問題を乗り越えていく勇気を与える作品であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年5月21日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
2	(有)秋田県映画センター 代表取締役 小玉 正憲	長編アニメーション映画 「あした元気にな～れ!～ 半分のさつまいも～」	長編アニメーション映画 「あした元気にな～れ!～ 半分のさつまいも～」製作委員会	日本の21世紀を担っていく子ども達や若者が過去を理解し、事実を見つめることはこれからの未来を隣人と共に生きていくためにはとても大切なことです。この映画を鑑賞した後で考え、話し合っていたことが青少年の健全育成に有益であると認められる。
	告示日	平成17年5月20日		
3	同上	長編アニメーション映画 「ガラスのうさぎ」	ゴーゴービジュアル企画 画ほか	12歳の少女が東京大空襲の体験を通して戦争の悲惨さを知り、その後の混乱と厳しい生活を生き抜きながら平和への願いを渴望する作品であり、これを観て話し合い考えてもらうことにより、青少年が情操を高め、豊かな知識と教養を深めることに寄与するものであると認められる。
	告示日	平成17年9月22日		
4	同上	ドキュメンタリー 「プライドinブルー」	制作 バイオタイド 監督 中村和彦	2006年ドイツで開催された知的障害者国際サッカー大会出場の日本選手を追ったドキュメンタリー映画。代表選手の生い立ちや家族の思い、日本選手としてのプライドなどが感動的に描かれており、選手と同年代の青少年に勇気と夢を持つことの大切さを訴える。
	告示日	平成19年7月20日		
5	(有)秋田県映画センター 事務局長 吉田 幸雄	映画 「ブタがいた教室」	日活	人間としての愛情を豊かに育て、生命を尊重する内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。
	告示日	平成21年7月17日		
6	(有)秋田県映画センター 代表取締役 小玉 正憲	映画 「アンダンテ～ 稲の旋律」	レジェンド・ピクチャー	心の病が原因で社会に適用できずにひきこもっていた主人公が農業を通じて時をかけながら自立して行く姿が描かれ、自然を愛しながら豊かな心を育て、生きる力を呼び起こす内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。
	告示日	平成22年3月23日		
7	同上	野球部員、演劇の舞台に立つ!	制作 京映アーツ	福岡県南部の強豪・八女北高校野球部。春の選抜甲子園出場を目指し猛練習に励んできたが、敗退してしまう。そんな折、エースの望月ら中心選手は突然、監督から演劇部に参加するよう命令される。反発する野球部員たち。一方の演劇部でも野球部員の突然の参加に不満が爆発する。課せられた舞台の演目はボクシングのチャンピオンを目指す若者の物語り。若者の心に湧き上がる不安、希望、熱い思い、そんな彼らを精一杯理解して応援している大人たちとの絆を、瑞々しい映像で描いている。プロデューサーの鈴木一美氏が大仙市出身である。
	告示日	令和元年7月26日		

ウ 有害がん具指定状況一覧

指定番号	指定年月日	種 別	品 名	制作（販売）会社
1	昭和55年9月2日	がん具空気銃	サンダーボルト	(株) マスダヤ
2	昭和62年7月21日	がん具空気銃	INTERDYNAMIC KG9SP-7010	MARUZEN CO. LMD
3	同上	がん具空気銃	HECKLER&KOCH MP5-A3 22201	(株) 東京マルイ
4	同上	がん具空気銃	Smith&Wesson 44MAGNUM No. 6010	MARUZEN CO. LMD
5	昭和63年6月14日	がん具空気銃	CHARTER ARMS44 BULLDOG	(有) カナマル商事
6	同上	がん具空気銃	MGC AIR SOFT GUN CZ75	(株) エム・ジー・シー
7	同上	がん具空気銃	MGC M-93R-AP	(株) エム・ジー・シー
8	同上	がん具空気銃	COLT'S GOVERNMENT CUSTOM MODEL	国際産業 (株)
9	平成10年5月22日	刃物 (ナイフ)	バタフライナイフ (通称)	形状を規制
10	平成20年7月18日	刃物 (ナイフ)	ダガーナイフ	形状を規制




(注) 有害がん具に指定されているものを青少年 (18歳未満) に販売することは禁じられている。

2 相談機関一覧

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号等
教育相談	いじめ問題に悩む子どもや保護者等の相談	① 全国統一ダイヤル 「24時間子供SOSダイヤル」 24時間・365日	総合教育センター または中央児童相談所対応	フリーダイヤル 0120(0)78310
	不登校、いじめ、問題行動、生徒指導関係、障害等に関わる就学や進路に関する相談	② 秋田県総合教育センター ○「すこやか電話」 月～金 8:30～17:00 ○来所相談(予約制) 月～金 9:00～16:00	潟上市天王字追分西29-76	電話相談専用ダイヤル 0120(377)804 来所相談申込ダイヤル 018(873)7205 メール相談 soudan@akita-c.ed.jp
	教育全般	③ 各教育事務所 ○「すこやか電話」 月～金 8:30～17:00		
		・北教育事務所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0120(377)914
		・中央教育事務所	秋田市山王4-1-2	0120(377)904
		・南教育事務所	横手市四日町3-23 横手市水道庁舎3F	0120(377)943
不登校に関する こと全般	④	不登校適応指導教室		
		・かづのこもれび教室 月～金 9:00～15:00	鹿角市花輪字荒田1-1 (鹿角市交流センター内)	0186(22)0275
		・おおとり教室 月～金 9:00～15:00	大館市字三の丸103-4 (大館市総合福祉センター内)	0186(42)4888
		・北秋田さわやか教室 月・火・木・金 9:00～15:45	北秋田市材木町2-2 (北秋田市交流センター内)	0186(62)4860
		・あきたリフレッシュ学園 月～金 9:00～15:00	北秋田市鎌沢字石淵44 (合川学童研修センター)	0186(78)4180
		・はまなす広場 月～金 9:00～15:00	能代市萩の台1-28 (サン・ウッド能代内)	0185(73)5178
		・あすなる教室 月・火・金 9:00～15:00	三種町鶴川字西本田2 (八竜農村環境改善センター内)	0185(85)2177
		・中央さわやか教室 火～金 9:00～15:00	潟上市天王字長沼132-21 (潟上市勤労青少年ホーム内)	018(873)7666
		・すくうる・みらい 月～金 9:30～14:25 ※水曜日は12:10で終了	秋田市八橋運動公園1-10 (ソユースタジアム内)	018(888)5808
		・本荘ふれあい教室 月・水～金 9:15～15:00	由利本荘市東町15 (文化交流館「カダーレ」内)	0184(22)7750
		・フレッシュ広場 火～金 9:00～15:00	大仙市大曲日の出町2-7-53 (大曲交流センター内)	0187(63)8317
		・さくら教室 月～金 ※時間及び場所は応相談	仙北市西木町上荒井字古堀田47 (仙北市役所西木庁舎)	0187(43)3387
		・南かがやき教室 火～金 9:00～15:00	横手市平鹿町醍醐字四ツ屋76 (醍醐公民館内)	0182(25)3080
		・西かがやき教室 火～金 9:00～15:00	横手市大雄字三村東18 (大雄農業団地センター内)	0182(23)8648
		・そよ風教室 火～金 10:00～15:00	湯沢市佐竹町4-52 (湯沢市勤労青少年ホーム内)	0183(73)2162
家庭教育相談 (不登園、不登校、友人関係、いじめなど)	⑤ 秋田市子ども未来センター 「家庭教育相談ぐりーん・えこー」 月～土(祝日含) 9:00～18:00	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5F	018(887)5337	

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号等
児童福祉相談	子育て、非行、心身障害、性格上の問題、情緒不安定、いじめ、虐待など	⑥ 秋田県中央児童相談所 ○子ども家庭相談電話 24時間・365日 ○来所相談 (予約すると待ち時間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15 ○家庭訪問による相談 月～金 8:30～17:15 ○メール相談 (お急ぎの場合は、電話で相談してください。)	秋田市新屋下川原町1-1	専用ダイヤル 0120(42)4152 予約、問い合わせ 018(862)7311 メールアドレス soudan@mail2. pref.akita.jp
		秋田県北児童相談所 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約すると待ち時間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1 (北秋田地域振興局大館福祉環境部内)	0186(52)3956
		秋田県南児童相談所 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約すると待ち時間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15	横手市旭川1-3-46 (平鹿地域振興局福祉環境部内)	0182(32)0500
		⑦ 県内各福祉事務所の家庭児童の相談窓口 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約した方がよい)		
		・北秋田地域振興局大館福祉環境部(北福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1	0186(52)3951
		・山本地域振興局福祉環境部(山本福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	能代市御指南町1-10	0185(52)5105
		・秋田地域振興局福祉環境部(中央福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	潟上市昭和乱橋字古開172-1	018(855)5175
		・平鹿地域振興局福祉環境部(南福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	横手市旭川1-3-46	0182(32)3294
		・鹿角市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	鹿角市花輪字下花輪50 (鹿角市福祉保健センター内)	0186(30)0235
		・北秋田市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	北秋田市花園町19-1 (北秋田市役所内)	0186(62)6638
		・大館市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	大館市字中城20	0186(43)7054
		・能代市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	能代市上町1-3 (能代市役所内)	0185(89)2947
		・男鹿市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	男鹿市船川港船川字泉台66-1 (男鹿市役所内)	0185(24)9117
		・潟上市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	潟上市天王字棒沼台226-1 (潟上市役所内)	018(853)5314
		・秋田市子ども未来センター 「子ども家庭相談」 月～土(祝日含) 9:00～18:00	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5F	018(887)5339
		・秋田市子ども未来センター 「ヤングケアラー支援相談電話」 平日のみ 9:00～17:00	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5F	018(887)5655
・由利本荘市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	由利本荘市尾崎17 (由利本荘市役所内)	0184(24)6319		
・にかほ市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	にかほ市平沢字鳥ノ子淵21 (仁賀保庁舎内)	0184(32)3040		
・大仙市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	大仙市大曲花園町1-1 (大仙市役所内)	0187(63)1111 内線193		
・仙北市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	仙北市西木町上荒井字古堀田47 (仙北市役所西木庁舎内)	0187(43)2280		
・横手市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	横手市中央町8-2 (横手市役所内)	0182(35)2133		
・湯沢市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	湯沢市佐竹町1-1 (湯沢市役所内)	0183(55)8275		

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号等
少年相談	非行、家出、いじめ等少年問題に関するあらゆる相談	⑧ 秋田県警察本部 人身安全対策課 少年サポートセンター 「やまびこ電話」 月～金 8:30～17:15 夜間休日 当直員が対応	秋田市山王4-1-5	相談専用電話 018(824)1212
		⑨ 県内各警察署 少年係 月～金 8:30～17:15 夜間休日 当直員が対応		
		・鹿角警察署	鹿角市花輪字向畑100	0186(23)3321
		・大館警察署	大館市根下戸新町1-70	0186(42)4111
		・北秋田警察署	北秋田市鷹巣字下家下1	0186(62)1245
		・能代警察署	能代市日吉町1-24	0185(52)4311
		・五城目警察署	南秋田郡五城目町字七倉178-4	018(852)4100
		・男鹿警察署	男鹿市船川港船川字新浜町1-4	0185(23)2233
		・秋田臨港警察署	秋田市土崎港西3-1-8	018(845)0141
		・秋田中央警察署	秋田市千秋明德町1-9	018(835)1111
		・秋田東警察署	秋田市上北手百崎字内山60-2	018(825)5110
		・由利本荘警察署	由利本荘市中町27	0184(23)4111
		・大仙警察署	大仙市大曲日の出町1-1-30	0187(63)3355
		・仙北警察署	仙北市角館町西野川原34-6	0187(53)2111
・横手警察署	横手市安田字越廻71	0182(32)2250		
・湯沢警察署	湯沢市千石町1-3-5	0183(73)2127		
	いじめ、虐待、学校や家庭での悩みなど	⑩ 県内各少年指導センター		
		・大館市少年相談センター 「いじめ110番」 (いじめ、不登校、学業、進路等の学校生活や子育て等家庭生活全般の相談) 月～金 9:00～17:00	大館市字桜町南45-1 (大館市立中央公民館内)	0186(42)0769
		・秋田市少年指導センター 「わかくさ相談電話」 月 10:00～12:00 13:00～16:00 火～金 9:00～12:00 13:00～16:00	秋田市東通仲町4-1 アルヴェ5F (子ども未来センター内)	相談専用電話 018(884)3868
		⑪ 秋田地方務局 ～子どもの人権110番～ 月～金 8:30～17:15	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎内	0120(007)110
	非行、問題行動など	⑫ 秋田法務少年支援センター 月～金 9:00～16:30	秋田市八橋本町6-3-5 秋田少年鑑別所内	018(865)1222
福祉相談	こころの健康、精神障害、性の悩み、薬物問題、DV被害、身体的発達、性犯罪・性暴力被害の相談など	⑬ 秋田県精神保健福祉センター ○電話相談 月～金 9:00～16:00 土・日・祝 10:00～16:00 ○来所相談(予約制) 一般来所相談 月～金 9:00～16:00	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F	相談電話 018(831)3939 来所予約電話 018(831)3946
		⑭ 秋田県福祉相談センター 月～金 8:30～19:00 土・日・祝 10:00～18:30 ※来所相談(土・日・祝を除く)は予約制	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F	相談専用電話 018(831)2940

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号等
福祉相談	こころの健康、精神障害、性の悩み、薬物問題、DV被害、身体的発達、性犯罪・性暴力被害の相談など	⑮ 県内各保健所 月～金 8:30～17:15		
		・大館保健所	大館市十二所字平内新田237-1	0186(52)3955
		・北秋田保健所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186(62)1165
		・能代保健所	能代市御指南町1-10	0185(55)8023
		・秋田中央保健所	潟上市昭和乱橋字古開172-1	018(855)5171
		・秋田市保健所	秋田市八橋南1-8-3	018(883)1170
		・由利本荘保健所	由利本荘市水林408	0184(22)4120
		・大仙保健所	大仙市大曲上栄町13-62	0187(63)3403
		・横手保健所	横手市旭川1-3-46	0182(45)6137
		・湯沢保健所	湯沢市千石町2-1-10	0183(73)6155
		⑯ 秋田県女性相談所 ○女性ダイヤル相談 月～金 8:30～21:00 土・日・祝 9:00～18:00	秋田市手形住吉町4-26	女性ダイヤル相談 018(835)9052 DVホットライン 0120(783)251
		⑰ 秋田県発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」 ○電話相談 月～金 9:00～17:00 ○来所相談(予約制) 月～金 9:00～17:00	秋田市南ヶ丘1-1-2 (秋田県立医療療育センター内)	018(826)8030
		⑱ 秋田県高次脳機能障害相談・支援センター 月～金 9:00～16:00	大仙市協和上淀川字五百刈田352 (秋田県立リハビリテーション・精神医療センター内)	018(892)3751(代)
		⑲ 秋田県こころとからだの相談室～秋田県不妊専門相談センター～ ○メール相談 随時 ○電話相談 金 12:00～14:00 ○面接相談(予約制) 月、金 14:00～16:00 第1・3水 14:00～16:00 (心理的な相談)	秋田市広面字蓮沼44-2 (秋田大学医学部附属病院1階婦人科外来内)	メール相談  相談電話 018(884)6234 面接予約電話 018(884)6666
		⑳ 秋田県女性健康支援センター ○SNS相談(トーク相談) 月～金 15:00～18:00 ○メール相談 随時 ○電話相談 月～金 15:00～18:00		SNS相談 メール相談  相談電話 080(8607)2128
		㉑ あきた性暴力被害者サポートセンター 「ほっとハートあきた」 月～金 10:00～19:00 ※上記以外は国のコールセンターにつながります。	秋田市内	相談専用ダイヤル 0800(8006)410 ※R5.4月からは #8891 メール相談 
	女性相談(生き方、夫婦関係、人間関係、DVなど)	㉒ 秋田市子ども未来センター「女性の悩み相談」 月～土(祝日含) 9:00～18:00	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5F	018(887)5698
しごとに関する相談	職業適性診断や進路・職業相談、情報提供など	㉓ あきた就職活動支援センター 月～金 9:00～17:00 (受付16:30まで)	秋田市御所野地藏田3-1-1 秋田テルサ3F	018(826)1735
		北部サテライト 月～金 9:30～12:00 13:00～17:30 (受付17:00まで)	大館市御成町3-7-58 いとく大館ショッピングセンター3F	0186(44)5100

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号等
しごとに関する相談	職業適性診断や進路・職業相談、情報提供など	南部サテライト 月～金 9:30～17:30 (受付17:00まで)	横手市安田字向田147 イオン横手店2F	0182(35)6005
	高校・大学等の在学学生や卒業後の転職希望者などの職業相談や求人情報の提供など	②④ 秋田新卒応援ハローワーク * 令和4年12月28日まで 月～金 9:00～17:15 * 令和5年1月4日から 月・水・金 9:00～17:15 火・木 9:00～18:30 第2・4土 10:00～17:00	令和4年12月28日まで 秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3F 令和5年1月4日から 秋田市中通2-3-8 アトリオンビル3F ハローワーク アトリオン内	令和4年12月28日まで 018(889)8448 令和5年1月4日から 018(836)7820
	秋田県での就職希望者への求人情報の提供など	②⑤ Aターンプラザ秋田 月～金 9:00～17:45	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7F (秋田県東京事務所内)	0120(122)255
	職業紹介、就業をめぐるこころの悩み相談など	②⑥ 県内各ハローワーク 月～金 8:30～17:15		
		・ハローワーク鹿角	鹿角市花輪字荒田82-4	0186(23)2173
		・ハローワーク大館	大館市清水1-5-20	0186(42)2531
		・ハローワーク能代	能代市緑町5-29	0185(54)7311
		・ハローワーク秋田	秋田市茨島1-12-16	018(864)4111(41#)
		・ハローワーク本荘	由利本荘市石脇字田尻野18-1	0184(22)3421
		・ハローワーク大曲	大仙市大曲住吉町33-3	0187(63)0335
	・ハローワーク横手	横手市旭川1-2-26	0182(32)1165	
	・ハローワーク湯沢	湯沢市清水町4-4-3	0183(73)6117	
	※「しごと・ストレスチェック相談室」の開催日は要問い合わせ			
	労働条件、中学生・高校生のアルバイト就労、賃金支払など	②⑦ 県内各労働基準監督署 月～金 8:30～17:15		
		・秋田労働基準監督署	秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎2F	018(865)3671
		・能代労働基準監督署	能代市末広町4-20 能代合同庁舎3F	0185(52)6151
		・大館労働基準監督署	大館市字三の丸6-2	0186(42)4033
		・横手労働基準監督署	横手市旭川1-2-23	0182(32)3111
		・大曲労働基準監督署	大仙市大曲日の出町1-3-4 大曲法務合同庁舎1F	0187(63)5151
		・本荘労働基準監督署	由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎2F	0184(22)4124
	職場でのいじめ・嫌がらせ、各種ハラスメント等に関する労働相談	②⑧ 秋田労働局雇用環境・均等室 月～金 8:30～17:15	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4F	018(862)6684
	ひとり親家庭の母等に対する就業に関する相談など	②⑨ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター 月～金 8:30～17:00	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5F	018(896)1531
ニート・ひきこもりの相談	ニート等の状態で悩む本人(15歳～39歳)やその家族等の相談	③⑩ 地域若者サポートステーション		
		・あきた若者サポートステーション 月～金 9:00～17:00	秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3F (あきた就職活動支援センター内)	018(892)6021 または 018(853)4367
		・秋田県南若者サポートステーションよこて 月・火・木・金・土 10:00～16:00 ※金曜は午前中のみ	横手市横山町1-1 (すこやか横手1F)	0182(23)5101
		③⑪ 若者の居場所		
		・若者の居場所 in 鹿角 第1月 14:00～16:00	鹿角市花輪字下花輪86-2 (鹿角市社会福祉協議会内)	0186(23)2165
・若者の居場所 ゆかり 第1月 11:00～12:00	小坂町小坂鉦山字栗平19-12 (みんなのお家 だんらん)	0186(25)8020		

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号等
ニート・ひきこもりの相談	ニート等の状態で悩む本人(15歳～39歳)やその家族等の相談	・若者ステーション 平日 9:00～17:00	小坂町小坂字上前田7-1 (ゆーとりあ)	0186(29)3221
		・ユアスペース・さくら草 第2金 14:00～16:00 第1土 14:00～16:00 第4土 14:00～16:00	大館市字馬喰町48-1 (県北部男女共同参画センター内)	090(6627)4308
		・ぷらっとホーム 第3日 13:00～16:00	大館市三ノ丸103番地 (総合福祉センター3階)	0186(43)7017
		・若者の居場所 くまっこ 日 10:00～12:00	北秋田市花園町10-5 (市民ふれあいプラザ)	080(9629)7950
		・きたきた希望の会 必要に応じて随時	北秋田市花園町16-1 (北秋田市社会福祉協議会内)	0186(62)6868
		・コーヒーサロン ひとやすみ 第3土 13:00～15:00	能代市上町12-32 (能代ふれあいプラザ・サピノ)	0185(52)2471
		・フリースクール・フレスク 平日 10:00～15:00	秋田県能代市落合字下大野1-35	090(9032)8206
		・福祉の拠点 こみっと 月～金(相談は随時)	藤里町藤琴字三ツ谷脇110-1	0185(79)2848
		・三種町子ども・若者総合相談センター 月・火・金 10:00～14:00 相談は随時	山本郡三種町森岳字石倉沢1-2 (交流施設 カフェ リゾン)	0185(72)4123
		・カタクリ 原則第2木 13:30～16:00	※開催日により変わるため、 お問い合わせください	0185(76)4608
		・みんなの居場所 どんぐり2 第2土 14:00～16:00 金 16:30～17:15	男鹿市脇本脇本中野32-11 (脇本教会2階)	0185(47)6166
		・となりの居場所 第4木 14:00～16:00	潟上市飯田川下蛇川屋敷100 (神田医院別館内)	018(853)4367
		・「浦城」の歴史を伝える会 随時開催	八郎潟町浦大町字天道田100-1 (八郎潟町地域史料館内)	018(893)5848
		・フリースクールKOU 当事者：水、金 13:00～16:30 保護者：第2水、第2日 14:00～16:00	秋田市山王中島町1-1 (県生涯学習センター内)	018(853)4367
		・若者の語り場 ～Vinculo de la vida 土(不定期開催)	秋田市上北手荒巻字堺切24-2 (ゆとり生活創造センター内)	メール solsubir8@yahoo.co.jp
		・ゆうスペースAKITA 第1・3水 10:00～16:00 ※令和2年10月1日～令和5年3月31日(予定)まで、閉鎖	秋田市寺内神屋敷3-1 (ユースパル内)	018(880)2303
		・KHJ秋田ばっけの会本人の会 「居場所」 第3土か日 13:30～15:30 ※開催日(場所)は「魁」情報コーナーに掲載	秋田市山王一丁目1-1 (秋田中央市民サービスセンター内)	090(9539)2365
		・秋田県ひきこもり相談支援センター 青年グループ 第2水 14:00～16:00	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1階 (ひきこもり相談支援センター内)	018(831)2525
・とまり木 第2か第3木 ※開催日は市広報に掲載	由利本荘市瓦谷地1 (鶴舞会館 和室)	0184(23)2192		
・あおぞらサロン 毎月1回	由利本荘市瓦谷地1 (鶴舞会館) ※開催日により変わるため、 お問い合わせください	0184(74)7470		
・若者の居場所 にかほ 第4火 14:00～16:00	にかほ市金浦上林4-1	0187(66)1106		

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号等
ニート・ひきこもりの相談	ニート等の状態で悩む本人(15歳～39歳)やその家族等の相談	・大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」 平日 9:00～17:00 第1水 13:00～15:00	大仙市大曲丸の内町1-11-2	0187(66)1106
		・大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」 月・木・金・土・日 11:00～19:00	大仙市大曲須和町1-6-46	0187(62)5150
		・若者の居場所 びおら角館 第3火 14:00～16:00	仙北市角館町中菅沢30 (仙北市角館交流センター内)	0187(66)1106
		・若者の居場所 びおら六郷 第4火 14:00～16:00	美郷町六郷字馬町37 (清水の里ふれあいいいききサロ)	0187(66)1106
		・若者の居場所 びおら横手 第1火 14:00～16:00	横手市条里二丁目1-15 (サンサン横手内)	0187(66)1106
		・居場所サロン「りらとこ」 第4木 ※開催日時については、お問い合わせください	湯沢市古館町4-5 (湯沢市社会福祉協議会内)	0187(73)8696
		・てらすはうす 第3木 13:30～16:00	羽後町西馬内字本町23 (中央公民館内)	0183(62)5313
18歳以上のひきこもり状態にある本人やその家族等の相談	㊸	秋田県ひきこもり相談支援センター 月～金 10:00～16:00 ※面接相談は事前に要予約	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F (秋田県精神保健福祉センター内)	018(831)2525
子ども・若者に関する市町村の総合相談窓口	社会生活に困難を抱える子ども・若者の相談	㊹ 大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」 平日 9:00～17:00	大仙市大曲丸の内町1-11-2	0187(66)1106
		大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」 月・木・金・土・日 11:00～19:00	大仙市大曲須和町1-6-46	0187(62)5150
		三種町子ども・若者総合相談センター 月・火・水・金・土 10:00～17:00	山本郡三種町森岳字石倉沢1-2	0185(83)5034
その他の相談	消費生活相談(消費・契約トラブル、悪質商法など)	㊺ 秋田県生活センター 月～金 9:00～17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F	018(835)0999
		北部消費生活相談室 月～金 9:00～17:00	大館市字中町5 (旧正札竹村ビル1F)	0186(45)1040
		南部消費生活相談室 月～金 9:00～17:00	横手市旭川1-3-41 (平鹿地域振興局1F)	0182(45)6104
その他の相談	交通事故相談(交通事故に伴う損害賠償問題など) 外国人からの相談(日常の困りごとやどこに聞けばよいか分からない相談など)	㊻ 秋田県生活センター 月～金 9:00～17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F	018(836)7804・7805
		㊼ 秋田県外国人相談センター 月～金 9:00～17:45 第3土 9:00～17:45 【英語・中国語・韓国語】 木 13:00～17:00 【タガログ語・ベトナム語】 事前予約制 ※県内9地域に地域外国人相談員を配置しており、各地域での相談受付も可能(日本語対応のみ)	秋田市中通2-3-8 アトリオン1F (公益財団法人秋田県国際交流協会内)	相談専用ダイヤル 018(884)7050 メール soudan21@aihome.or.jp

3 県内の青少年団体の概要

※秋田県青少年団体連絡協議会に加入している団体

	団体名	活動の主要目的	事務局・連絡先
1	秋田県青少年団体連絡協議会	この会は、青少年団体相互の連絡提携を図りながら、進んで青少年活動の充実強化に努め、明るく豊かな郷土社会をつくることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
2	秋田県連合青年会	全県青年会の連絡協調を図るとともに、会員の自主・自立の精神を養い、豊かな郷土を建設し地域社会の発展を図ることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
3	公益社団法人日本青年会議所 東北地区秋田ブロック協議会	県内各地 11 ロムの青年会議所の質的向上を図り、全県的な事業活動を促進するとともに、日本青年会議所との連絡調整を行う。	〒010-0951 秋田市山王二丁目 1-54 三交ビル 3F TEL. 018-824-7070 FAX. 018-824-7071
4	秋田県商工会青年部連合会	商工会青年部の健全な発展を図るとともに、商工会組織の強化に寄与することを目的とする。	〒010-0923 秋田市旭北錦町 1-47 秋田県商工会館 4F TEL. 018-863-8493 FAX. 018-863-8490
5	秋田県農業協同組合青年部協議会	本協議会は、農村青年の連絡提携を密接にし、同士の結束を固め、青年の情熱と共同の力をもって自主的に農業協同組合運動に参加し、農業の近代化を促進して、農村の民主化を図り、社会的経済の向上を期すること。	〒010-0976 秋田市八橋南二丁目 10-16 TEL. 018-864-2141 FAX. 018-864-2155
6	秋田県農業近代化ゼミナール 連絡協議会	秋田県農業近代化ゼミナールを自主的な学習活動として展開するため、各農業近代化ゼミナール研修グループの連絡協調を図り、もって秋田県農業の担い手としての農業青年の資質の向上を目的とする。	〒010-8570 秋田市山王四丁目 1-1 秋田県農林政策課（事務局） TEL. 018-860-1726 FAX. 018-860-3842
7	秋田県 B B S 連盟	BBS とは Big Brothers and Sisters Movement（兄や姉のような身近な存在として）の略。 地域の若い住民が、非行少年の兄や姉のような存在として、友だち付き合いをしながら、その少年が自分で問題を解決できるよう側面から援助する活動を行う。	〒010-0951 秋田市山王七丁目 1-2 秋田保護観察所内 TEL. 018-862-3903 FAX. 018-888-1385
8	日本海洋少年団秋田県連盟	海に親しみ、海に学び、海にきたえるをモットーとし、団体訓練を通じて海事に関する知識と技術を習得するとともに、少年の健全育成を図ることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
9	秋田県青友会	内閣府主催青年海外派遣の事後活動として、会員の親睦を図るとともに、海外知識を広く普及し、県内青少年の健全育成に協力する。	（メールアドレス） iyoe.akita@gmail.com

	団体名【会（団）員数】	活動の主要目的	事務局・連絡先
10	秋田県青年赤十字奉仕団連絡協議会	青年赤十字奉仕団の全県的な連絡調整を図るとともに、その活動を促進し、且つ健全な発展を期するため必要な事項に対して、研究協議をすることを目的とする。	〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5 日本赤十字社秋田県支部内 TEL. 018-864-2731 FAX. 018-864-6852
11	日本ボーイスカウト秋田県連盟	「そなえよ、つねに奉仕の精神」を身につけ、野外活動の中で年齢に応じた技術や技能を習得し、ゲーム等を楽しみながら、すぐれた人格、健全な身体、社会に奉仕する豊かな心を育む。また、国際的な交わりを尊ぶ青少年を育てる。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-857-0068 FAX. 018-857-0068
12	ガールスカウト秋田県連盟	少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために責任ある市民として、自ら考え行動できる人となれるようにする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
13	秋田県レクリエーション協会	レクリエーション指導者の養成のみならずレクリエーションを原動力として、市民とともに地域の活性化を図る。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷 3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-847-6143 FAX. 018-847-6143
14	秋田県キャンプ協会	野外活動としてのキャンプの普及と、振興を目的とする。	〒012-0851 湯沢市吹張 2-3-2 TEL. 0183-73-1470 FAX. 0183-73-1470

4 市町村青少年行政主管課一覧、青少年育成課・市長村民会議一覧

①市町村青少年行政主管課一覧

市町村名	担当課(係・室)名	〒	住 所	TEL
秋 田 市	子ども未来部少年指導センター	010-8506	秋田市東通仲町4-1 アルヴェ5階	018-884-3869
能 代 市	生涯学習・スポーツ振興課	018-3192	能代市二ツ井町字上台1-1	0185-73-5285
横 手 市	生涯学習課	013-0045	横手市南町13-1 横手市民会館	0182(35)2254
大 館 市	生涯学習課	018-3595	大館市早口字上野43-1	0186-43-7113
男 鹿 市	生涯学習室	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185-24-9133
湯 沢 市	生涯学習課	012-8501	湯沢市佐竹町1-1	0183-73-2163
鹿 角 市	生涯学習課	018-5292	鹿角市花輪字荒田4-1	0186-30-0292
由利本荘市	生涯学習課	018-0692	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61	0184-32-1332
潟 上 市	文化スポーツ課	010-0201	潟上市天王字榛沼台226-1	018-853-5363
大 仙 市	生涯学習課	014-0062	大仙市大曲上栄町2-16	0187-63-1111
北 秋 田 市	生涯学習課	018-3312	北秋田市花園町10-5	0186-62-1130
に か ほ 市	生涯学習課	018-0311	にかほ市金浦字南金浦49-2	0184-38-2171
仙 北 市	生涯学習課	014-0592	仙北市西木町上荒井字古堀田47	0187-43-3383
小 坂 町	学習振興班	017-0201	小坂町小坂字砂森7-1	0186-29-2069
上小阿仁村	教育委員会	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原60-3	0186-60-9000
藤 里 町	生涯学習係	018-3201	藤里町藤琴字家の後67	0185-79-1327
三 種 町	生涯学習係	018-2104	三種町鹿渡字東二本柳29-3	0185-87-2113
八 峰 町	生涯学習課	018-2507	八峰町峰浜田中字野田沢20-1 八峰町公民館	0185-76-2323
五 城 目 町	健康福祉課	018-1792	五城目町西磯ノ目1-1-1	018-852-5128
八 郎 潟 町	教育課	018-1692	八郎潟町字大道80	018-875-5812
井 川 町	教育委員会	018-1596	井川町北川尻字海老沢樋ノ口79-2	018-874-4424
大 潟 村	教育委員会	010-0494	大潟村字中央1-1	0185-45-3240
美 郷 町	生涯学習課	019-1234	美郷町飯詰字北中島37-1	0187-84-4915
羽 後 町	教育委員会	012-1131	羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111
東 成 瀬 村	教育委員会	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下30-1	0182-47-3415

②青少年育成県・市町村民会議一覧

(令和4年10月1日現在)

会の名称 会長名	〒	事務局住所	担当課名	電話番号 FAX番号
青少年育成秋田県民議 会長 熊谷 隆 益	010-8570	秋田市山王4-1-1 秋田県庁5F	次世代・ 女性活躍支援課	018-860-1554 018-860-3895
青少年育成秋田市民議 会長 遠田 順 夫	010-8506	秋田市東通仲町4-1 アルヴェ5F 市子ども未来センター 少年指導センター内	少年指導センター	018-884-3869 018-887-5335
青少年育成能代市民議 会長 田中 仁 純	018-3192	能代市二ツ井町字上台1-1 市生涯学習スポーツ振興課内	生涯学習・ スポーツ振興課	0185-73-5285 0185-73-6459
青少年育成横手市民議 会長 内山 純 男	013-0045	横手市南町13-1 横手市民会館内	生涯学習課	0182-35-2254 0182-32-7871
青少年育成大館市民議 会長 佐藤 照 雄	018-3595	大館市早口字上野43-1 市生涯学習課内	生涯学習課	0186-43-7113 0186-54-6100
青少年育成男鹿市民議 会長 小野 準 一 郎	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1 市教育総務課内	教育総務課	0185-24-9102 0185-24-9156
青少年育成湯沢市民議 会長 柿 崎 清	012-8501	湯沢市佐竹町1-1 市生涯学習課内	生涯学習課	0183-73-2163 0183-72-8515
青少年育成鹿角市民議 会長 高杉 奈 穂 子	018-5292	鹿角市花輪字荒田4-1 市生涯学習課内	生涯学習課	0186-30-0292 0186-30-1140
青少年育成由利本荘市民議 会長 東海 林 秋 夫	018-0692	由利本荘市西目町沼田字弁天前 40-61 市生涯学習課内	生涯学習課	0184-32-1332 0184-33-2202
青少年育成潟上市市民議 会長 瀬下 翁 悦	010-0201	潟上市天王字棒沼台226-1 市文化スポーツ課内	文化スポーツ課	018-853-5363 018-853-5277
青少年育成大仙市民議 会長 佐藤 久 美 子	014-0062	大仙市大曲字栄町2-16 市生涯学習課内	生涯学習課	0187-63-7262 0187-63-7131
青少年育成北秋田市民議 会長 中 嶋 俊 彦	018-3312	北秋田市花園町10-5 市生涯学習課内	生涯学習課	0186-62-1130 0186-62-1669
青少年育成にかほ市民議 会長 須田 壽 夫	018-0311	にかほ市金浦字南金浦49-2 市生涯学習課内	生涯学習課	0184-38-2171 0184-38-4925
青少年育成仙北市民議 (仙北市生涯学習課) 会長 代行 武藤 寛 幸	014-0512	仙北市西木町上荒井字古堀田47 仙北市生涯学習課内	生涯学習課	0187-43-3383 0187-47-2244
青少年育成小坂町民議 会長 成田 一 志	017-0201	小坂町小坂字砂森7-1 小坂町中央公民館セパーム内	中央公民館	0186-29-2069 0186-29-4436
青少年育成上小阿仁村民議 会長 伊藤 敏 夫	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原60-3 村教育委員会内	生涯学習課	0186-60-9000 0186-77-3223
青少年育成藤里町民議 会長 鎌田 孝 人	018-3201	藤里町藤琴字家の後67 町教育委員会内	教育委員会	0185-79-1327 0185-79-2227
青少年育成三種町民議 会長 新堀 賢 一	018-2104	三種町鹿渡字東二本柳29-3 町教育委員会内	教育委員会	0185-87-2113 0185-87-3052
青少年育成八峰町民議 会長 三浦 栄 悦	018-2507	八峰町峰浜田中野田沢20-1 町公民館内	教育委員会	0185-76-2323 0185-76-2387
青少年育成五城目町民議 会長 武田 和 栄	018-1792	五城目町西磯ノ目1-1-1 町健康福祉課内	健康福祉課	018-852-5180 018-852-5367
青少年育成八郎潟町民議 (八郎潟町青少年問題協議会) 会長 畠山 菊 夫	018-1692	八郎潟町字大道80 町教育委員会内	教育委員会	018-875-5812 018-875-5950
青少年育成井川町民議 (井川町子ども会育成連絡協議会) 会長 湊 政 彦	018-1596	井川町北川尻字海老沢樋ノ口79-2 町公民館内	公民館	018-874-4424 018-874-2924
青少年育成大潟村民議 会長 藤原 宏 之	010-0494	大潟村字中央1-21 村公民館内	教育委員会	0185-45-2611 0185-45-2661
青少年育成美郷町民議 会長 熊谷 良 夫	019-1234	美郷町飯詰字北中島37-1 町公民館内	生涯学習課	0187-84-4915 0187-83-2451
青少年育成羽後町民議 会長 沼澤 晴 夫	012-1131	羽後町西馬音内字中野177 町中央公民館内	中央公民館	0183-62-1128 0183-62-2120
青少年育成東成瀬村民議 会長 沼倉 喜 一	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下30-1 村教育委員会内	教育委員会	0182-47-3415 0182-47-2119